

第八十回国会 内閣委員会 議 録 第十二号

昭和五十二年四月十九日(火曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 正示啓次郎君

理事 木野 晴夫君 近藤 鉄雄君
理事 竹中 修一君 塚田 徹君
理事 木原 実君 長谷川 正三君
理事 鈴木 康雄君 宇野 新吉君
理事 逢沢 英雄君 中馬 辰猪君
理事 関谷 勝嗣君 中村 弘海君
理事 塚原 俊平君 上田 卓三君
理事 湊 徹郎君 大出 俊君
理事 上原 康助君 榎野 泰二君
理事 栗林 三郎君 安井 吉典君
理事 矢山 有作君 市川 雄一君
理事 新井 彬之君 甘利 正君
理事 柴田 睦夫君
理事 中川 秀直君

出席國務大臣

文部大臣 海部 俊樹君
厚生大臣 渡辺 美智雄君
國務大臣 園田 直君
(内閣官房長官)
(行政官房長官)
(防衛庁長官) 三原 朝雄君

出席政府委員

行政管理庁長官 加地 夏雄君
官房審議官 辻 敬一君
行政管理庁行政 川島 鉄雄君
監察局長 長 亘理 彰君
防衛庁長官官房 齋藤 一郎君
防衛施設庁長官 齋藤 一郎君

委員外の出席者

防衛施設庁総務 鋼崎 富司君
部長 高島 正一君
防衛施設庁施設 古賀 速雄君
部長 唐沢 俊二君
文部政務次官 井内 慶次郎君
文部大臣官房長 吉里 邦夫君
文部省社会教育 山下 眞臣君
局長 佐分利 輝彦君
厚生大臣官房長 松浦 十四郎君
厚生省公衆衛生 局長 国川 建二君
厚生省環境衛生 局長 石丸 隆治君
厚生省環境衛生 局水道環境部長 上村 一君
厚生省医務局長 曾根 田村君
厚生省業務局長 八木 哲夫君
厚生省社会局長 木暮 保成君
厚生省年金局長 岡田 達雄君
社会保険庁医療 保険部長 大和田 潔君
社会保険庁年金 部長 安井 吉典君
行政管理庁行政 監察局長 佐々木 富夫君
文部省大学局医 学教育課長 五十嵐 耕一君
文部省大学局医 学教育課長 箕輪 哲君
自治省財政局公 営企業第二課長 田井 順之君
会計検査院事務 総局第五局長 東島 駿治君

内閣委員会調査 室長 長倉 司郎君

委員の異動

四月十五日

辞任

塚原 俊平君

大内 啓伍君

同日

辞任

川崎 秀二君

同日

同月十九日

辞任

栗林 三郎君

同日

中川 秀直君

同日

辞任

大出 俊君

同日

甘利 正君

同日

上原 康助君

同日

四月十五日

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係

る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外

三名提出、参法第一三三号(予)

は本委員会に付託された。

四月十五日

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係

る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治外三

名提出、参法第一三三号(予)

は本委員会に付託された。

名提出、参法第一三三号(予)
は撤回された。

四月十八日

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係

る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外

五名提出、参法第一四四号(予)

同日

軍務託の旧特務機関員に恩給給付に関する請願

(広沢直樹君紹介)(第三二六六号)

同(大内啓伍君紹介)(第三二九七号)

同外一件(島居一雄君紹介)(第三二九八号)

扶助料及び遺族年金の改善に関する請願(野田

毅君紹介)(第三一六七号)

同日

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

(坪川信三君紹介)(第三三九〇号)

扶助料及び遺族年金の改善に関する請願(瀬野

栄次郎君紹介)(第三四一一号)

軍務託の旧特務機関員に恩給給付に関する請願

外二件(曾根益君紹介)(第三四二二号)

同(稲富綾人君紹介)(第三四八二号)

同(大内啓伍君紹介)(第三四八三三号)

同外一件(中川秀直君紹介)(第三四八四号)

同(中野寛成君紹介)(第三四八五号)

同外一件(中村正雄君紹介)(第三四八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

委員派遣承認申請に関する件

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措

置法案(内閣提出第四号)

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案(安井吉典君外二名提出、衆法第六号)文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○正示委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び安井吉典君外二名提出の沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。三原防衛庁長官。

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○三原防衛大臣 ただいま議題となりました沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、沖縄県の区域内の駐留軍用地、自衛隊用地及び復帰後駐留軍から返還された土地の大部分につきましては、前大戦による土地の公簿、公図の焼失、戦争と米軍の基地建設に伴う土地の形質変更等により、一筆ごとの土地の位置境界が現地に即して確認できない状況にあります。

このような状況が駐留軍用地等に多く残っている原因は、これらの土地が駐留軍等の施設内にあり、または施設内にあったため、特にその位置境界の明確化が困難であったことによるものであります。が、このような状況は、相続や売買の際に必要となる土地の分合筆や駐留軍から返還された土地の

利用等の面で、沖縄県民の経済的活動に著しい支障を与えております。

一方、沖縄県の区域内において駐留軍または自衛隊の用に供している土地の使用につきましては、その所有者との合意によることを原則としております。しかしながら、どうしてもこの合意を得ることができない土地につきましては、現在、やむを得ず、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律に基づき暫定使用しているところであり、同法によれば、この暫定使用の期限は昭和五十二年五月十四日までとなっております。

そこで、右の法律に基づき現在使用している土地について見ますと、この土地は、沖縄の復帰以後国が土地所有者となつた重要な契約折衝等の努力を払ってきた結果、当初よりも大幅に減少し、昭和五十二年三月一日現在、要契約件数二万八千三百三十八件のうち四百四十八件、要契約面積約百七十七平方キロメートルのうち約二十一平方キロメートルを残すのみとなっております。

政府は、この土地につきまして、今後引き続く契約折衝等の努力を払ってまいり所存であります。が、このような努力を払っても、なお、昭和五十二年五月十五日以後引き続き駐留軍または自衛隊の用に供する必要があるが、その所有者との合意に基づく使用の権原を取得できない土地が若干残るものと予想されます。

このような場合、現行の法制度におきましては、駐留軍用地の使用に関する特別措置法または土地収用法に定める手続により使用することとされておりますが、さきに述べました位置境界が現地に即して確認できない土地につきましては、使用しようとする土地を現地に即して特定できないため、これらの法律による使用について、所要の手続をとることができません。

以上述べました沖縄県の区域内の駐留軍用地等の大部分の土地の位置境界が現地に即して明らかでない実情にかんがみ、その位置境界の明確化のための措置を定めるとともに、現に駐留軍または自衛隊の用に供している沖縄県の区域内の土地で

昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定める必要があると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

駐留軍用地等に存する一筆ごとの土地の位置境界の明確化のための措置といたしましては、第一に、那覇防衛施設局長は、土地の位置境界を明らかにするために参考となる物証等を記載した地図の作製、この地図及び写真等の一般への閲覧及び関係所有者の代表者に対する交付、関係所有者の協議が円滑に行われるために必要な援助、図上確認を行った関係所有者に対する現地立ち会ひの通知等を行うことにより、関係所有者が行う一筆ごとの土地の位置境界の確認についてその推進援助を行うこととしております。

第二に、関係所有者が一筆ごとの土地の位置境界を確認したときは、那覇防衛施設局長は、国土調査法の地籍調査に準ずる調査及び測量を行うこととしております。

第三に、政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとするとしてされております。

次に、昭和五十二年五月十五日以後引き続き駐留軍または自衛隊の用に供すべき土地の使用の特例といたしましては、第一に、使用の特例が適用される土地は、昭和五十二年五月十五日以後も引き続き駐留軍または自衛隊の用に供する必要があること、これらの用に供することが適正かつ合理的であること及びその位置境界が明らかでないため駐留軍用地の使用に関する特別措置法または土地収用法に定める手続がとれないこととのすべての要件を備えている土地であることとしております。

第二に、昭和五十二年五月十五日前に、内閣総理大臣による使用の認定の告示があったときは、

国は、その告示に定められた区域内の土地で、その所有者との合意により使用の権原を取得できないものを、同日から、その土地の位置境界が確認された後直ちにとるべき必要な手続の結果が得られる等一定の事由が生ずるまでの間、使用することができるとして、この告示に至るまでの手続といたしまして、特に、利害関係人の意見書の提出、防衛施設中央審議会への諮問等権利者の保護に配慮しつつ、位置境界が明らかでないという土地の特殊性に応じた一定の手続を定めることとしております。

第三に、国は、毎年度、使用によって通常生ずる損失を、近傍地の地代及び借賃等を考慮してその年度の開始時の価格によって算定した額により、土地所有者等に対し、補償しなければならぬこととする。また、その土地を駐留軍または自衛隊の用に供する必要があるが、遅滞なく、その土地を使用できなくなったときは、遅滞なく、その所有者に返還し、原状回復等を行わなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○正示委員長 次に、安井吉典君。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○安井議員 私は日本社会党、公明党、国民会議及び日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題となりました沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案につき、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

昭和四十七年、アメリカから沖縄の施政権が返還されてからすでに五年が経過しようとしています。が、われわれは、まず、沖縄問題についての基本的認識を明らかにしておかなければなりません。沖縄県民は、本土の国民に、絶えず幾つかの問ひかけをしているのであります。

かつての島津藩の沖縄征服や明治政府の琉球処分には、さかのほらないとしても、太平洋戦争で本土も原爆を初め空襲を受けたが、なぜ沖縄だけが、米軍の上陸による凄惨な陸上戦闘で二十数万人の犠牲者を出し、米軍にじゅうりんされ、土地が強奪されなければならなかったのか。

二十年八月、戦争は終わり本土には復興のつち音が響き始めたが、沖縄は米軍が居座ったままであり、その後本土は経済成長路線をどんどん進むのに、なぜ沖縄だけは、全島を軍事基地化され、何と二十七年間も米軍施政権下に放置されなければならなかったのか。

四十七年五月十五日、沖縄返還協約は発効し祖国復帰はできたが、公用地暫定使用法で土地は取り上げられたままで、米軍基地はなくなるどころか、朝鮮戦争やベトナム戦争の後方基地として強化され、沖縄の経済開発や社会開発を阻害し続けられており、この狭い沖縄だけに全国の基地の五三％が集中し、沖縄に基地があるというよりも、基地の中に沖縄があるという状況、なぜ沖縄県民だけが耐えていかなければならなかったのか。

復帰とともに沖縄振興開発十カ年計画が立てられ、海洋博を初め特別な公共投資が行われてきたといふが、いま計画の中折れ地点で達成できたのは人口の増加だけであり、相変わらずの物価高、本土の三倍半の失業率、医療、社会福祉、教育施設などあらゆる分野の立ちおくれ、産業経済の後進性は少しも解決できない。沖縄県民にとって、祖国復帰とは果たして何であったのか。

このような沖縄の厳しい現実を、挙げて今日までの自民党政治の責任であります。そして、この際、政府も国会も、この百万県民の深刻にして切実な問ひかけに、誠意をもって、現実の政治の中

でこたえていかなければなりません。

われわれは、このような基本的な認識と理解の上に立ち、沖縄の戦争後遺症の最大のものの一つである地籍不明土地をどうするかという問題と取り組んでいることを、ここに明らかにしておきたいのであります。

沖縄においては、戦争による大量破壊、武力による土地取り上げ、そして三十年に近い軍事基地建設で、田畑はつぶされ、山林は削られ、住宅は撤去され、土地の形質は変わり、位置境界は不明となった上、戦火で土地の公簿と公図も焼失してしまっています。

軍用地が返還されても、どこがだれの土地か境界がわからず、広大な土地が荒れほうだいになっているところがあるかと思えば、米軍により市街地全部が立ち退かされ、そこが軍用地とされたものが、その後返還され新しい市街地が形成されたものの、新市街と旧市街で道路も住宅敷地も全部食い違い、トラブルの絶えないところもあり、返還された軍用地で跡地が利用されているものはわずかに五・三％にすぎない現状であります。土地の売買、相続、借金の担保等、日常生活のすべてに支障を来しております。

しかも政府は、県民の要求や国会でのしはばの指摘にもかかわらず、地籍問題に対する取り組みはきわめて不熱心で、現在防衛施設庁と沖縄開発庁が進めつつある作業は、手法はまちまちで遅々として進まず、地籍明確化の特別立法を考慮するわけでもなく、問題を回避してきた政府の怠慢と無責任を強く指摘せざるを得ません。

先ほどの防衛庁長官の御説明で、政府提出の新法案は地籍解決のためのもののように言われましたが、私には決してそうとは思えないのであります。

五年前の復帰の時点において、政府・自民党は、違憲立法という野党の非難を退け、公用地暫定使用法を強行成立させ、米軍が銃剣とブルドーザーにより取り上げ使用していた土地を、復帰後もそのまま米軍と自衛隊に提供する暫定措置を講じて

まいりましたが、政府側の強制にもかかわらず借地契約を拒否している反戦地主がなお五百人近くもあり、公用地暫定使用法に対する違憲訴訟も提起され、現在公判中であり、その暫定期間経過後も反戦地主の土地財産を引き続き取り上げておくために立案されたのがほかならぬ政府の基地確保立法であり、現在の暫定使用法の沖縄差別、強い違憲性をそのまま引き継ぐものと言わねばなりません。

すなわち、新法案は、地籍の明確化をうたい文句としてはいるが、これは県民の要求を逆手にとり、地籍が明らかとなるまで半永久的に反戦地主の土地を取り上げ、米軍と自衛隊の基地を確保することを本質とするものにはかなりません。

かつ、この法案によつては、沖縄の地籍問題の早急な解決はできないと思うのであります。なぜならば、復帰前返還地や非軍用地の地籍の解決が最もむずかしいのに、政府案は、これらは沖縄開発庁の担当で防衛庁には関係がないとして対象から外しているのであります。また、地籍明確化の手法は、関係地主の集団協議に任せるやり方であり、訴訟にでもなれば長期間解決がとれるのであり、このような政府の責任逃れのやり方では、地籍問題の解決は百年河清を待つに等しいと思ふのであります。

沖縄県当局は、沖縄開発庁から復帰前の地籍明確化作業を預けられ、地籍問題対策協議会と担当部門を設け、真剣な取り組みをしてまいりました。その具体的な実験の結果から、沖縄県における境界不明地域に係る地籍明確化のための土地調査に関する法律案要綱が作成され、昨年十月、県民世論を背景に立法化を要請してまいりましたので、私たちは、これを基礎に三党の意見をも加え法制化の作業を進め、政府案に対する代案というよりも、むしろ沖縄における県民生活の最も基本的な問題の解決のための法案として、ここに提出の運びとなったものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

あります。

次に、この法律案につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、沖縄県における位置境界明確化作業の実施主体とその手続についてであります。さきの提案理由でも申し上げましたように必要経費を含め、国の責任で実施することといたしております。国が実施主体となることを基本に、沖縄開発庁長官は、位置境界不明地域の指定等を行うとともに沖縄位置境界不明土地審査調整会議の議を経て位置境界明確化作業計画を策定し、五年間で本法律の目的が達せられるよう年度計画を定めることといたしております。

第二は、位置境界不明地域内の土地に係る行為の規制についてであります。沖縄開発庁長官による位置境界不明地域の指定の公示があった日の翌日より、国土調査法に基づき内閣総理大臣から登記所に当該位置境界不明地域に係る国土調査の成果の写しが送付された日までの間、地目もしくは地積の変更もしくは是正、分筆もしくは合筆または滅失の登記を申請しようとする者は、沖縄開発庁長官の許可を受けなければならないことといたしております。

第三は、沖縄位置境界不明土地審査調整会議の設置についてであります。本法律の権限に基づく諸事項の調査審議のほか、沖縄開発庁長官の諮問に応じ、位置境界不明地域に係る土地に関する問題について調査審議するため、委員十五人以上から成る沖縄位置境界不明土地審査調整会議を沖縄開発庁の付属機関として設置することといたしております。

第四は、位置境界明確化作業の実施についてであります。

その一は、地図の策定等についてであります。沖縄開発庁長官は、位置境界明確化作業計画に基づき年度計画を策定したときは、位置境界不明地域に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町または字の区域並びに位置境界不明地域に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、

井戸その他の参考なる物が現に存在し、または存在した場所を記載した地図を速やかに作製するとともに地図並びにこれに関する写真及び平面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告することとしたしております。

この公告があった後、位置境界不明地域内の各筆の土地所有者の過半数の合意により関係所有者のうちから代表者を定め、この代表者に対し、地図等を交付することとしたしております。

その二は、位置境界の確認のための協議についてであります。

以上の手続を経たのち、沖繩開発庁長官による必要な援助を受けつつ関係所有者による位置境界の確認のための協議を行い、当該区域内の全部または一部の位置境界が確認され、その協議内容が沖繩開発庁長官に通知されたならば、沖繩開発庁長官は、現地に即して確認するため、当該通知に係る所有者に対し、立ち会うべき期日、場所等を通知し、所有者立ち会いによって確認することとしたしております。

その三は、位置境界の確認の協議が不成立になった場合についてであります。

沖繩開発庁長官は、位置境界の確認のための所有者間の協議が不成立となり、その旨通知があった場合には関係所有者に対し、期限を定め、再協議を求めることとしたしております。

その四は、位置境界の決定の申請についてであります。

前述のような協議、あるいは再協議によってもなお位置境界が確認できなかった場合には、関係所有者の三分の二以上の同意を得て、関係所有者は、沖繩開発庁長官に対し、位置境界を決定するよう申請することができることとし、このような申請があった場合には、沖繩開発庁長官は、関係所有者に対する公開聴問を行い、審査調整会議の議を経て申請土地の位置境界を決定することができることとしたしております。

その五は、沖繩開発庁長官による位置境界の決定に対する異議申し立てについてであります。

沖繩開発庁長官による決定に対する異議申し立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、当該決定の効力が生じた日の翌日から起算して三十日以内とするとともに訴願前置の原則から、審査調整会議の議を経た後でなければ裁判所に出訴できないこととしておりますことは申し上げるまでもありません。

その六は、地籍調査に準ずる調査についてであります。

沖繩開発庁長官は、位置境界が明らかとなった場合は、速やかに、地図及び簿冊を作製しなければなりません。その様式及び調査、測量は、国土調査法の規定を準用することとしたしております。

第五は、位置境界の明確化を促進するための措置についてであります。国または地方公共団体は、位置境界の明確化により、当該土地が、道路、港湾施設、河川管理施設、公園、緑地、広場、運動場その他公共の用に供する施設、その他国または地方公共団体が設置する施設で政令で定めるものの用に供されている等の場合、損失補償を行うものとし、地方公共団体が、この損失補償を行った場合は、国はその経費の全部を負担するものとしたしております。

またこの損失補償とは別に、国は、当該土地が、道として一般交通の用に供されていること、河川、海面または用排水路として一般公共の用に供されていること等の場合、損失補給金を支給することとしたしております。

第六は、権利の調整についてであります。位置境界が明確になったことに伴い、当該土地を建物その他の工作物の所有または耕作もしくは養蚕のため使用している者が、権限を有していないことが明らかとなった場合にも、賃借権の優先的取得を保障する等所用の規定を整備いたしております。

このほか、位置境界が明確になり、当該土地に所有者以外の者が建物等の工作物を放置している場合、土地所有者は、当該建物等の所有者に対し、

買い取りを申し出ることができることとし、この買い取りの申し出に応じないときは、当該土地所有者は、沖繩開発庁長官に対し、時価で土地を買い取るよう請求することができることとしたしております。

以上が本法律案の概要であります。最後に返還土地の現状回復や地主が利用し得るまでの補償等については別途措置する必要があること、また本法案成立の際は憲法第九十五条の住民投票に付すべきであるとの考えを提案者が持っておりますことをここに申し添え、提案者を代表しての私の御説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○正示委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○正示委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出の沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び安井吉典君外二名提出の沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案の両案について、沖繩県に委員を派遣し、審査の参考にいたしたいと存じます。

つきましては、議長に対し委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○正示委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、派遣の日時、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○正示委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○正示委員長 この際、連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

農林水産委員会に付託されております領海法案について、農林水産委員会に対し連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○正示委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等は、委員長間で協議の上、追って公報をもってお知らせすることといたします。

○正示委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 文部省設置法改正案そのものもいろいろありますけれども、実は、本来この委員会が議論すべきもの、言いかえれば、この委員会に提案をして法律改正を求めなければならぬものを、皆さんがやみをやまして、ごまかしまして、文教で扱っております国立学校等の法律の附則で、いわゆる総定員法ですね、総定員法は正式名称ではございませんけれども、これをちょっと直しておこうというかご抜きたいなことを行管はよくやるので困るのです。前回二回、前科二犯でございまして、しかと念を押して、あなた方はそういうことをしないと約束をしたわけでありましたが、人がかわるとすぐまた約束違反をする。したがって、実はきょうは総理にお出かけをいただいて、そのお答えいかなければ法律を通さない。国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を衆議院は通しましたが、手を合わせて頼むなんという人もいましたから、しょうがないから参議院まで持っていきました。が、参議院の方では、これは連合審査を申し入れております。総定員法に関しては所管の委員会は

内閣委員会がございますから。それを、この設置法の附則の方でこそっと直しておこうなんというよからぬたくらみを皆さんがおやりになるの許したい。定員管理というものはそう簡単なものではない。したがって、お答えいかなんでは、これは参議院の方とも話をしておきまして、何と云われても通さない。実はこういう話になっているわけでありませう。

そこで、きょうは総理にお出かけいただきかったのですが、園田さん、行管の長官おやりになったことございませうか。

○園田国務大臣 やったことございませう。

○大出委員 どうも素人官房長官相手に質問する気にならぬのですけれども、総理代理というのだからしやうがないと思つてがまんしますがね。

そこで、時間がありませんから簡単にお答えいたしたいのですが、国家行政組織法というのはいつ提案され、いつ決まったのですか。——時間がなから、そんなもの探しているなら、いいから座っていきなさい。

ところで、国家行政組織法ができる前に、当時総司令部、GHQがございましたから、定員に関する暫定措置法がございました。これは御存じでございますか。

○辻政府委員 国家行政組織法に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律というのがございましたことを承知いたしております。

○大出委員 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律、これが正式の名称で、ちよつと違いがありますので、議事録に残りますからはつきり申し上げておきますが、これが昭和二十三年十二月十八日、法律第二百四十七号ということ。これが暫定的にありまして、やがて国家行政組織法ができる。国家行政組織法は読んで字のとおりでございまして、国家行政組織の基本であります。これを離れて国家行政は成り立ちません。この基本の法律で定員に關しては法定をする、恒常的な職の定員というのは法律で定める。つまり定員の法定化ということ

であります。それが国家行政組織法で明確になることになっていました。したがって、この二つを踏まえて行政機関職員定員法が出てくるわけでありませう。これは何年でございませうか。

○辻政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、二十三年四月三十日から二十三年末までの法律でございまして、その後、大出委員の御指摘がございましたように、二十四年の一月から五月末まで、昭和二十三年法律二百四十七号ということになっております。それから、行政機関職員定員法は、昭和二十四年法律百二十六号でございまして、昭和二十四年六月一日から昭和三十六年三月三十一日まで施行されていたわけでございます。

○大出委員 時間がありませんから省略をしますが、これは前の政府でありますけれども、責任継承の原則がございませうから、この行政機関職員定員法を、国家行政組織法の改正、各省設置法の改正という形で細分化して決めたわけでありませうが、これはいつでありますか。

○辻政府委員 昭和三十六年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで、ただいま御指摘のように、国家行政組織法と各省設置法が施行されておまして、定員に關しましては各省設置法で規定をいたしておたわけでございます。

○大出委員 ここにございませうが、国家行政組織法等の一部を改正する法律案、当時、小沢重喜さんが行管の長官の時代であります。ここで「さらに定員というものは、本来組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は機構と職員の定員により規制されるべきものでありますから、従来のように定員のみを切り離して規定することは適当でない」そこで「各省庁等の必要とする具体的定員については、従来規制の対象としていなかった特別職の職員をあわせて、それぞれ当該省庁等の設置法に規定するようにいたします」これが小沢重喜さんの提案理由であります。

これはどういふことかといふと、行政機関職員の定員にかかわる法律が別にある、国家行政組織法はこつちにある、こういうかっこうは間違

いだつたわけ。なぜならば、一つの行政機関の中でポスト——職というのはポストですけれども、仕事をするとポスト、行政サービス上必要なポスト、職、その職の裏づけに人がいるわけでありませう。この職に一年以上いますというわけ、これを稱して恒常的な職、これを定数というわけでございます。だから、機構というものがあつて、そこに——仕事が出来れば機構はないのですから、その一つ一つはポストである。そこに一年以上人がいる、これが恒常的な職。この職の定員というのは法律で決める。その法律が、別に定員法というものがあつたんじゃないや間違ひだ、機構とやらはらの関係なんだから。したがって、各省の設置を決めていく設置法の中で定数を決めるという提案をしてたわけでありませう。政府がした。これについては各党満場一致で成立をしております。せつかく満場一致で成立をして、各省設置法で定数の増減を決めてきておりましたものを——その基本にあるのは、国家行政組織法で恒常的な職の定員というものは法律で決めることであるからであります。国家行政組織法の十九条の一項であります。これをあなた方は、四十二年のときに旧来の物の考え方

を百八十度変えて、戦後一貫して流れてきた定員管理方式をひっくり返して、いまのいわゆる総定員法というものを基本にして総定員法をつくるとおっしゃつたのか。基本となるべきものが三つ、四つございませうけれども、お答え願ひたい。

○辻政府委員 機構と定員との関係につきまして、いろいろな考え方、御議論があるわけでございます。ただいま御指摘になりましたように、定員管理の法制につきましてはいろいろと変遷を経ていくわけでございます。ただ、機構と定員が密接な関連があることは申すまでもないわけでございます。管理の態様と申しますか、あり方と申しますか、それはやや違ひ面もあるのではないかと思つておられるわけでございます。機構の方はどちらかと申しますと、より恒久的、永続的な管理になじむわけでございますし、定員の方は

より彈力的、機動的な管理になじむのではないかというふうに考へておられるわけでございます。そういう考へ方に立ちまして、いわゆる総定員法を御提案申し上げて成立をさせていたいたしたわけでございます。そして、総定員法の考へ方は、御承知のとおり、国家公務員の総数の増加を抑制しながら、その中におきまして省庁はもとより、省庁間を超える定員の再配置を彈力的、機動的に行ひまして、定員管理の適正を期してまいりたいという考へ方に立つたものでございませう。

○大出委員 ここでは一つ大きな問題が抜けておりますが、国家行政組織法の十九条というのをあなた方は削除した。問題の焦点はここにある。つまり行政の基本である国家行政組織法で、十九条で決めることになつていた。これをあなた方は切つた、削除をした。これは大憲御都合主義、便宜主義。そうしておいて各省設置法から定数を全部おつ外した。かつて行政機関職員定員法というのは定員の法律だけであつた。機構と結びつかない。これは根本的に間違ひだ。と提案した政府が、改めてまた定員法にした。つまり行政機関職員定員法に類似する定員のみ、わずか三条しかない法律をあなた方は出してきた。つまり法律で決めることになつていた定数をいわゆる総定員法という形に切り替へたのです。だから法律で決めるという条文がなくなつたから、国家行政組織法の十九条を切つた、こういう理屈なんです。そのときに私は、佐藤総理の時代でございませうけれども、法律で決める、こういうことになつていたのに国家行政組織法十九条を削るということになるとすると、根本的に定員管理の思想が違つてしまふ。そこで念のために承知したいのだが、このこと、私が質問をして、この定員管理というものは対国民という意味で確かにサービス行政には違ひないけれども、世の中複雑多岐にわたればサービス行政だから機構がふえる、ふえるが、国家財政との関係でどこでこれをコントロールするかといふことになるのだから、法定主義が正しいのだが、その基

本原則はどこかにいくのかと言つたら、いかない
 と言う。総理は、總定員法というものはこれは法
 律だと言う。だから五十万何がしという總体の定

員、これが上回るようなことのないようにしたいのだが、上回るといふことになれば法律改正を求めざるのだから法定するんだ、こういう理屈だった。これが当時の総理の言い分でございますして、実は三国会これが通りませんで、さんざんもめたものでございしますから、総裁室に行つて、佐藤総理に私は直接お目にかかつて長い話もした。いや大出さん、とにかく理論的にはあなたのおっしゃるとおりだ、私は理論の通りぬ一省一局削減というショック療法をやつた、それでもなおかつ各省がふやそうとするので、しょうがないからこういうやり方をするのだから、筋は通りぬがひとつがまんとしてくれ、そのかわり総定員の定数がふえるぞということになるば、これは国会に、所管の内閣委員会にかけてふやすこととお認めいただくという手続をとるのだからと、こういうことだった。

ところかあなた方が今度出してきたやり方は、総
定員法と言われるものはそのままにしておいて、
片方の国立学校設置法の方で、附則で、総定員法
の枠から、ナショナルプロジェクトなどと言って、
つまりお医者さんの学校のない県等々についてけ
次々につくっていくのだということで、ナショナル
プロジェクトだからこれを外すのだと言って向
こうで外す。これは重大な約束違反で、しかもこ
の総定員法は三国会にわたり議論をして、最終的
にあなた方は強行採決した。せっかく満場一致で
通ってきたいた旧来の定員管理の方式を根本的に
変えた。だからこの党も賛成しない、最後に強
行採決をする、こういうことをやっておる。その
ときの約束は、上回れば必ず総定員法の定数の頭
をふやすという形の改正を委員会にお諮りをする、
こう言っていた。やらない。これはどういふ
神経なんですか。まず承っておきたいのですがね
官房長官、あなたも長く歴代の内閣その他の有教
の地位においでになったのですから、これは佐藤
総理の約束なんです、いかがでございますか。

○辻政府委員 大臣から御答弁いただきます前に、私から経緯につきまして御説明させていただきます。

総定員法の御審議の経過、あるいはまたかねて当委員会において大出委員から定員管理のあり方等につきまして御指摘をいただいておりますことは私ども十分に承知しておるわけでございまして、今回の特例をお願いするに当たりましていろいろな角度から検討いたしましたわけでございます。総定員法のいわゆる枠との関係で問題を生じたものでございまして、国立大学の新設、まさにそのためのものでございまして、国立大学の新設は総定員法を四十四年に制定されていただきました当時には予想されなかった大きなプロジェクトでございまして、それから御承知のように医科大学を一枚つくりまして、一校で九百八十五名、約千人に近い大幅な増員を必要とする、定員管理上特殊な問題であるわけでございます。またただいまの定員管理法制をながめてみますと、御承知のように別枠にしてい

る例もあるわけでございます。そこで私どももいたしましては、総定員法の仕組みあるいは枠はそのままにいたしまして全体として守っていく。特別なものにつきまして特別扱いと申しますか、例措置と申しますか、そういうことでお願いするものも一つの考え方ではなからうかということにいたしまして、暫定措置といたしまして総定員法の別枠で御提案を申し上げた次第でございます。

○西村国務大臣　大出さんの言うこと、まさに正論でございます。しかし、いまも政府委員から申しましたようにいろいろな事情があって総定員法ができました。今回の場合は、どうも大学設置で大変な人数が要るものだから、それは特別な措置をしなければ——それは総定員法を提出するの、一つの方法でございますが、今後どういうふうに大学のことで人数が入用になるかなかなかつかぬにくいところもありまして、特別な例として、総定員法を守って行政の方の定員にしたわけでございます。しかし、これを将来長く続けていくといふふうには私も思っていないわけでございます。

て、ある時期には総定員法の改正ということに取り組まなければならない時期があると私は思うような次第でございます。

○大出委員　時間がありません。少しきりぎりす
ゆう言わせようと思つたのですけれど、皆さん
がどうも筋の通らぬことを百も承知でやつてい
るという感じの御答弁だから、そこで念を押してお
きますが、大変にふえると言ふのだけれども、今
度の国立学校で医学部その他つくつていくのです
けれども、六年なんです、医学部というのは、総
計どのくらい人員が必要になるのですか。二万人
ぐらいですか。

○唐沢政府委員　ただいま計画いたしております
医科大学、医学部、これが完全に整備されますと
約二万ちょっと、二万三百くらいだと思います。

○大出委員　二万人がちよつと多いからと西村さんおっしゃる。もつとも西村さんのは前置きがあまりまして、大出さんおっしゃっているのは正論だからとこう言っているのだから、私の言うことは正論だと先に認めちゃっているのだからけんかのしようがないのだけれども、だから経過も走り書きみたいに質問したのですが、経過から言えば筋が通らない。それはお認めなんです。その理由の中心は、大変数が多いからだ。幾らだと言ったら一万人だ。そんなことを言えば、四万三千人ふやしたのですよ、小沢佐重喜さんがこの提案をしたとき。この四万三千人の中心は何かと言うと、ちよつとど各省庁でしきりに労働組合で言う非常勤の定員化闘争というのがはうはいと起こった。建設省にしても、林野庁にしても、郵政省にしても、やたら無性に——定数は各省設置法で決まっているものだからふやしくい。ふやしにくいから次々、非常勤職員でふやしていった。べらぼうな数、同じ仕事をしていて、非常勤というのは夏の手当も、年末の手当もくれないのだから、べらぼうな数話はない。大騒動が起こった。とうとうこの非常勤の定員化闘争を各官庁組合がやった結果として得なざるを得なくなった。得なくなったものだから、ここで各省設置法に分解をして、そこで非常

勤の定員化をしていこう。ここに書いてあります。「定員外職員の定員化に伴う増四万七千六百九十三人を加えた七十五万六千五百六十五人とする。」。正面からこれを改正してきている。いままでの歴史から言って、二万人ぐらいふえるのだったら、表から改正したってこれは一つもおかしくない。たくさんふえるから、だから総定員はそのままだとしておいて、別の方でやみをやる、理屈は成り立っていない。いま私が数字を挙げましたように、四万七千からの人をふやしてきた時期もある。つまり、こういう世相、世の中だから、しかもその定員がふえ過ぎることについての批判もあるから、不況ということも踏まえておるから、ここで公務員だけども総定員法の定数をふやす改正を所管の内閣委員会に出すとすると風当たりが強い。文教委員会に出せば、お互い文教だから、学校をつくることにについて積極的に皆さんお考えなんだから、何とかかんとか、ごまかしごまかし通せるだろう。内閣委員会に出しているのじゃ、とてもじゃないが通らぬで、とりこになっちゃって、いろいろな問題と絡んじやうから、特に主任手当だとかなんとかと絡んじやうから、そこで主任手当の方をあれさからめますとかなんとかなわなければ文部大臣乗り切れないから、しょうがないから、ござって文教の方へ出して、お互い学校の関係の方々多いから、総定員法の枠からおつ外れて学校ができるんだからというようにすることで、そういう悪らつな考え方で定員管理ができますか。これじゃかご抜け詐欺みたいなものだ。ここにちゃんと書いてある。かご抜けだって、いいですか。これは行政監察週報というところに書いてある。何と書いてあるのかと書いと、定員を食いそうなのは、この察吏、文部省の高等芸術が創造した悪乗りだと言う。悪乗りで、かご抜けだと言う。この前の論文を見ると、かご抜けだと書いてある。かご抜けで悪垂りをやつちやいけませんです。ナショナルプロジェクトのお墨つきがあれば、総定員法の枠外とするということになるとすれば、総定員法はかご

抜けたと言う。あなた方は行管と文部省と手を握って、かご抜けて悪乗りやっちゃいけないですよ、これは。それじゃ国家行政は成り立たない、定員管理はできない。定員管理のあり方が現在三つも四つもこんなになっちゃってたんじゃ、どうしようもないじゃないですか。二万人ふえるからといって悪乗りやかご抜けたやっちゃいけませんですよ。はつきりしてください、西村さん。西村さんはきょう初めて行管庁長官じゃないんだから。いかがでございますか。

○西村国務大臣 まあそういうごまかしをしようという気持ちはないのですよ。(大出委員「じゃ何で出さないのですか、所管の委員会じゃないか」と呼ぶ) いえ、しかし、いま言ったような特殊の事情で今回は文部省の方にやりましたけれども、委員にしてもこれは合同でやればこの委員会にも当然かかるわけでありまして、私たちはごまかしでやろうなんていうことは考えておりません。今回の事情は特殊な事情でございましてあのようになつたわけで、委員会として内閣委員会と合同でやれば当然これはそれがあたりまえなことなんです。ごまかしというふうなことはちよつと考えておりません。

○大出委員 西村さん、あなたも長老西村さんらしくないことを言うじゃないですか。年が笑うですよ、そんなことを言ったら。だから私は理事の諸君にもお話をし、この委員会は合同審査をお願いをした。それは勘弁してくれと言つて、一生懸命勘弁してくれ勘弁してくれと言まくつたのはこのだれだ、そんなことを言え。委員長、そこで横向いておられるけれども、与党の理事さんもおいでになるけれども、それだけは何とか勘弁してくれ、しかも文部大臣まで本人おでかけになって、とにかくそれだけは何とか勘弁してくれと、やたらそこらじゅう泣きまわられた。筋が通つていとお思いなら、そんなことはしない。長官一人そんなことを言うけれども、あなた国会運営を目の前に見ていてわからぬわけはないじゃないですか。そうでしょう。そういう言い方はい

けませんですよ。だから率直に正論は、大出さんからあなたの言っているのは正論だとおっしゃるのだから、お認めになつていからいいけれども、こういういいかげんなことをやられたんじや定員管理ができないから、きちつとしておかなければいかぬと思つて、私は物を言つてい。しかも、時間がなくなりますから、もつともいつも官房長官や総理が出たときには時間を決めたと三十分や一時間延びるのは常のことなんだから、そんなことはどうでもいいけれども、内閣委員会の伝統みたいなものだから……。

ところが、現行のいわゆる総定員法、一遍くらしい正式名称を言つておかなければいけませんから言いますが、総定員法総定員法と言つておきまうわけですが、通称総定員法、これを決めるときに、これは行管もいろいろなところ書いてあるのですよ。行管の書いたものもある。行管の諸君が方々に説明して書いたものに、五十万六千五百七十一人がいわゆる総定員法の定数です、この数を超える場合には法律改正をしなければならぬことと言つてもいいと言つてい。行管が自分で言つてい。定数を超えれば法律改正をしなければならぬことは言うまでもないと言つておきながら、定数を超えたに言うまでもないことをやらないで、ほかの方でやみをやるといふのは、これはいかぬじゃないですか。だから、やみだと言つ。しかも五十万六千五百七十一人というのは、これは定員じゃないのですよ。定員じゃない。これ以上超えてはいけぬという総定数の最高限度なんです。限度、歯止めなんです。これは定員じゃないのです。だから、この限度いばいの定員が決まつてい。政令定員もあるけれども、そうでしょう。だから、そういうことをなさつたのでは筋が通らぬので、この前は許可認可の整理法の中に外国人登録法をこつり全面改正するのを入れた、ついでこの間、松澤行政管理局長官のときに、私が質問を続けていつたら、行管、法務省相談の上、全面撤回をされたでしょう。そ

の前は、道路運送事業法その他をこれまた整理法にこつり入れてきた。このときも、橋本登美三郎運輸大臣でございしたが、運輸委員会に引き取つて向こうで議論することにした。この二回とも行管は、自分そういうことなことはしないということをお約束になつてい。この責任を明らかにしていただきたと私は思つてい。そうでないと、うっかり文部省設置法にしても採決するわけにはいかない。しかも、あなたはいつまでもこのままにしておくつもりはないと言つが、では承りたいのだが、一体いつまでもと言つたら「当分の間」といふのはいつまでですか。

○西村国務大臣 いま医科大学のいふ県が全部どういうふうなことになるか知りませんが、それが計画され、また新しい構想の大学ができるというふうな計画もあるようでございます。いつまでという期間は申し上げられませんが、おおよそ大学の定員にしても恒常的に考えられるというふうなことになるれば、そのときは定員法を改正しなければならぬ、こう思つておる次第でございます。もちろん総定員法というのは最大限度でございますが、それはなるべくそれを守る。しよつちうそれを要するといふことは、何だかいつも総定員法それ自体がふらふらするやうな気がいたしまして悪い影響を及ぼしますから、ある時期にはどうせ変えなければならぬ。「当分の間」といふものはこでも何年の何月と言つわけにはいきませんが、一応大学にしても、いまでも既設のものはやはり恒常的に変わりますが、それはいまやつておるわけですが、新しいものについは、安定するやうな状態になりますれば、そのときに定員法を変えなければならぬ、かように思つておる次第でございます。

○大出委員 これは文部省、行管、官房長官、皆さんに申し上げておきますが、こんなに無理して文部省設置法だの国立学校設置法を通じてくれとおっしゃるなら、これはよもや主任手当を何とかしろとかちやうちんとかといふのは言わぬだらう

と思うのだけれども、まだつるしてあるんだから。何もかもむちゃくちゃなやつを全部やれと言つたて、これはそれはいいじゃない。御無理をおっしゃるなら認めてもいいが、しかしその「当分の間」といふものには歯どめがなければならぬ、そここのところは。くだいように言つておき、こういう無理をしておいて、まだほかの方で、やれ人事院をおどかしてどうのこうのなんということはやめてもらいた。文部省さんをお願いしておき、海部さんじゃないからしよがなければいけません。そこで、先ほどの西村さんのおっしゃること、言うならば、つまりこの国立学校はナショナルプロジェクトであるから、二万人も一遍にふえるからと言つ。一遍といふことは、六年です。それから徐々にはふえるのですけれども、しかしこの中に歯学部が二つ入つてい。さきに二つ入

す。これはナショナルプロジェクトじゃないんです。以前の大学、以後の大学で定員管理の方針が違つちゃうのです。しかも確かにこれは悪乗りなんだ。ナショナルプロジェクトに入つていないものまで乗つたんだから、便乗なんだ。便乗、悪乗り。それでもまだ参議院に行つて合同審査といふことでとめようと思つてい。いまのお話もをいたしたいといふ意思ならば、いまのお話もそうですけれども、それなら、こういう悪乗りは今後やるのかやらないのか。ナショナルプロジェクトとおっしゃつてい。ナショナルプロジェクトとしか、それを含めて一日も早く、俗稱総定員法という法律があるのだから、しかもこれは内閣委員会所管なんだから、合同審査申し入れると言つたらお逃げになるやうなふざけなことをお

考へにならないのですか。速やかに検討し、総定員法という定員管理の本筋に戻すといふ努力をなさいますか、なさいませんか。これがポイントです。防衛庁の三万ばかりの背広の方々にしても、さきの荒木さんが行政管理局長官で提案をされたこの総定員法のときに、事細かくいろいろ

ろなことが述べられ、出されておりますけれども、総定員法というところで、防衛庁の背広の方々にしても歯どめの意味であって総定員法の枠の中に置いておくのだということがはっきりしている。特別職とかかなんとかいう、ほかに定員管理をする歯どめのあるものは除外するんだが、そうでないから、防衛庁の制服の方々は除外するが、背広の方は総定員法の中に入れておくことまで書いてあるし、しかも行政機関職員定員令というものをこの法律に基づいてつくっているわけでありまして、この定員令の中で文部省国立学校等の職員定員についてもわざわざ定めたところに書いてある。文部省の学校の定員についてもわざわざ定員令で、ほかに歯どめがないから、委任政令の形でこゝで定員を定めたと書いてある。そうでしょう。そこまで厳密にやってくる、定員法一本にしよう。それまで厳密にやってくる、それをあなたの方、外されるのだから、定員管理ができなくなる。そういう意味でもとの正道にお戻しになる、そういう意味の御検討を願う、そのことをお約束をいただきたいのです。確かに長官の言うようにいつかというものは求めておりません。それは不可能でしょう。ですから、速やかに正道に戻すべく御検討いただく、これは少なくとも総定員法と言われれば法律がある限りは当然のことでございます。いかがでございますか。

○廣沢政府委員 行政の簡素化、効率化の推進による定員の再配置によりまして、各省間の行政需要の消長に応じて弾力的な定員管理を行って、必要最小限の人員で円滑な行政を推進していくという定員法の趣旨は、先生おっしゃる通りに、私は今後とも少しもゆるがせにできないと思うわけでございます。しかし、いま局長や長官の御答弁されましたように、今回ののは、無医大の解消とか歯学部の地域的な偏在を是正するという社会的な非常な強い要請がありになる、先生からも強い御指摘があったわけでございまして、これはあくまでも、病院を経営する——医学部ですと千名も要するというようなことで、非常に大きなプロジェクトであって、四十四年の総定員法の制定のときには予想されなかったことであつたということで、あくまでも例外的なことであるという意味と、もう一つは、実際に医学部や医科大学を設置する場合には、国立学校設置法を毎年改正をするという形で御審議を願つておるわけですから、定員もそれと一緒に一体としてやらしていただきたいということでございます。まして、あくまでこういう新しい要請に基づいて、医科大学、医学部等の設置という大型のプロジェクトの続く限りということでございます。その点は何とぞ御察察をいただきたいと思つた次第でございます。

トであつて、四十四年の総定員法の制定のときには予想されなかったことであつたということで、あくまでも例外的なことであるという意味と、もう一つは、実際に医学部や医科大学を設置する場合には、国立学校設置法を毎年改正をするという形で御審議を願つておるわけですから、定員もそれと一緒に一体としてやらしていただきたいということでございます。まして、あくまでこういう新しい要請に基づいて、医科大学、医学部等の設置という大型のプロジェクトの続く限りということでございます。その点は何とぞ御察察をいただきたいと思つた次第でございます。

○大出委員 行政管理局の長官にもう一遍承りたいのです。文部省というよりはこれは行政管理局主導型で進めておられるわけですから、そういう意味ではっきりしていただきたいのですけれども、ナショナルプロジェクトという言い方をすると、厚生省の病院だつてナショナルプロジェクトですよ。あるいは登記事務所なんかだつてそうですよ。どんなふうな進め方をして全面的に考えなければいかぬというわけですから、あるいは成田空港だつてそうですよ。あるいは二百海里の漁業専管水域だ云々ということになった場合の海上保安庁というふうなものについても同じことが言える。だから、予測しなかったのだからといってそれらを次々にこの例になつたのでは、西村さんが冒頭に、総定員法というのは傷つけたくないと言つた気持ちほどここに行つちやう、みんな抜けていってしまふのだから。そうでしょう。定員管理にならぬじゃないですか。国民の側から見たらわからぬじゃないですか。だからそういう意味で、速やかに正道に戻す措置を考えなければならぬ。例外ばかりつづつてしまふ結果になる、また便乗することになる、それは筋が通らない。だから、いつか幾日ということまでここで御確約願うなどと思つていない。いながら、私が申し上げておることを正論だとお認めになる限りは、正道に戻すべく懸命に御検討いただかなければなりません。しかも行政改革は福田内閣が予算委員会

約束をされたのだから。いかがでございますか。

○西村國務大臣 ナショナルプロジェクトという言い方が悪いのでしよう。これは、国立医科大学は大変な人数が要するからということで、ほかにいままあなたがおっしゃいましたようないろいろなプロジェクトがありまして、それが少人数で済めばもちろんそれを全部外す、そういうことはできません。しかし、筋は筋として通さなければならぬということでございますから、これはいづつとは言えませんが、十分にこの総定員法を守つていかなければならぬ、それを直すというふうなことは私の方の任務でございますから、十分考えたいと思つております。

○大出委員 とりあえずそういう約束をいただいております。さて、物事を申し上げたわけでありまして、次に、二、三分でありますけれども、ほかの委員会です。突っ込んだ質問をしたいのでありますが、特殊法人あるいは公社、事業団等、たくさんございまして、臨調審申以来、いまだ十何年間この委員会でも議論をしてきたところであります。

そこで、一つだけ承つておきたいのであります。石油開発公社というのがございまして、これはまことにどうも困つた公社でございます。私が申し上げたいというのは、こういう特殊機関その他政府関係機関を一遍全部行管は洗い直す必要がある。われわれも洗い直す必要があると思つておる。そういう点で承りたいのであります。通産省に承りますが、この石油開発公社というのはどのくらいの金を今日まで出資をしておりますか。出資団体が三十五くらいあるのではありませんか。出資のパンフレット等によりまして、大きなことを言つております。総額、今日までに四千億円です。かね。四千億円というのと並み大抵の金じゃない。開発費として千四百億円、したがって合計五千四百億円が投ぜられておる。五千四百億の金を投じて九つの油田を発見した、そして二千七百万キロリットルのわが國の手による石油を開発する、

こうなつておる。これは全くうそでございます。おんぼろの油田を買つたりいろいろなことをして金ばかりかけてやつてまいりましたが、赤字だらけであります。発見された油田、こんなものはいつもない。会社が三十もできておる。わずかに九つばかりおんぼろなものを見つけてきたのだけれども、それは供給量全体から見るとわずか二%にも満たない。名目だけ。こういうばかげたことになつておる。そこで、この石油開発公社、何のためにやつておるのかさっぱりわからぬ。そこで通産省に、この三十五か所から出資した名称と企業別の出資金、その採算、一体どういうことになつておるのかというところをおのの——もつとも油田を見つけていないところばかりなんだから。見つけたところは幾つもないのだから。その見つかつておるところについて、一体どのくらいの供給量があるのか、今後どうするつもりなのか、ここらをもつと承りたい。資料を出していただきたい。

それからもう一つ、この石油開発公社の中でたつた一つと言つていいのは全くひどいことになつた。ジャバンプ石油というのはいくらもひどいことになつておりました。もう少し詳しくそのうちに承りますけれども、大変な赤字なんです。今里広記氏がやつておつたわけですが、これはべらぼうな赤字の累積でどうにもならない。海外石油開発とかいろいろの名前を変えてきましてジャバンプ石油までいつたのだが、石油開発公社が出しておる出資のうちで三分の一、このジャバンプ石油が引き受けておるのです。もらつておるのです。そしてこれはあわせて承りたいんだが、会計検査院がついにこれを検査をなさつたわけですが、べらぼうな赤字だから。千六百八十七億円の借金がある。しかも決算書が会計検査院に出ているはずであります。この決算書の中から公的に出されている金で、どうも私からすれば不当な金がある。石油何とか疑獄とも言わなければならぬようなべらぼうな問題がある。したがって、まず最初に通産の方から、いま私が申し上げました三十幾

こうなつておる。これは全くうそでございます。おんぼろの油田を買つたりいろいろなことをして金ばかりかけてやつてまいりましたが、赤字だらけであります。発見された油田、こんなものはいつもない。会社が三十もできておる。わずかに九つばかりおんぼろなものを見つけてきたのだけれども、それは供給量全体から見るとわずか二%にも満たない。名目だけ。こういうばかげたことになつておる。そこで、この石油開発公社、何のためにやつておるのかさっぱりわからぬ。そこで通産省に、この三十五か所から出資した名称と企業別の出資金、その採算、一体どういうことになつておるのかというところをおのの——もつとも油田を見つけていないところばかりなんだから。見つけたところは幾つもないのだから。その見つかつておるところについて、一体どのくらいの供給量があるのか、今後どうするつもりなのか、ここらをもつと承りたい。資料を出していただきたい。

つ、開発公団はどうなっているのか、その内訳は一体どういうことになって、先行きの見通しはどうか、会計検査院から検査をなさったかなさっておられないか、なさったとすれば、五十年の決算書は入手されているはずだが、されているかないか、されているとすれば、その結果として赤字借金などのくらいあるのか、お答えいただきたい。そして、官房長官も含めまして行政管理局長官も、この種の公団あるいは政府関係機関、特殊法人、事業団等々について、全部一遍見直す必要がある、こう思っているんですが、最後にそこらいかでございましょう。

○箕輪説明員 石油部長が御答弁申し上げる予定でございましたけれども、ほかの委員会に急遽呼び出されたので、私からお答えいたします。

先ほど先生が冒頭におっしゃられました、どのくらい公団から融資しておつて、どのくらいの企業があるかということでございますが、五十年末で投資残高が大体二千九百四十億になります。それから対象企業は、石油開発企業だけで三十八社になります。先ほど四千億ということをおっしゃられたんですが、これは、民間資金などを含めた全体でございます。それから、どれくらい当たっているかということでございますけれども、先ほど先生がいろいろ数字を仰せられましたですが、九油田発見しているということは事実でございます。その合計額というのは、五十一年で日本に持ち込んでおります油が六百三十四万キロリットル、御指摘のとおり二割強でございます。ただ、そのほかに従来言われておりますのは、先生も仰せられました、買った油田ですか、公団が発見以前に開発に成功した油などを含めると、いわゆる自主開発原油というのは、現在二千六百万キロリットルぐらい日本に持ち込まれてきております。

それから、資料につきましては、先生仰せられました項目につきまして、可能な限り御提出したいと思っております。それから、ジャパン石油開発でございますが、

これにつきましては、現在日本に持ち込んでおります油と申しますのは、年度によって違いますけれども、八百万キロリットルから五百万キロリットル以上というのが、大体ここ数年の持ち込み量でございます。ここにいろいろ赤字が累積しておると言われたのはそのとおりでございますが、これは御承知のとおり、いろいろ産油国の方で利権条件を変えてきたということのために、当初の目算が狂ったという事情もございまして、これを今後どうするかということは、実はいろいろな方策があるわけでございまして、これにつきましては、決算書というのは当方はまだ入手していないかと存じますが、入手次第、これも御提出したいというふうに考えております。以上でございます。

○東島会計検査院説明員 お答えいたします。私も、石油開発公団につきましては相当重点をもつて検査しておりますが、先生御指摘のジャパン石油開発株式会社につきましては、私も検査権限がございませんので、実は公団の検査の際に、出資金、融資金などのように使われているか、そういう点は厳重に調べております。公団の出資金が三百七十五億という非常に大きな金額でございます。また、融資金にしましても、千二百億以上の融資をしておりますので、検査上も非常に重要でございますので、公団検査の際に、いろいろ資料を見せてもらって検査しております。先ほどおっしゃいました決算書につきましても、公団検査の際に、公団で持つておられる決算書をおられ見せていただきまして、いろいろ批判をしておるわけでございます。

○大出委員 通産省、おかしうはないですか。決算書はあなたの方には持つてないとおっしゃったでしょう。会計検査院は、公団検査の際に通産省が持つておるものを出してもらったと言っておりますか、何で持つてないと言っているんですか。

○箕輪説明員 失礼いたしました。私が申し上げましたのは五十一年度の決算でございます。五十年のものは当然持つております。

○大出委員 私は先ほど、五十年とちゃんと念

を押したじゃないですか。私は、五十一年度なんて言っていないですよ。五十年の決算書を手に入れているはずだと、私は言っているんだ。そうでしょう。これは田中清玄さん等がB.P.、ブリッッシュペトロリアムですか、これはむしろかしいですな、舌が回らぬけれども、これ買ったんですから、お世話した方がある。物の資料には書いてある。どういう形か知らぬけれども、それなりの金の話までここに書いてある。これは決算書にあるんですよ。会計検査院いかがですか、二億何がしあるでしょう。

○東島会計検査院説明員 お答えいたします。われわれ担当者が検査に行った際、その金額については見せてもらっております。

○大出委員 これでやめますが、念のためその金額をはっきり言っていただけませんか。二億幾らになりますか。

○東島会計検査院説明員 お答えいたします。実はその金額の性格でございますが、これは役務契約ということで、公団の融資、投資とは全然別の性格の金でございます。私もそれを調べておりますが、会社の一応の機密と申しますか、そういう意味でちょっとこの席では御報告することとを差し控えていただきたいと思います。

○大出委員 いま、ちょっと聞きにくいことをおっしゃったんですが、金にすると大体二億三千万です。これは現金です、と書かれています。この金の性格というのは、いま一番初めに何とおっしゃったんですか。

○東島会計検査院説明員 お答えいたします。これはジャパン石油は発足をいたします前に、先ほどおっしゃったB.P.等との交渉とかあるいは情報収集、調査というふうな、そういう役務の契約でございます。公団の出資と直接関係ございませんので、われわれとしてもそこまで関係ないということ、その性格、金額を聞いた段階で検査を打ち切っている次第でございます。

○大出委員 だから、そこを一步突っ込んで私が聞くと、おたくの方でさっきの答弁になって答弁

申し上げにくい、この席ではということになるという性格のものなんです。で、私はいまの段階で、不正だとか不正でないということを言っているんじゃない。つまりそういう金が出ていることについて、この公団の性格上私はいろいろ問題があるというふうに思うから、そのところを会計検査院が調べた以上は、触れるだけは触れておいてくれないう困るということ、申し上げたので、その性格がいいとか悪いとか言っているんじゃないです。いまの段階は、だから、それは改めていずれの機会にか別なところでやると申し上げて

通産省に承りたいんですが、というふうなことになる。性格づけはもう少し細かくしてみますが、つまり石油開発公団というものが、これは財源というのは石油の輸入関税です。石炭と石油に分けてあるんだから。だから、穴を掘っちゃって、それがドライホールで石油が出なくなつて、これは返さぬでいいんだから。そういうことなんで、こういう公団をこのままチェックせずに置いていかという問題がある。会計検査院の方もなすいておられるけれども、官房長官、先ほどの定員管理というのは、定員管理の大筋が一つあるんだから、おつ外れたことをやれば次に便乗、悪乗りになつて管理にならなくなる。それは対国民という意味で相済まぬことになるんだから、そこはもとに戻す努力を、いますぐにというのは無理でしょう。わからぬわけではないが、例外、例外となつていかぬように歯止めをして、大筋に戻すような努力をできるだけ早くお考えいただくというのが、行政改革ということについて積極的に進めると答えた福田内閣の責任だと私は思っているのです。

そのところとあわせて、公団、公社とか事業団とか特殊法人がたくさんあるんだが、ちょいちょい悪口が載るようになっている問題がある。いまの石油開発公団一つ構えたって、これは会計検査院の方で困っているんだ、これ以上突っ

込んで質問されたら答弁しようがないんだから。それじゃ困るので、なせもう一遍全体を振り返ってみようと思ひのか。この点はひとつ最後に、官房長官せつかくお出かけたのだから、お答えいただきたい。

○園田国務大臣 まず総定員法については、西村長官から仰せられたとおりであります。御承知のとおり総定員法は行政管理局が中心になって努力をして、五十二年度までは増加したものを差し引いても一万数千名の減にはなっているわけでありまして、予算のたびごとに各省から要求が出てきて、これを抑えるのにはいまの総定員法を口実に抑えておるわけですが、しかし総定員法がいまや飽和状態になって、一カ所破られれば各所から破れるという状態にございますので、そういう無理をしながらいるんな無理が出てくる、その無理の中に例外が出てくる、例外が情性になって、ややもすると脱法行為になってくる、こういうことでございます。

そこで、いまの大学の問題も、当然これは予想されることでございますから、まず相談をしてから設置法と、こういふのが、おっしゃる通りでございますけれども、いま無医大の県があらちこにあつてその要望が強い。それは沖繩まで入れてあとまだ二、三県ございまして、なるべくそれを片づけて、じきに総定員法はさらにもう一遍検討して御相談もしたいということ、もう一つは、私が呼ばれてしばしば大出委員から御意見を承っております。内閣委員会に出たのは初めてであります。いまの問題は手続上もやはり政府、文部省が反省を要する点がある。前もって相談をして、お願いをしてやらずに、出しておいてから無理に大学は必要だから通るだろうと追込んできて、やむを得ず賛成しなければならぬというようなやり口は、今後やつてはならぬ、官房長官からも今後よく注意をしたいと考えております。

二番目の行政改革の問題で特殊法人の問題であります。これは総理からも私からも西村長官からもしばしば大出委員に直接または個人的にも御

返答いたしておりますが、これは私も大出委員以上いろいろな問題を検討いたしております。第一に公団といふものの仕事の内容、財政の内容、人事の問題あるいは各省とのつながりというか癒着というかこれを整理しようと思つと、正直言つて各省と相談しておつては断じてできません。

そこで、これはおっしゃるとおり洗い直しをして、西村長官を中心にして各省とは相談しないでやるべきものはやろう、こういう決意でございます。

以上お答えをいたします。

○大出委員 終わりますが、検査院に先ほど私が質問しておりますのは、何となく流れております世上のうわさは、開発公団をめぐるロッキード並みの石油疑獄なんというふうなことを言われるのです。それは理解しがたい金が出てくるからなんです。田中清玄さんがBPのおんぼろになつた油田を世話した。回り回つて、何もしてないんじやかつかうがつかないからといって、ジャバソ石油のように飛びついたのはいいけれども、赤字の累積で千何百億ものべらぼうな赤字になる、これは世話はないです。それは石油関税をそこにはうり込んで使っているんだから。そういうことでは筋が通らぬでしょう。だから、せつかくお調べになったんだから、その資料を可能な限りお出しただきたいと私はお願いをします。検査院の言いにいく点がわからないわけじやないけれども、それは可能な限りお知らせください。よろしゅうございます。いかがですか。

○正示委員長 続いて、新井彬之君。

○新井委員 きようは福田総理が出席していただくということでございましたが、どうしてもお忙しいということで官房長官が出席されたわけでございます。官房長官、これは非常に大事な問題でございまして、先ほどからお話が出ておりますように、福田内閣としても行政改革については全力を挙げて取り組むんだ、こういううぐあいに言われておるわけでございますし、先ほど行管の西村長官から筋ではないけれどもというお話がございま

したけれども、その件についてもう少し伺いをしておきたいと思つてございまして。

先ほどから総定員法というものがどうしてできたかという経過のお話があったわけでございますが、ちょうど四十四年の総定員法のときにもいろいろ議論がされていましてございまして、その議論の内容はいろいろございまして、行政に、やはり先ほどお話をしましたが、行政におきましては機構と人というものは、当然切つても切り離せない問題がある。したがって、いままで各省設置法におきましてその都度、そういうような仕事が必要であるかどうか、そしてまたそれだけの人員が必要であるかどうか、こういうようなことで審議をされてきたということであるわけでありまして、したがって、本来は定員管理の問題といふものは、現在どういふ仕事が必要であるのかどうかといふこと、それからそれが何に必要なのかといふことが積み重なつて総定員といふものが出来たわけであらう、こういうのが当然の筋でございまして。

したがって、行政改革をやるときの方と申しますものは、一つは行政の簡素化であるとかあるいは能率化を推進する、それから必要最小限度の人でやつていくということについては、これは非常に大事な問題だということになるわけでございますが、その仕事そのものに対して本当に必要であるかどうか、そしてそれだけの人が要るかどうかといふことを見きわめた上においては、定員といふものはやはり年々変わるのではな

いかと私は思つてございまして。したがって、今回の文部省の設置法の一部改正におきまして附則でそういうことをうたつた。私自体にいたしまして、四十四年の暮れから衆議院に当選をさせていただいたわけでございますが、何とか医学部の設置をしなければいかぬということで文教委員会再三にわたつて私も主張してきた一人でございまして、当然いまの日本の国内の状況から見ても、やはり医学部とか歯学部とかそういうものの充実はしなければいけない、

こういうことで当然これは必要なものであるわけでございます。

しかしながらそこにふえてくる定員というものの考え方、それは総定員法を変えて人数をふやすのか、あるいはまた附則にするのかといふことになりまして、総定員法の法律のたてまえ上からいまして、やはり堂々と必要なものはこういうことと必要ですと出してやることは当然でございますし、毎年変わるなら毎年出してくるのが当然だと思つてすけれども、その辺のところをいかにお考えでございますか、これは官房長官にお伺いしたいと思ひます。

○西村国務大臣 それはいま言ったとおり、やり方としては、医科大学のためにふやさなければならぬものは総定員法を改正してやるのが本筋だと私は言つておるのでございますが、しかしみだりに定員法といふものを変えたいといふことは、どうも定員法といふものの何にかう穴があいたやうでいけないので、今回の場合は特別な事情によつて便法をとつたわけでございます。いま申しましたように、これをずっと続けていくといふことでなしに、ある時期に行きましては総定員法を直さなければならぬと思つておるわけでございます。

○新井委員 総定員法がある場合に変わるというのではなしに、そういう附則なんかで定員を認めていった場合は、当然総定員法はなくなりますね、逆の考え方をすれば、これだけの総定員でございまして、この総定員の中で仕事をやっていきますよといふことを、四十四年に上限を決められたわけですね。ところが、これは特殊な事情でございまして、言つていつた場合は、総定員法そのものの意義はなくなるでしょう。いかがですか。

○西村国務大臣 それは特例でございまして、それだからといって総定員法がなくなるわけじやないと思ひます。恒常的なものに対しては、その中でだんだん新しい需要がふえる場合は、やはり必要な人員もできますから、それで再配置をやつていく。新しい需要がふえて、もう減員をして

いいというような要請も起こりますから、それには最高限度の枠内で再配置をしていく。今回の場合は非常に人数が多いのでございまして、特別なことでございまして、総定員法というものがなくなるわけじゃないと私は思っております。

○新井委員 私の話は、いまのようなやり方だんだん伸びていくと内容的に総定員法が決められた意義がなくなってしまう、それはさっき官房長官も答弁されたとおりでございます。

さっきの答弁の中でわからないところが一つございまして。文部省が、人員がこれだけあるということについては医学部だから絶対必要なのだらうというぐあいによって押し込んでしまった、だからこれはしょうがない、認めざるを得なかったということでございますが、文部省もいろいろなことをやっておるし、厚生省もやっておる、各省いろいろなことをやっておる中で、定数に關してはこういうぐあいにふえてくるものであるな、ということとは当然そういう企画の段階でわかることだと私は思いますけれども、そういうことについては、官房長官、いかがですか。

○國田國務大臣 予算編成ごとに各省の設置その他特殊法人の問題で議論になる点はその点でありまして、その場合に、時世の変化、社会環境の変化等によっていろいろ変わってくるわけでありまして、毎年これを變えておりますと総定員法の意味がないわけでありまして、行政管理庁長官はこれを盾にして各省の要求を抑えて、定員法の精神である少数精銳主義、必要最小限度ということを抑えてきているわけでありまして。ところが、いまのようなやむを得ざるものも出てくるわけでありまして、やむを得ざるものがあるからといって年々総定員法を改正いたしておりますと、それを突破口にして、便乗していろいろ出てくる、こういう絡みもあって、抑えるだけ抑えて、ある時期が来たときに検討する、こういうふうに考えておるわけでございます。

○新井委員 抑えるだけ抑えるというようになこととございまして、さっきもお話がありましたよ

うに、結果的には非常勤の職員がふえてみたり、いろいろなところでしわ寄せがある。だから、職員の定数の必要性というのは、下から積み上げてきて定数にならないといけないのであって、上から抑えて、それで五割削減しないといけないことをどうしても各省平均にしようといううなことにについては、やはり現実の仕事と機構、そういうもので内容的には合わない問題が出てくるのじゃないか。したがって、本来の趣旨というのは、各省の設置法が出てきたときに、四十四年以前に行われていたような形で審議しなければ、本當にそれが適正な定数であるかどうかということは判断できない。

ところが、それを四十四年には強行採決ということとやってしまったわけでございますが、その中でいろいろなことがあったわけでございますが、これだ、いままさにその定数そのものがつづれようとしていて。これは、一つは、沖縄の復帰に伴っての職員の問題も特別の事情になっておりますし、これからまた、二百海里時代を迎えれば保安庁をもっと充実しなければならぬ、これも特別の事情にしなければいけないとか、あるいは成田空港ができた、ここだ、千名ぐらゐの職員が必要であるとか、いろいろなことが出てくると、それをみんな特別特別ということに言わなければならぬ、四十四年に佐藤総理が言われたあの趣旨は全然生かされなくなってしまうということとあります。

そういうわけで、この機会に当然、国立学校設置法の一部改正において、こういうことで定員増をいたしますと、総定員の増をこの内閣委員会に諮って、また来年も必要なら諮るといふのが本當の筋だと私は思いますけれども、もう一度その点を確認しておきたいと思ひます。

○西村國務大臣 普通の場合は、定員をふやすのも減すのも一様にはやらないのです。それは平均でいってやるので、たとえば定員削減の場合も、今度は五十二年を起点として四力年に三・二%減員をするといひますけれども、それは

平均の問題でして、やはり仕事を見て各省と折衝して、減すところは減すわけですね。また新しい増員の要求は各省からありますから、その場合も各省と打ち合わせをして増員をするわけですね。その結果は、定員法によって最大限度の線がありますから、それを越さないように守っていくわけですね。しかし、今回は、本當に定員の最高限度の枠内では振り回せないという場合が起こったのでございまして、これがずっと続きそうでございますから、それには、総定員法を年々歳々変えることよりも、特別な例として医科大学あるいは新構想の大学をつくるかもしれないから、そういうものが一応安定したところで総定員法を變えようと言つておるのでございますが、新井さんの言うことはよくわかるのですが、やみくもに平均にやっておるわけじゃ絶対にありません。

しかし、各省の要求は、限度の枠がないということ、これは防ぎようがないわけでございますが、仕事と定員は裏表でございます。したがって、減す場合もふやす場合もやみくもには絶対にやっております。十分仕事を反映させてやっております次第でございますから、今回は御了承を願ひたいと思つております。

○新井委員 長官の言うこともよくわかります。わかるから、私は先ほどからそれを言つておるわけですね。特に、さっきもお話が出たこととございまして、行政監察週報によりまして、悪乗りり便乗であるとか、そういうものまでひっくりめてやつてしまふとか、そのようなこともあるわけでございます。とにかく、総定員法の四十四年のときの趣旨からいまして、当然これからの行政は、いまだかつて思わなかったようなナショナルプロジェクトの問題とか、いろいろあるわけでございますが、そういうことも考えられるわけでございますから、堂々と定員法を變更していかねければいけないというぐあいに思つてございします。

そこでもう一つ、今度は逆のことをちょっと伺ひしておきたいと思ひますが、いま國民の中で

非常に重荷に感じておりますことは、やはり受験地獄という問題がありますね。この受験地獄という問題を解決するためには一体どのようなことをやられておるか、それにまた政府としてはどういうふうにお考えおるか、簡単に結構です、時間がありまけんから。本来文部省はそんなことは専門でございますからあれでなければ、官房長官として、受験地獄というものはもう日本国どこへ行っても問題になっておるわけですから、これの解消というものについて一体どのように考えておるか、一遍伺ひしておきたいと思ひます。

○國田國務大臣 受験地獄で若い子供さんたちの人生に暗い影を投げたりあるいは自殺事件が起こつたりいたしております。そこで文部大臣はこの点を特に注意をして、受験地獄を解消するためいろいろの方策を講じておりますので、この点を推進していきたいと思ひます。

○新井委員 いまいろいろの方策を講じておると言うのですけれども、年々この受験地獄というのは大変な問題になっているわけですね。そこで、今回文部省が一つの提案をいたしました放送大学を設置する、こういうぐあいに要求を出したわけでございますが、これは行政管理庁と大蔵省が特殊法人の新設は一切認めないということで見送りになっているわけでございます。受験地獄を何とか直す一つの方法としては、国立大協会で発表しておりますような試験制度の改革、そういうようなものがあるわけでございますが、基本的に、幾ら試験制度をある程度變えてみても、やはり受験者が非常に多いわけですね。ところが、とれる数というのはものすごく少ないわけでございます。したがって、どこまで勉強しても勉強の切りがない。これだけ勉強すればあなたは当然国立学校に入るだけの資格はありますよ、これだけの試験ができればこれは私立学校に入れますよというふうな基準でやっているのでなく、競争をやっているわけでございますから、いつまでたっても競争というのは切りがないような状態になつていくというのが現状じゃないかと思つてわけ

でございます。したがって、医学部がたくさん設置されるということでございますが、これはお医者さんになりたい方あるいは歯科医師さんになりたい方が本当に少しも入りやすくなつて非常にいいことだと思つておられます。基本的には国立の大学とか公立の大学というのをとんとんふやしていかねばいけない、こういうぐあいに思つておられます。

その中で一番価値があるのがやはり放送大学という、これが費用的な問題から見ても、あるいはまた定員の問題から見ても、大きく受験地獄の解消の一助になるのではないかと、いろいろに考えるわけでございますが、そういうような放送大学というものを一つつくるというときに、先ほど官房長官はまあいろいろの施策を講じておると言いますが、そういう問題についてどうしてお考えになつておるかお聞きしておきたいと思つておられます。

○園田国務大臣 新井委員仰せのとおりでありまして、放送大学もさきからやられておるべきことだ、こう考へておられます。したがって、本年度の予算にはこれの設置まではいきませんでしたが、電波の割り当ての準備あるいは調査費、こういうもの等は配慮をいたしまして、文部省で考へておられる放送大学の設置に支障のないようにいたしたいと考へておられます。

○新井委員 最後に、時間がありませんから最後にしておきますが、八月ごろには行政改革に大なたをふるうと、各省に対して相談するというようなことはないという決断的なお話がございましたが、福田内閣は行政改革を非常に旗頭に上げておるわけでございますが、官房長官として、そういう内容的なものについて、こういうことはやっていたいのだということがあります。御答弁をいただいて質問を終わりたいと思つておられます。

○園田国務大臣 ただいま八月までをめぐりにして行政管理局長官の方でいろいろ検討、準備をされておられますので、内容的に私が申し上げるわけにはまいりませんけれども、特殊法人あるいは認可

法人の監督をどうするか、あるいは地方自治体と中央政府との関係、どのように権利を分譲していくか、こういう点を含めて検討願つておるところでございます。

○正示委員長 続いて、受田新吉君。
○受田委員 園田さん、あなたは内閣法第九条にどういふことが書いてあるか御存じと思つておられます。内閣の番頭でいらつしやるわけですね。内閣法第九条は「内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する内閣総理大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行ふ。」という規定ですね。この内閣法第九条による、あらかじめ指定する内閣総理大臣の職務を行ふ、お答えをされるわけですね。官房長官の職務は「閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他」ところありまして、あなたはさきよは総理にかつて出られたと私は判断するのでございまして、第九条のいふゆる副総理との関係はどうなつておるか。

○園田国務大臣 私は内閣法の第九条に基づく総理大臣代理として出席したわけではなくて、各省の政策調整の任になるのが官房長官の仕事でございまして。
なお、総理大臣と終始一緒でございますから、私が承つたことは、総理大臣に皆さんがおつしやつたことをそのまま御報告できるし、またそれが反映できる、こういう意味において官房長官が出てこい、こういうわけで出てきたわけでございまして。

○受田委員 前の内閣、三木内閣には福田さんが副総理であつた。この第九条に指定する副総理であつた。ここには西村さんがいらつしやるのです。西村さんはこの間、福田総理の海外御旅行のときはあなたは副総理だったのですか。日ごろは副総理ではない……。

○西村国務大臣 きようは副総理じゃございませぬ。総理が海外出張したときには総理の代行をいたしましたのでございまして、まだ副総理になつた覚えはございませぬ。

えはございませぬ。
○受田委員 そうしますと、現内閣にはこの内閣法第九条によるあらかじめ指定する内閣総理大臣、総理大臣の職務代理をする、この人はいないのです。これはどうして置かないのですか、園田さん。

○園田国務大臣 おりませぬ。また、海外旅行であるとかあるいは事故がある場合にはあらかじめ臨時代理を置くというところはされておりますが、副総理としての指定はございませぬ。

○受田委員 現内閣は、この第九条に基づく代行者——あらかじめ指定するという内閣法第九条です。それから、あらかじめ指定してなければいけません。内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する内閣総理大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行ふ、園田さん。そうすると、欠けたときにやるのでなくして、そのとき、あらかじめ指定する内閣総理大臣というものが臨時に内閣総理大臣の職務を行ふと法律にあるのですから、あらかじめ指定する内閣総理大臣がおらぬというのは内閣法第九条違反じゃないですか。

○園田国務大臣 事故あるときまたは欠けたるときにその指定された大臣が総理大臣の職務を行ふと、こう書いてあります。副総理を置くという個条はございませぬ。いままで慣例からいたしたとしても、副総理を入れた内閣はしばしばございませぬ。

○受田委員 そんな簡単なもので片づけられる問題でない。第九条は「その予め指定する内閣総理大臣が臨時に、内閣総理大臣の職務を行ふ。」と書いてある。ことができるではなくて「行ふ」と書いてあるのだから、指定する内閣総理大臣が臨時に内閣法に忠実なやり方ではないのです。この内閣法を素直に読めば「予め指定する内閣総理大臣」がおるべきではないですか。あなた、この文章を素直に読んでごらんないか。

○園田国務大臣 事故または欠けることを予想する場合には、あらかじめ臨時代理を指定されているわけでございます。いまのところまだ健康も大丈夫でありますし、その他事故、欠ける場合のことも予想されませんので、あるいはまた内閣その他全般のことを考へて今後どのように指定されるかわかりませぬけれども、いまのところは指定してございませぬ。
○受田委員 この法律を素直に読んだ場合の解釈です。あらかじめいふことは、副総理というものを置くのが普通である、これはそういう規定ですよ。
〔委員長退席、木野委員長代理着席〕
欠けたときにはあらかじめちゃんとそういうのがおらなければいけません。だから、副総理を置くことは、国防会議にも副総理がおることになつておるのですから、いまの内閣にそれを置くのが普通であつて、置かない方が内閣法違反であるという事です。
○園田国務大臣 第九条には、事故のあるとき、または欠けたときには、あらかじめ指定する内閣総理大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行ふというところであつて、恒久的に指定しておくとか、あるいはそのたびごとに指定しておくとかというところは規定してございませぬので、副総理を指定しておかなければ内閣法違反であるとは解釈はいたしておりませぬ。
○受田委員 余りここで議論をしたくないのです。が、あらかじめいふのは、欠けたとき、死んだときに、あらかじめ指定する内閣総理大臣がおらなければいけません。これを見れば、死んだときに、そのときにだれがやるかを相談するのであれば、あらかじめいふべきではないでしょうか。総理大臣が亡くなったときはあらかじめ指定する内閣総理大臣とちやんと書いてあるのだから、死んだ時点であらかじめ指定する内閣総理大臣がおるのあたりまえです。
○園田国務大臣 総理大臣が亡くなったときには、指名された総理大臣が亡くなったわけでありまして、その場合に代理で遂行するわけにはまいらぬと考へておられます。
○受田委員 総理大臣が亡くなったときには、その次の内閣ができるまでの代理がおらなければい

かぬのです。そうでしょう。次の内閣ができるまでは、総理大臣の職務をする人がおらなければいけません。亡くなったときには内閣は消えるのじゃないです。次の内閣ができるまで、総理大臣の指名があるまでは内閣は続くのです。そのときにはあらかじめ指定する国務大臣がやるのであって、たとえば福田さんが死んだ、その瞬間から福田内閣は消えた、そういうものじゃないのです。はつきりしておいてください。

○園田国務大臣 余り縁起のいい話ではございませんけれども、もし亡くなられた場合には、それは総理大臣ではなくて、直ちに閣議を開いて次の総理ができるまでの職務を事務代行するだけでございまして、それは仮に副総理の指定がなくても閣議で処理はできると存じます。

○受田委員 議論はここでありますが、総理大臣の職務を行う大物、副総理の仕事をやられた西村さん、どちらが責任者かということにも関係するので、ちょっと触れたのです。

ポイントに触れます。総定員法、行政機関職員定員法なるものは、これはときに各省別に消長があつても、総枠はこれだというふうに五十万ばかりの定員を決めてあるのです。ある省でふえるときもあれば、ある省で減るときもあるという、調整を十分考えた上の法律です。だから、文部省がふえるといえれば他の省は減らして、そして、それを総枠で抑えていくというところに趣旨があるものであつて、ある省がほかと出たらこれが崩れるというふうなものではないのです。その本質を十分御理解しておるか。そうであれば、文部省の枠がどんどんふえれば、他の省を減らして総枠で抑えればいいのであつて、特例を設けて別枠をつくるというのは本則でないと思ひます。

【木野委員長代理退席、委員長着席】
○園田国務大臣 仰せのとおり私も解釈いたしておきます。したがしまして、予算編成ごとに、増減は一方を抑え、一方をふやすということをやっておりますが、国立大学の場合には定員が多いものですからこういうことになつたものだと考えて

おります。

○受田委員 そういう定員が多いからというふうな問題でなくして、多ければ多いに他の省を減らしていけばいい、総枠を抑えればいい。総枠を抑えられるような配慮をするのは総理大臣でないといひかぬし、行管長官もなかなか威力が発揮できない、抑え切れない。抑えても抑えても下から盛り上がるとなれば、一番権力を持った人がぐつと抑えればいいのです。それは総理大臣しかできない。だから、今回の国会の冒頭にもわが党の佐々木副委員長なり参議院の木島君から、この問題は特に強く総理の決断でなければならぬことを提起した。その総理がいけないということになると、これにかわる副総理というものがおるべきです。副総理を置かぬでもいいというところに現内閣の怠慢があるわけなんです、前の内閣には置いていたのです。福田副総理を置いて、総理にかわつて答弁させた。いまの内閣には副総理がおらぬで、園田官房長官が副総理の面をしてここで御答弁になられる。これは私は筋違いだと思ひますがね。だから、総理の決断の表明をあなたがここでできるのかどうか。ただお伝えするということであれば、代行の責任は非常に軽いものになる、こう思ひます。

○園田国務大臣 私は決断はできませんけれども、総理大臣の信任を受けているということで、私が答弁をしたことは総理大臣がそのまゝ実行していただくという自信を持っております。

○受田委員 そうすれば、定員法の枠を厳重に守っていくためには、ある省が人数がふえれば他を抑えていくということ、これを抑え切る決断が必要だ。このように国立学校設置法に便乗してちよこちよこ総定員法が差し繰られるような非常識なやり方というものは、筋の通つた政治のあり方じゃない。総理の決断、指導力というものの欠ける。行政管理局長官も手に負えぬから、こういうことで国立学校設置法の便乗を許しておる。行管もそこに敗退したわけです。そのときには総理大臣が最高責任者として措置をしていかなければならぬ。今後総理はその決断でやるのかどうか。

いま各委員の質問にもありましたが、どこかで頭をもたげれば、他を抑えていつてバランスをとればいいのです。それが総定員法なんです。どこかふえたら、もう始末がつかぬから別枠でこれを見逃していくということであれば、この行政機関職員定員法で、いままでばらばらで各省から出た定員要求をせつかく一本に抑えて政府の中で措置をさせようとした配慮は崩れるじゃないですか。これなら、抜本的にここでやる以外にはないことになる。総定員法の意義をもっと強く総理としてこれから断行することができるといふのか。かわりであるからお伝えするという、単なる使者にすぎないのかどうか。

○園田国務大臣 いま仰せられた筋はそのとおりでございまして、総理としては総定員法の枠を守りながら、一方がふえれば一方を抑える、これは当然やるべき決断であります。特別に起こつた事態等は、行政管理局長官と相談をして実行されるものと考へます。

○受田委員 今度のこの改正案を出すときに、これを一緒に合計すると六百九十五人オーバーするから、オーバーしない時点で文部省のと一緒にこちやこちや切つてきたのです。オーバーの段階でやつとこれを踏み切つてきた。オーバーしないければ、こちやこちや切つてきた。オーバーしないに問題があるのです。だから、オーバーしないように抑え切る手がほかにもいろいろある、各省の節約をすること。つまり、いままで厚生省とか文部省とかの定員の分がぐんぐんふえて、他を犠牲にしてきたのです。犠牲にしてきたのなら、それをそのまま踏襲して、総定員の枠だけはなぜ守つてくれないか。それに対して、枠を今後厳重に守るとお約束ができるかどうか、総理の決断を仰ぎたい。

○園田国務大臣 定員法を守ることにについては、受田委員がおっしゃつた方針に従つて今後もやる考へてございします。

○受田委員 福田総理は、今国会の施政演説でも触れているのです。わが党の代表の質問にも答えている。

時間が参つたそうでありますから、一つだけ。出先機関の整理、それから許可認可の整理、さらに特殊法人の整理、こういう四つの柱を立てておるのを八月までに実行できるとお約束できるのかどうか。特殊法人の整理も、東北開発株式会社など整理を約束しておりながらなまぬい。思ひ切つて八月までにそれを含めた整理が断行できるのかどうか。行管の意思を尊重して総理が決断を下すのかどうか。

○西村国務大臣 行政改革につきましては、総理から指示を受けて私がいまやっております最中であり、これはやってみましてなかなか大変なんです。行政といひましても、行政機構あり、特殊法人あり、行政事務あり、出先機関あり、大変です。しかし、従来もやってきましたけれども、今度はいよいよ財政の硬直化のもとでございしますし、世の中も変わりましたから、ひとつ思ひ切つてやろうと思つております。行政改革ということ、総論は皆賛成なんです。しかし、各論に入るとなかなかさうはいかないのです。したがつて、私が皆様方にお願ひするのは、皆様方の了解を得なければ絶対にできないのです。皆法律事項になるのですから。われわれも強力にやるつもりです。願ひくは野党の方々も私を支持してくれらるるよう、これは私からお願ひ申し上げるのです。内閣としては十分これを強力に進めるつもりをいたしておりますから、ひとつお願ひを申し上げます。

○受田委員 終わります。

○正示委員長 続いて、柴田睦夫君。
○柴田(睦)委員 今回の国立学校設置法改正案というのは、十六の大学の定員内の職員を総定員法の枠外に置こうというものであつて、これは、行政監視委員会の意見である「当面の行政管理局上の諸問題について」の意見が提出の根拠になつて

いるわけですが、この行政監視委員会は、行政管理局の定員、機構審査の方針や行政監察に関する方針などに係る事項を所掌して、行政機構管理の大元締め的位置を占めているわけですね。そして、この委員会は委員長と六名の委員で構成されて、委員長には行政管理局長官を充てること、こういうふうになっておりまして、いわば諮問をする方と答申をする方の責任者がそれぞれ同じであり、自問自答式の委員会ということになっているわけですね。また、設置法で「委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。」という規定しております。ところが、実際の運営では、長官に意見、答申を出すときには、同じ人であるという意味で委員長を除く六人委員で会議を開いて議決するというやり方、これは法律に違反した運営を行っていると思うのです。こうした法律違反の運営は、所管大臣が委員長を兼ねているということにそもその原因があるわけですね。この点につきまして、さきの決算委員会ではお伺いしたのですが、このときは行管庁は、一見不合理ではあるが、閣議で委員長の意見を述べる必要があるから大臣を委員長に充てるのだとか、あるいは委員長に大臣を充てるかどうかは委員会の性格によるので、必ずしも悪いとは思わないとか、委員長に所管大臣を充ててはならないという法的根拠はない、こういうような答弁をされました。これでは法律違反の運営をしていても構わないという態度にもとれるわけですが、やっていることは法律に違反していることは明らかであるわけですね。この自問自答式の委員会のあり方については所管大臣の隠れみみであるとかいう批判がなされ、臨時行政調査会の以前の行政改革で会長に所管大臣を充てないことということが勧告されておりました。また、この三月四日の予算委員会でも、共産党の山原議員の質問に対して官房長官が、会長に所管大臣を充てないという方向で検討する、こういう答弁をされております。これは行政機構管理の番人とも言うべき行政監視委員会のあり方を、法律の改正という

ことになるわけですが、そこも含めて改めるかどうかというところは、福田総理が言明されております行政改革を本気でやるかどうかということを示すいわばリトマス試験紙だという問題になると思うのです。そこで、きょうは総理大臣の名代としておいでになりました官房長官に、八月の中をめどに行う行政改革案づくりの中でこの問題を検討されるのかどうか、その決意をお伺いしたいと思っております。

○園田国務大臣 委員会等の長に大臣がなることは必ずしも好ましいことではございませんが、根拠法で規定してあることもありますし、それから行政実施面について重点がある場合には大臣が長になっております。しかし、いずれにしても各種委員の長に大臣がなることは必ずしもいいことではございませんから、皆さんが納得いただけるように、残るものは残る、やめるものはやめる、こういう検討を十分したいと考えております。

○柴田(陸)委員 それでは今度は行政監視委員会の委員の兼職問題について質問します。

委員の兼職問題については、昭和三十八年の九月二十日の「各種審議会委員等の人選について」という閣議口頭了解で「兼職の数は最高四とする。」ということを決めておりました。この兼職の制限についての閣議了解事項は、ほかに三項目あるのですけれども、それとは違って例外を認めていないわけですね。ところが、現実には、調べてみますと、兼職している数が五を超える者が各省庁の事務次官を含めると数十名にも達しているわけですね。この点について官房長官はさきの予算委員会でも、問題は閣議の決定、了解事項であるから全部一掃し直したいとします、こう約束されているわけですね。ところが、行管庁の方を見てみますと、行政監視委員会について元内閣法制局長官であった林修三氏になっているのですけれども、この林修三氏は五つの各種審議会の委員を兼職して、科学技術庁顧問など二つの公職を兼任しているという問題がありまして、これについて行管庁の方に尋ねますと、余人をもって充てられないか

らだとか、あるいは内閣官房の兼職承認を受けているという説明を行管庁の方でいたしました。閣議了解に違反することを内閣官房が承認するはずはないと思うのですけれども、例外を認めていない閣議了解事項について、内閣の庶務担当部局が勝手にその例外をつくるということはもちろん妥当でないわけですね。そこで、行政機構管理という重要な職務を担当しております行政監視委員会の委員の兼職はできる限り少なくすべきである、こうまで私は考えるのですが、この閣議了解にも反して審議会の委員を五つ兼職しているというような問題について、これも総理の代理として来られた官房長官の御意見を伺っておきます。

○園田国務大臣 各種審議会の委員は各省から推薦してまいりますが、最終の決定は私でございまして。そこで、この委員の数を四個以上やっている方は逐次整理するということは、しばしば質問も受けたし、御意見も承っております。私も答弁いたしておりました。したがって、ただいま検討して逐次これを整理しつつございまして。余人にかえがたいと言え、他の委員をやめてもらうか何か、閣議了解の線に厳正にやるべくただいま逐次作業を進めております。

○正示委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○正示委員長 この際、木野晴夫君から本案に対する修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。木野晴夫君。

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

きまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を申し上げますと、原案では、国立国際美術館の設置に関する改正規定は、昭和五十二年四月一日から施行することとしたしておりますので、これを公布の日から施行することと改めようとするものであります。よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○正示委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○正示委員長 修正案について別に発言の申し出もありません。

これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので直ちに採決に入ります。

まず、木野晴夫君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立総員。よって、本案は木野晴夫君提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

この際、海部文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。海部文部大臣。

○海部国務大臣 ただいま文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、慎重に御審議の結果御可決いただきましたこと、ありがとうございます。私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分尊重いたしまして、婦人教育の充実、

問題があったわけですが、実際問題、この程度の予算でそういうものが確立できるものかどうか、まず初めにお伺いをいたしてみたいと思います。

○石丸政府委員 救急問題につきましては、それぞれの地域においてそれぞれの地域の実情に応じながらいろいろ努力をされたところでございますが、特に最近におきまして都市化現象が非常に急激に進んでまいりまして、そういった各地方自治体の努力のみではなかなかこういった社会的な変化に追いつかないというような、そういった実態になってまいったわけでございます。そういった点、われわれといたしましてできるだけだけの援助をして救急医療の体系整備をやりたい、こういうふうに考えておるところでございます。ただいま先生お述べになりましたような費用負担の問題等についてもいろいろ問題があるかと思うわけでございます。

医療は、救急医療を含めまして、やはりわが国は国民皆保険でございますので、診療報酬点数でこれを賄うということがたてまえではなからうかと考えるわけでございますが、現在の診療報酬体系の中におきましては、この救急医療というものはなかなか採算がとりにくいというような点がございまして、そういった点、特に非常にたくさん職員の待機させておかねばならないというような非常に特殊性がございまして、そういった特殊性によりまして生じます赤字に對しましてわれわれといたしまして助成をして、できるだけ救急医療体制の整備を強力に進めてまいりたいと考えております。

○新井委員 救急医療の整備ということが三年間でうたわれておるわけですが、一般の国民の皆さんから見まして、北は北海道から南は沖縄まで、各所で夜間とかあるいは休日、祭日を問はず病気が起こる。その病気の内容におきましては別に医者にからなくてもいいものもたくさんございまして、とにかくそのときに救急医療にかかれないうちに死亡しているという例もあるわけでございます。したがって、この三年間で整備をされるということは、やはり日本全国的に見まして、そういう状態になった場合、夜間あるいは祭日、休日に本当に、その地域その地域のやり方によって変わるわけでございますけれども、とにかくにも医者の治療だけは受けられるということが完備することになります。

○石丸政府委員 今回われわれのつくりましたこの救急医療整備構想、これは三カ年計画で全国的に整備するという構想でございますが、この構想の中におきましては救急医療というものを三つの段階に分けて考えておるところでございます。初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療。こういった救急医療を総合的に体系立てて整備することが必要だというふうに考えておるところでございます。こういっていろいろ設備等のもものつきましては三年計画で現在考え得る救急医療に必要な整備を行っていくというふうに考えておるところでございます。

それで、こういうふうに救急患者さんを受け入れる体制の方ににつきましては、申し上げましたような方法で考えておるわけでございますが、この救急患者を運搬搬送の部門と患者さんを受け入れる病院の部門、この間の関係が従来必ずしもスムーズにいていなかったわけでございます。そこで、この患者を受け入れる医療機関を探すための時間的なロスというものが従来からあったわけでございます。こういった点に對しまして、救急患者の搬送とこれを受ける一次、二次、三次の病院との間の体系が機能的に働くようにというのを考えまして、三カ年で広域的な救急医療情報システムを整備する、この病院の整備と並行いたしまして医療情報システムを整備してまいりたいと考えておるところでございます。こういった整備ができれば、現在問題になっているような救急医療のいろいろな問題が一応片がつくというふうに考えておるところでございます。

○新井委員 そうしますと、私が初め申し上げましたように、とにかく日本全国この地域にありまして、これはどういふ病気がわからない、大変だなどというときには、何らかの方法で連絡をとればその連絡によって搬送が行われる、そしてきちっとした病院に運び込まれて、そこではちゃんと一応の手当てを受けることができることになるということですね。

○石丸政府委員 ただいま救急医療について申し上げたわけでございますが、先生御指摘のようにわが国は非常に南北に長い地域でございます。現に救急医療でなくとも、普段の医療が受けられないという僻地というところもあるわけでございます。そういった僻地に対しまして医療、これはまた別の僻地医療対策があるわけでございますが、僻地医療対策と救急医療対策、この二つの対策をあわせ行うことによってわが国の医療供給体制を整備したいと考えております。

○新井委員 三年計画で、どちらにしましてもそういう僻地の対策と救急医療体制において日本全国どこにあっても大丈夫なんだ、こういうぐあいにいまの答弁で了解をいたします。

そこで、これは東京都の例でございますが「四十八年七月から、医師会委託で休日診療開始。一次相当の開業医二百カ所、二次相当の病院百カ所、病室は空ベッド三床を確保している。四十九年には日本医大、東邦大、武蔵野日赤の三病院を三次相当の救急医療センターに指定、今年から休日の夜間について一次（二十カ所）、二次（十五カ所）の診療体制を輪番制などで確立した。平日の夜間については、現状では未整備。それでも年間十二億二千二百万円を都が支出している。こういうぐあいに、東京都というのは非常に大きい都でございます。ですから、ほかの市であるとか県とは比べ物にならないかわかりませんが、その中で国の支出というのは九億九千六百万円ということになっておるわけですが、それより非常に多額の費用というものが要しているわけですね。こういう問題についてはいかがお考えになりますか。

○石丸政府委員 先生御指摘のように、東京都は非常に人口の集中地域でございます。都市化の一番激しいところでございます。そういった意味においては救急医療が一番必要な地域だというふうに考えられるわけでございます。

そこで、先ほど御説明いたしましたところでございまして、この救急医療に必要ないろいろな費用をどういふふうにして今後考えていくかという問題でございますが、ただいま先生御指摘のように、東京都の場合は人件費が高いというような問題もあるかと思っております。われわれの方は全国的な平均でいろいろ計算をいたしておりますが、そういった点さらに今後努力してまいりたいと考えております。

ただ、東京都の場合、たとえば第三次救急としてただいま先生御指摘になりましたように三病院が現在指定されておるわけでございますが、国の方といたしましては全国的にこれを整備するというところでございまして、東京都の第三次救急のうち日本医大の病院のみを国の補助対象にしている。これはいろいろ全国的な整備を行うという順序等もございまして、東京都はそういった中においても特に必要だということいろいろ御努力をされておると思われるわけでございますが、今後われわれの方といたしましてはさらにそういった点の是正については努力いたしたいと考えております。

ただ、救急医療につきましてもやはり社会保険診療報酬である収入があるわけでございます。時間外の診療、休日夜間の診療等については、いわゆる社会保険診療における加算については、さらに担当部局の方と連絡をとりましてそういった点からの改善も努力してまいりたいと考えておるところでございます。両方をあわせましてこういった救急を引き受ける医療機関の赤字という問題に對処してまいりたいと考えております。

○新井委員 東京都の場合はそういうことで何とかしなければいけぬということをやっておりますが、病人というのは確かに医者さんをブールし

ておかねばいけないということがございまして、では何人整備したらいいかということがまた非常にむずかしい問題だらうということもあらうかと思ひます。しかしながら、場合によつてはまだまだ少ないということは当然考えられるわけでございまして、それが今後どんなデータ的な問題が出てきて、それをもつと充実にしていかなければ、さつき局長が言いましたように、なかなかいいかなるときでも救急医療体制というものができない場合が出てくるのではないかとということが一つあるわけでございします。

そこで、もう一つお伺いしますが、病院群の輪番制の運営費というのは厚生省の方では年間二千五百万円と計算をしておるわけでございしますが、この二千五百万円というのを計算した根拠というのは何なのかお伺いしておきたいと思ひます。

○石丸政府委員 これは平均的な第二次救急病院を考えたわけでございまして、これが必要とする経費からその診療に伴う収入を引きまして残りが二千五百万円という、こういう平均的な第二次救急病院の姿を、実はこれは理論計算でございまして、実際はまたいろいろ今後実態調査しながら補正をしてまいりたいと思ひますが、われわれのところ、初年度でございまして一つの理論計算をいたしまして、こういった数字を出したわけでございします。

○新井委員 そうしますと、たとえて言いますと浜松市の例でいきますと、四十九年五月から一次、二次の救急体制を整備しているわけですが、一次は市立の診療所に夜間救急室を設置する、医師会の協力で午後八時から午前零時まで二人、翌午前七時までは一人の医師が診察に当たっている。看護婦は三人、事務員一人も当直。第二次は病院群輪番制で、国立、公的、私立合わせて八病院が輪番で救急を担当する。担当病院は医師が二人、看護婦四人、その他四人の計十人を救急専従に当直させている。比較的大きい四病院は六日に一回、小さな四病院は十二日に一回救急担当日が回ってくる。それで浜松市の支出は、年間運営費として

一次分が五千万円、二次分が四千三百万円。こういうことになっておるわけでございします。

そうしますと、今回のこの国の方の考え方は、国と都道府県あるいは市町村で三分の一ずつ負担をするということになっておりますね。そうすると、現実にはそういうぐあいにお金が必要だ分について三分の一というものを明確に計算して払われる、こういうことになるわけですか。

○石丸政府委員 必要経費のうち特に人件費についていろいろ問題があるわけでございします。もう先生御承知のように、病院の医師のみでは病院の輪番制にも対処できないわけでございまして、外からの応援の医師を頼むという体制をとらざるを得ないわけでございします。ただ夜間開業医の先生を頼みました場合に、開業医の先生の収入を時間割りですと非常に膨大な人件費になるわけでございしますが、われわれの方の計算ではやはり公務員である医師の平均給与をもつてこの人件費を計算いたしておるわけでございまして、そういう点、現実の必要とする経費との間にある程度の差は出てまいるわけでございします。そういう点につきまして、やはりこの救急医療につきまして御尽力願う場合には、公務員としての一つのそういった人件費の枠というふうなもので御協力を願いたいというふうな考えでおるわけでございまして、その点現実にかかった費用から診療収入を引いた——現実の姿とは人件費の面等では少し違つてまいるというふうな考えをしております。

○新井委員 そこら辺がちょっと問題になるうかと思ひますが、現実にはこれは地方公共団体が何とか救急病院を指定しなければいけません。そこで自治体としましては、これはもう何しろ動かしていかねばいけないわけでございしますから、なるだけお願いをして安くする、そしていま局長が言われたように公務員の医師の給料に合うようにしていただきたいとか、いろいろな交渉というものは全力を挙げておやりになっていると思ひます。しかしながら、それをやりましてもなおかつ、現実にはこれだけ要りました、収入もあ

りますので、支出もありますので、その中でこれだけのお金が必要というのかかわらず、それを決められた三分の一なら三分の一というものを明確に支払つていかなければ現実的にはできなくなる、こういう危惧があるわけでございしますが、その点はいかがですか。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕

○石丸政府委員 先ほども申し上げましたように、一番問題になるのは人件費でございまして、これは先生もその点はそのようにお考えだと思ひます。それで、われわれといたしましていろいろな予算を組む場合あるいは補助金を支出する場合におきまして、やはり一定の基準を設けて、その基準内で精算せざるを得ないわけでございまして、この基準を無視いたしますとやはりだんだん高い方に移っていくのではないかと、こういうふうな考えをわけでございします。われわれといたしましてはできるだけ実態に近いようには努力いたしたいと思ひますが、やはりある程度の基準で算定せざるを得ないというふうな考えをしております。

○新井委員 そうしますと、国の基準どおりのスタッフを一病院で確保するとすれば人件費は年間幾らくらいかかるということは、厚生省では見ておりますか。

○石丸政府委員 これは年間でございせんので、先ほど先生御指摘のように地区によつてその輪番に当たる日数が違うものでございしますので、われわれの方では一日当たりの人件費の計算を行つておるわけでございします。医師が二万二千二百円、看護婦が六千六百円、パラメディカル八千二百円、こういう計算になっておるところでございします。それで国の基準で申し上げますと、医師二名、看護婦三名、パラメディカル二名、こういうことでございまして、計八万四千円という計算になっております。

○新井委員 それは一日のことでございますね。全国自治体の病院協議会の方々が試算をしますと、大体国の基準どおりのスタッフを確保したとしまして人件費は年間で一億三千万円ぐらいい

るのじゃないか。これは医師は週三十六時間労働です。それから看護婦さんは月に八日夜勤をする。こういう実態に即しての試算が出ておりますが、こういうことからいいますと、赤字必至の第二次機関については、病院のグループだとか医師会などが協力してくれるのかどうかということについては非常にむずかしい問題があるのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○石丸政府委員 第二次救急につきましては、ただいま先生御指摘の病院間の輪番制の体制と、それから医師会病院等を中心といたしまして共同利用型の病院と、それから病院間の診療科協定型、この三つの型をそれぞれの地域の実情に合った方法で採用してもらいたいということであつたわけでございします。

ただいま申し上げましたのは輪番制の単価でございまして、そういう点、実際とある程度離れた数字だというふうには考えておるわけでございします。特に医師会病院等につきましては、これはほとんどの医師が開業している人でございまして、それが必要に応じて当番制で出ていく、こういうことでございまして、その点実態的に必要とする経費とはあるいは違つてもわかりませんが、やはりそういう点、われわれといたしましては地域の住民の医療を確保するという使命から考えまして医師会等に御協力を願う、そういうふうな考えをしております。

○新井委員 先ほどのデータからいいますと、どうしても経営がむずかしくなるということがございしますね。それを何とか地方の住民の方々のためにやろうとすれば今度は自治体が赤字で泣かなければいけません、そういう救急センターをつくつたために非常に超過負担になるというふうな心配も出てくるわけでございしますが、そういうことについてはいかがお考えになりますか。

○石丸政府委員 われわれといたしましては、そういった超過負担ができるだけ少なく済むよう、また超過負担のないよう、今後ともその改善に努力してまいりたいと思ひます。

○新井委員 そうしますと、ここでまた越谷市立

病院の例をお話するわけでございますが「住民の医療不安を背景に、自治体が七十八億円を投じて作った救命救急センターだ。八ベットのICUを備え付けるなど、高度医療機器も多い。順天堂大系の二十九人の医師が勤務し、救急部門の当直医は三人。昨年一月オープン以来一年で休日、夜間の患者は六百七十三人。臨時手術も百六十六回のほり、市民の医療不安は全く解消した。近くの草加、春日部両市などからも重症患者が運ばれている。医療面では素晴らしい実績を残している同病院が、財政面では一転して重荷となる。越谷市は病院建設の支出が主原因で、昨年度までの実質赤字二十億八千万円。市の年間財政規模の一〇％だ。これを解消するため「学校と福祉施設以外は建てない」超緊縮財政をとっている。病院会計自身、今年度二十億円の赤字が予想されている。医師会との協定にばらばらに一般外来患者を受け付けられない、産科、整形外科を設置できない、などの制約があるためだ。二十億円の赤字について、市は一般会計から補てんしない方針を決めている。今後同病院の運営が軌道に乗っても、最低年間十億円の赤字は避けられないとみられる。雪ダルマ式に出てくる病院赤字をどうするか」ということが出てくるわけでございますが、これなんかは全く市民の要望にこたえまして、市長がそういうことでもいいことだということをつくったわけですね。

【木野委員長代理退席、委員長着席】
しかし、実際の運営というのは、完備すればするほどよいというふうな状態になっているというふうな状態、御存じでございませうか。
○石丸政府委員 ただいま先生御質問の越谷病院につきましては、実はあの院長はわれわれの先輩でございまして、もと厚生省にいた人でございまして、その実態等については、われわれいろいろ相談を受けておるところでございまして、やはりそういう実態があることはよく承知いたしておるところでございます。

ただ、先生御指摘のように、この越谷病院の赤字というのはいろいろな原因が重なっておるわけでございまして、救急医療だけの問題ではないわけでございます。そういう意味におきまして、特に自治体病院なるがゆえにある程度採算を無視して運営をしている面もあるわけでございまして、特にICU、CCUという高度医療について、やはり地域の要望に応じてある程度の採算を無視しながら運営をせざるを得ないというふうな使命があるわけでございまして、この自治体病院あるいは公的病院等の公的使命によって生ずるいろいろな赤字問題につきましては、また別の点から、特に自治体病院、公的病院等の特殊診療部門助成費として、そういった公的使命を果たすために生ずる赤字についてはまた別の面からの助成を行っておるところでございまして、われわれもいたしましては、そういったいろいろな制度を総合的に利用いたしまして、個々の病院の赤字解消に今後とも努力してまいりたいと考えております。

○新井委員 自治体病院にしろ、また私立の病院にいたしましても、昼間の普通のときの診察よりもやはり救急医療というものがあらゆる面でお金がかかるんじゃないか。したがって、普通の一般の病院でも確かに言われるようにいろいろな問題があつて非常に赤字になっておる。これは基本的に直さなければいけないわけでございまして、それにも増して今度は赤字の要素の多いという救急病院というものを三年間で何とかやるんだと言われるから、それならなお一層そういう財政的な問題というのはいささかやらないわけにはいかないか、こういう観点に立つて私はいままで質問をさせていただいたわけでございまして、

それで、厚生省の構想の救命救急センターというの、先ほども日本医大というあれが出ましたが、規模におきましても、中身におきましても、それよりも非常に小さなものであるというふうなこともあるわけですね。したがって、私は厚生

生大臣にお願いをしておきたいわけでございまして、この救急医療の問題については、確かにいままで努力はされてまいったことは思います。特に本年度は目玉商品と言われますかね、そういうことで非常に厚生大臣が力を注いだ問題でござい

ますが、これは先ほどから話をしておりますように、昼間普通にやっている病院ですらなかなか大変な状態の中で、この救急医療について完璧を期すということとは、予算面も大変でございまして、また医師会等の協力も得て万事がうまくいかないとなかなかできないように思うわけでございまして、今後ともそういう問題についてはひとつ全力を挙げてやっていただきたいということ、この問題については終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 新井委員から御指摘のようないろいろな問題があるかと存じます。したがって、厚生省としてもできるだけの工夫はいたして、これは思ひがけないような問題もあるかと思ひますので、やりながら、さらに充実改善の方向で努力をしてみたい、かように考えております。
○新井委員 次に薬害の問題について伺ひしておきたいと思ひます。
キノホルムが原因のスモン病や、腎臓病治療薬クロロキンによる重い視力障害の副作用など、薬づけ医療の中で薬害が大きな社会問題となつて

過ぎたものにつきましても、メーカーから報告がある。それからWHOのモニタリングシステムに加入しておりますWHOを通じて入ってくるものもあるわけでございまして、

それで、五十年年度の数字でございまして、モニター病院から報告がありましたのが三百三十六件でございまして、それから、さき申し上げました新しく開発された医薬品の副作用報告というのが、症例報告が百二十二、頻度報告というのが百十、それから新しく開発されたもの以外の医薬品についての副作用報告というのが百九ございまして、五十年年度一年間で、WHOの情報を除きますと約七百件ということになるわけでございまして。
○新井委員 いま、そういう報告があるということですね、いろいろなところから、ということをお伺ひしたわけでございまして、薬物による重い肝障害や寝たきりになったりしたケースなども報告をされておるようでございまして、その実態はどのようになつておりますか。

○上村政府委員 モニター病院から報告されますのは、未知あるいは重い副作用症例に重点を置いておるわけでございまして、いま申し上げました五十年年度三百三十六というのはいままで知られなかつたか、あるいは重い副作用でございまして。
○新井委員 一部の報道によりますと、これは自主報告だけでございまして、死者が二年に二十四人出ているということが言われておりますね。当然これは薬害ということはある程度あつてはならないかと思ひわけでございまして。いろいろと研究をして、これは大丈夫だろうという中で、たとえて言いますとスモン病みたいなものが出ておるすね。いろいろなものが出てくる。そうしますと、何が原因であつたかということとは非常に大きな問題でございまして、飲み続けておる方に、これは当然医師を通じて、あるいはまたほかの手段をもつても、とめなければいけないということ、これは厚生省の責任だと思ひわけですね。したがって、そういうただ重くなったというふうなことだけの報告をとるなんということではこれはもう

何にも役に立たないのじゃないかと思うわけでございます。

たとえて言いますと、厚生省がこのデータを取り始めたのは十年前に全国の国立病院などを対象として、ほかにもたくさんありますが、そういうデータをとりおけるわけでございます。わが国では年間約七十万件にも上る人工妊娠中絶手術というのが行われているというのを聞いておるわけでございますが、この中で麻酔薬とかそういうようなものによってショック死をされるとか、いろいろなこともあるように聞いておりますけれども、そういうことについてはどのような報告になつておりますか。

○上村政府委員 麻酔薬ないし造影剤によるショックというものにつきましては報告があるわけでございます。ただ、副作用モニターから集められました情報というのはいろいろな情報があるわけでございますので、それを専門家からなります副作用調査会というところであるいにかけまして、その情報というものを医療機関にきちんと流すように私も努力をしておるわけでございます。

○新井委員 じゃ、そういうことがいろいろ報告が入つてきますね。入つてきた中で、今度はそれがこういう副作用がありますよということについて、その情報が的確に把握されて、今度はほかの方々に對する情報の徹底というものがちゃんとまわっているわけですか。そういう徹底の仕方のプロセスというのはどういふぐあひになつておりますか。

○上村政府委員 検討いたしましたものに参考文獻による解説なんかを加えまして、二つのやり方で医療関係者への伝達を図つておるわけでございます。

一つは、昭和四十八年の二月からでございますが、二カ月ごとに医薬品副作用情報というものを発行いたしました。モニター病院、モニター報告医あるいは都道府県、関係団体に送つておりますし、同時に、医学、薬学関係の専門誌にその情報

を掲載して公開をしておるわけでございます。

それから、昭和五十年三月からは、特に重要な副作用情報につきまして、厚生省で「厚生省医薬品情報」という表題で約十五万部、直接医療関係者へ伝達をするというやり方をしておるわけでございます。

こういった役所自身が直接行います副作用情報の伝達のはかに、そういった薬をつくつております企業に對しまして、ダイレクトメールなりパンフレットあるいは添付文書によつて副作用情報というものを医療関係者へ徹底させるように指導しておるところでございます。

○新井委員 そこで、私は二つのことについてお話をしたいと思つたのでございますが、まず先ほどモニターという問題がございまして、そういう副作用があつた場合にはいろいろ報告をするようになつておりますが、これが国立病院の九十四と大学付属病院の百十五、公立病院の五十五、民間が百九十八、合計四百六十二のところから得ていると思ひます。しかしながら、実際の病院の数というのは八千二百九十四の病院で、七万三千百十四の診療所がありますし、それから三万二千五百六十五の歯科の診療所があるわけでございますが、これに對してたつたの四百六十二の病院というの、モニター制度をするにしても余りにも少な過ぎるのではないかと、一つ考えられるわけでございます。

それからもう一つの問題は、確かにいま言われましたように、医薬品副作用情報というのは隔月で発行しておるとか、日本医事新報という専門誌にも載せておるといふようなことはわかつておるわけでございますが、そういう副作用がありますよという報告された症例の中で、早くから内外の研究者がこれは危ないんですよ、こういうことがありますよと言われているにもかかわらず、それが伝達がおくれたために医療の現場に到達されていない。したがつて同じようなことが繰り返されておるといふことで、結果的には二年間で死者が二十四人も出たというようにも考えられるわけ

でございます。そういうわけでございますから、この伝達というものを極秘というのではなしに、やはりいけなものはいけなし、危ないものは危ないわけでございますから、もっと多くのモニター病院をつくるとともに、当然やはりそれが非常に大事な伝達として、皆がわかるような形で伝達機能をもう一遍考える必要があると思ひます。その点についてはいかがですか。

○上村政府委員 まず第一点の副作用モニター病院の数の問題でございます。先ほどもお答え申し上げましたように、副作用に關します判断というのは各診療科にわたる専門的な検討が必要であらうというふうに考えておりますし、同時に臨床検査施設が十分ある、そういう観点から総合病院を主体にお願いをしておるわけでございます。そして、その制度発足をいたしましたときには全国の大学付属病院と国立病院だけでございまして、けれども、昨年は秋に都道府県を通じてモニター制度に参加する病院の希望を募つたところ、約百九十幾つかの病院が出てまいりましたので、それを追加して現在、先ほどお話しになりましたように四百六十二の病院をモニター病院に指定しておるわけでございます。ただ、こういったものはより広い範囲が望ましいということはお話のとおりでございますので、今後とも都道府県を通じて参加希望のあつた医療機関についてはモニター病院に追加指定をするというふうに充実を図つてまいりたいと思つたわけでございます。

それから、副作用モニター報告の公開の問題でございますが、副作用の情報というものは、医師が授与する薬が大衆薬といふよりも多うございまして、したがつて、そういったことについて、医師なりあるいは薬剤師が読む雑誌に載せるとか、あるいは直接医療機関に送るといふふうなことをしておるわけでございます。

それから、大衆薬の場合にどうするかという問題があるわけでございますが、いわゆる一般用の医薬品については、むしろその薬の添付文書に必要な注意を記載させて、一般の消費者の注意を喚

起させるのが一番いいのじゃないかというふうに考えて、そういうふうな指導をしておるわけでございます。

ただ、報告の原票そのものを公開する問題につきましては、これは一つは患者のプライバシーの問題もございまして、同時に、こういったモニター病院に對しましては原票をオープンにしないという約束で副作用の報告をお願いしておりますので、この制度を維持、発展させるために、原票そのものはやはり私どもの方で預かつて、それを分析した結果を公表するという形をとるのがいいのじゃないかと思つたわけでございます。

○新井委員 実害をなくすためには、どここの病院でどういう患者さんがこういうことがあつたということまでは発表する必要はないとは思ひますが、こういう薬はこういうときにはこうなるんだということについては、それは周知徹底しなければいけぬ、こういうぐあひに私は思つたわけでございます。

そこで、今後ともそういう問題については事故のないように徹底していただくこととしまして、医薬品の副作用による健康被害の救済に關する法律を提出するような予定というのを聞いておつたわけでございますが、これがそういうことであつたならば提案をされるのかされないのか。されないとするならば、されなくなった理由は何でございましてか。

○上村政府委員 医薬品の副作用というものは、いかに安全対策を講じましても避けられない場合が多うございまして。そういう観点に立ちまして、救済制度の検討をお願いいたしましたのが四十八年の六月でございます。その結論がまとまりましたのが去年の六月。そういうことで、直ちに検討に入つておるわけでございますけれども、いろいろ問題がございまして、まだこの国会に出せるかどうか確定しておらない、そういう状況でございます。検討する問題が非常に多いということでございます。

○新井委員 医薬品の副作用の問題については、

専門家が徹底的に調査をするということととも
に、これはこういう使い方をしたら大丈夫だとい
うぐあいに厚生省が認可をした場合は、やはり当
然それに伴っての被害者の保護というか、そのぐ
らいの確信と決意がなくてはならぬと思うのです
がね。そういう意味においては、早くそういうも
のを出していただきたい、こういうぐあいに思う
わけです。

行政管理庁、きょうお越し願っていると思いま
すのでお伺いしますが、行管では昨年十月から十
二月にかけて、医薬品等の規制に関する行政監察
を行っていると聞いています。これは、これは
いつごろ発表されるのか、それで、いま言ってい
るそういう概要というものが明確に出てくるのか
どうか、お伺いをいたしておきたいと思ひます。
○佐々木説明員 御説明いたします。

いまお尋ねの件でございますが、昨年第三・四
半期に、医薬品等の規制に関する行政監察とい
うものを実施いたしまして、現在中央段階の調査及
び取りまとめに入っております。

現在のところ、大体夏ごろを目途にして作業を
進めているところでございますが、その私どもの
調査の範囲と申しますのは、一つには、再評価、
国家検定等の実施状況あるいは副作用情報等の取
集、伝達の実施状況、それから薬事監視一般、さ
らに、製造業者等いろいろな自主規制を実施い
たしておりますが、そういうものの実施状況とい
ったものを範囲に現在取りまとめを進めておる
ところでございます。

○新井委員 いまのような調査だと余り効果がな
いんじゃないかと思うわけですね。いま一般的に
言われておりますことは、誇大宣伝による無効果
な薬品のはらんがでておる。事実至るところで
宣伝がすごいわけですから、効くと思ったりして
いろいろ飲んでいろいろな現状がありますね。そ
れからまた、そういうものによる副作用がどのよ
うに起こっているかというように調査をしな
ければいけませんし、それらを多量に消化して
収入を図って保険財政にも影響を及ぼす医薬問題

等のこともありますし、あるいはまた薬事審議会
のあり方などについても、やはりきちっとした行
政監察というものが行われなければならぬ。それ
でなければ、医薬品等の規制に関する行政監察と
いいますが、そんな一部のものだけではなら
ぬ、こういうことがいろいろ報道をされたりし
ておるようなことでございまして、こういう問題
についても勇断を持ってメスを入れて、そして国
民の皆さん方の健康と安全を図るという形でや
っていただきたい、こういうぐあいに思うわけで
ございます。

厚生大臣、さつき質問しようと思ったのでござ
いしますが、おられなかったもので……。

いまお話があったと思いますが、医薬品の副作
用による健康被害の救済に関する法律案というの
が実は四十八年からのいろいろと議論をされてお
るわけでございます。ところが、これは中身に非常
にむずかしい問題がありまして、いろいろ審議を
しているところだと思ひますが、厚生省が、この
薬についてはこういうような仕様でこういうふう
にしたらよろしいというところで認可して使つてお
る現状である以上は、そういう薬を使って被害を受
けられた方というものは、これはやはり何らかの形
で救済するということが当然のことではないか、
こう思うわけでございます。この法律案のいろ
いろの問題点は多々あると思ひますけれども、
それを早急に煮詰めて、法律として出していただ
きたいということをお願いいたしておきたい、こ
のように思うわけでございます。

○渡辺国務大臣 私も同意見でございます。副
作用に対する何らかの救済策はつくらなければなら
ぬ、こう思っております。しかし、新井先生御
承知のとおり、薬というのはみんな毒でございます。
して、みんな副作用があるのですよ。そのために
どこで線を引くかというようなことは、非常にむ
ずかしい問題の一つでございます。結局、飲み過
ぎたために、わかっておいても副作用が起きると
いうものをどうするのか、それから実際には、副
作用の問題はこの程度のものはわかつていうこと

で発売をしても、何万人に一人か何千人に一人か
特異体質の人がおつて、それで副作用が出るとい
うような場合もあるわけです。そういうようなこ
とやいろいろむずかしい問題がございます。そ
れらの問題点についてまた技術的になかなか結論
が出せない、そういう点がおくれていることの
一つの大きな理由でございますけれども、いずれに
しても、副作用が出たら患者の方は困るわけであ
るから、そこを、まず副作用の出ないような厳格な
薬の審査をやること、それから医者は医者として、
薬はみんな多かれ少なかれアスピリンでも何でも
副作用を持つておるわけですから、患者に投与す
る場合は、医者は専門家なんですから、そういう
ところで薬を変えろとか、いろいろな医者として
やるべきことをみんなやってもらうというような
こと、そういうようなことも全部含めて、なるべ
く早く結論を出すように努力をしておるところで
ございます。

○新井委員 余り時間がないのもう一つだけ簡
単に聞いておきたいと思うわけでございますが、
厚生年金保険と船員保険を掛けっている人が住宅を
建てたい場合においては還元融資の制度があるわ
けでございますが、その還元融資を受ける人とい
うのは、どういう資格の人が受けられるのか、お
伺いしておきたいと思ひます。

○本務政府委員 ただいまお話のございました年
金の融資でございますけれども、還元融資の一環
としまして、被保険者の個人住宅の資金を貸し付
けておりますけれども、被保険者で一定の被保険
者期間のある人に貸し付けをいたしておる次第で
ございます。

○新井委員 そうしますと、その借りのときに
いては、何らかの条件は別につきませんか。

○本務政府委員 年金の資金でございますので、
ただいま実施いたしております方法は、事業主に
貸し付けをいたしまして、事業主がこれを転貸す
るという方法をとっております次第でございます。た
だ、中小企業におきましては、職員の福利厚生等
を担当する職員も必ずしもいないというようにな

ともございまして、そういう場合に事業主を通じ
て借りるということも不可能であろうということ
を考えまして、事業主の組織しているような団体
あるいは被保険者の組織している団体あるいは一
定の民法法人等にもその転貸の仕事をすること
を認めておる次第でございます。

○新井委員 そうしますと、今度は、被保険者の
住宅の転貸をしておる、そういう団体が貸し付け
る場合は何か条件がつけますか。

○本務政府委員 民法法人等が貸し付けをする場
合でございますけれども、私どもの方で承認をし
た団体に限りましてそれを認めておるわけでござ
いしますが、それを承認する場合には、そういう年
金融資の事業に理解を持っていたらいておる団体
であり、かつ、どうしても手数料等が要るわけで
ございますが、被保険者等の手数料が大きなもの
にならないというようなことを条件にして承認を
いたしております。

○新井委員 そうしますと、ほかの条件はつか
ない、こういうぐあいに了解するわけでございま
すが、実は岡山県友愛年金福祉協会という協会が
あるわけでございます。この協会も、いま局長か
ら言われたようなことで転貸をやっているわけ
でございますが、その場合の条件といたしまして
は、ここにパンフレットがございまして、申込先
というものが「社団法人岡山県友愛年金福祉協会
および末尾記載の各地区指定建設業者」というこ
とになっておるわけです。貸付の方法というところ
にも「(1) 指定工務店と打合せして見積書をつ
くってもらつて下さい。及び、所定の様式による
借入申込書を建築完成の二―三ヶ月前までに当協
会又は指定建設業者の窓口へ提出して下さい。」と
いうことがございまして、指定建設業者一覧表と
いうのがついているわけですね。この融資を受け
る場合に、自分が好きな業者を選んで、そしてあ
との条件さえ整えば、当然その借り入れができる
と思ひますが、いかがですか。

○本務政府委員 先ほど申し上げましたように、
年金の資金の転貸を受けるということには一般的

な条件はございますけれども、その他の条件はないわけでございます。それで、先生のお話のございました岡山県の友愛年金福祉協会でございまして、調査をいたしましたところ、指定建設業者という制度をとっております。この指定建設業者という制度をとりました理由でございまして、けれども、厚生年金の還元融資、年金事業団の還元融資の場合には、建築ができた後、その建築を確認いたしました資金の交付をするというように、なことをやっております。実際民間ベースで建築が行われます場合には、着工のときに三割、あるいは五割のときに四割、あるいは竣工のときに三割というふうに建設業者に注文者から資金交付をするというように、なことでございまして、先ほど申し上げましたように、年金事業団の場合には、建築が全部終わってから資金交付するというようなことでございまして、その間の事情をよく知っている建設業者というものがあれば、そのつなぎ資金の手当て等を被保険者がしなくて済むということがあるわけでございます。また、年金事業団から言いますと、建築されました建物を担保にとるわけでございます。その見積書の価値がないというような場合には担保価値が不足するというようなことが起こりますので、そこら辺も現実な見積もりをする業者というふうなことが望ましいわけでございます。こういう指定建設業者という制度をとりまして、被保険者にとりまして便宜の面があるかと思ひます。

ただ、どういった業者を使わなければ融資を受けられないという制限はないのでございまして、この業者を利用しなければ年金事業団の融資は受けられないというのでは困るわけでございます。調査をいたしましたところ、昭和五十一年度におきまして、その友愛年金福祉協会で貸し付けをいたしましたのが二百六十二件ございまして、指定業者の取り扱いが四十件、指定業者でないものの取り扱いが二百二十二件ございまして、その点はこの建設業者指定制度でもって、被保険者が自分の好きな建築業者で建築することが阻害されているというふうなことはないのではないかと思っております。

○新井委員 時間がないのでこれでやめますが、まだまだこの件についての問題はあります。たとえば言いますと、テレビで流しておる内容等についても御調査願ったかと思いますが、全く指定業者でなければ受けれない。まあこの協会そのものは県が何かやっているのだからというふうな、非常なそういう反応を示しておるというふうなことがございまして、それからこのパンフレットで見ると、だれでもやはり指定業者でなければできないという感じがするわけでございます。とにかくだれでも、その厚生年金保険であるとかあるいはまた船員保険に入っている人が、まあ事故はあつてはいけませんけれども、そういうきつとした手続を踏めば、そういうことではないような形でこの運用が行われるようにお願いしたいと思ひます。

それからまた、この枠の割り当てなどというものは全然ないと言ひますが、新聞等で枠の割り当てなんかが発表されておりますので、こういうことについても聞きをしたかったわけでございます。また別には、差額ベッドの問題とかあるいは看護婦さんの養成の問題とかあつたわけでございますけれども、時間が参りましたので、これはこの辺で終わりたいと思ひます。

○正示委員長 続いて、柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 今回の改正案は、国立循環器病センターを設置するということであるわけですが、これは、いまはこの循環器病が死亡率第一位を占めるといふ残念な結果になっているわけですね。そこで、厚生省は昭和四十八年度からこの成人病対策の一環として循環器疾患等の検診事業を実施しているわけですが、最初にこの実績、予算額と執行額はどうか、それをお伺ひします。

○佐分利政府委員 循環器疾患対策はすでに四十四年度から行つておりましたけれども、これは特

に脳卒中等の死亡率の高い県に対する特別対策でございました。全国の市町村を対象にして循環器疾患対策を始めたのは四十八年度からでございます。確かに御指摘のように、四十八年度、四十九年度は実施率が余りよくございまして、予算も不用額を出したのでございまして、五十一年度になりまして、この予算は約四億三千万円でございますが、ようやくこの制度も軌道に乗る、各市町村の協力も得られて、五十一年度には不用額が出ないというふうな状態になってまいりました。

なお、循環器の健康診断を行いました国民の数は約二百四十万人でございまして、これは私も補助の対象にしております一般住民の中でこの健康診断をお受けになった方たちでございまして、そのほか工場、事業場等で循環器疾患の健康診断をお受けになった方々を合算すると約六百万人の健康診断をしたものと考えております。

○柴田(睦)委員 四十八年度から五十年まで、当初予算に対して執行額が下回つていたということですが、この理由はどこにあったのですか。

○佐分利政府委員 まず、この制度は法律に基づかない予算措置による制度でございました。こういう関係で、市町村とかあるいは住民に健康診断を行つたりあるいは受けたというふうなことが義務づけられてはいないわけでございます。また、全国の市町村が対象でございまして、やはり各市町村の行財政の状況等もございまして、このような制度は、初年度から一〇〇%近い実施率を上げるといふことは、過去の経験から見ても不可能でございまして、そのような関係から、だんだんと成績も上がり、普及してまいりまして、五十一年度には当初の目的どおりほぼ完全に実施できるようになったものでございまして。

○柴田(睦)委員 結局は予算措置などの関係で市町村の体制などが整備されないというふうなようですが、しかし、四十九年度を最高として、それから五十一年度まで予算額が減少された。しかし五十一年度は一〇〇%執行したということでは

あつて、五十二年度の予算を見ますと、四十九年度よりもまだ少ない。こういうことになりまして、執行の方では完全にできる状況にあるのに、予算が四十九年度よりもまだ少ないということでは、これは厚生省の姿勢が問題だ、対応策が十分であるというふうなことになるかと思ひます。この予算から見てもどうお考えですか。

○佐分利政府委員 できるだけ早く一〇〇%の実施率を実現いたしまして、予算を完全に消化する、また、翌年度の予算を増額していくということが理想的でございまして、先ほど来申し上げておりますように、町村の行財政の関係からなかなかそういふにはまいりません。そこでやはり前年とかあるいは前々年の実績を見ながら次年度の予算を編成していくわけでございます。四十九年、五十年のころは、そのような前年、前々年の不用額の関係から、新年度の予算が若干減額されるということがございました。しかし、先般御決定をいただきました五十二年度の予算では、先生よく御存じのように、約八千万円予算がふえているわけでございます。

○柴田(睦)委員 この検診事業は、いまは都道府県それから市町村でも非常に活発になってきていますと見られるわけですね。会社とか官庁なんかで四十歳以上の成人病の検診を行つと、大体百人のうち二十五人は高血圧である、こういう報告があるわけですが、そこから見ても、検診というのは非常に重要な意味を持つということが明らかであるわけですね。

私は千葉県の循環器検診実施の状況の資料を見たわけですが、千葉県の場合は県単事業で検診を実施しております。この検診事業に対する国庫補助というのは非常に少ないものになっております。こういうふうな状態になっているのは、結局検診補助対象が都道府県と指定都市に限られていて、市町村に対する補助というふうなことは、こういうことが原因になると見られるわけですが、これも、この検診事業を本格的に進めるために、補助対象を広げる、市町村に補助をする、そういう

ことが考えられなければならないと思うのですけれども、これについてはどうお考えですか。

○佐分利政府委員 循環器疾患対策は、先ほども申し上げましたように、四十四年度から特別対策を始めておりますが、この補助金は市町村に対する補助でございます。国が三分の一、県が三分の一、地元の市町村が三分の一の負担でございます。ただ、がん対策につきましては、これは四十四年度から実施いたしておりますが、がんの検診そのものが循環器の検診に比べてかなり高度な技術を必要とするという関係から、がんについては補助対象先を都道府県といたしております。

○柴田(睦)委員 今回のセンターの設置は循環器病の治療にとっては確かに前進であると考えられるわけですが、問題は、有病率、死亡率とも非常に高いこの循環器病にとっては、早期発見、早期治療ということが何よりも大切であるというように考えます。

昭和五十年年度保健婦業務研究会シンポジウムがありまして、その中で千葉の中央保健所長の発言があるわけですが、読んでみますと、千葉県の「長南町も結核を少なくしよう」ということで、町長を先頭に町ぐるみで実績をあげ、その後、成人病にとりくみ特にがん検診を熱心に行いました。国保保険料は大体どこでも赤字ですが、長南町は検診とか衛生面に取りくんでお陰で罹病率が高い医療をうける割合も少ないので赤字となり、そのお金をガン、精神病の患者に無料で治療させるようにまで発展させました。こう述べているわけですが、このとおりであればまさに早期発見、早期治療で国保財政も好転するという効果が上がるわけですが、今回の設置予算を見てみますと五十六億円、検診は先ほど言われましたように四億八千万、これが国庫補助ですから、国庫補助は非常に少ないものになるということで、循環器病の治療に大きな期待を持たないのじゃないかというように考えられます。そこで、センター設置とともに検診事業にも多くの資金を投入する、検診対象も拡大する、こういう方向を進めるべきである

というように考えているのですが、この点大臣の御見解を伺っておきます。

○佐分利政府委員 御指摘のとおり、すべての循環器疾患対策の中で予防対策費の占める割合は一〇％以下でございます。しかし、これは対象事業のものと性格にもよるのでございまして、たとえば御審議願っております国立の循環器センター、こういったものを整備するというようなハードウェアには非常に金がかかるわけですが、医療費の負担というものはさらに何倍もお金がかかるわけでございます。もともと予防対策費というものは、医療費だとかあるいはセンターの整備費に比べれば非常にわずかなものでいいという本来の性格がございまして、そのほかに、確かに御指摘のとおり早期発見、早期治療をやるということが大切でございますが、全国民に初めから高度の健康診断をすることが望ましいわけでございますが、それにはまずマンパワーの問題がございまして、医師とか看護婦の問題がございまして、また医師の方も、現在の循環器疾患の技術内容を見ますと、一般のお医者さんではまだ無理な点がございます、やはり循環器疾患の専門のお医者さんによってもらいたいというような問題がございまして、でございますから、たとえば心電図の測定を全国民にやりますと、あの心電計で測定するのは簡単でございますが、それを判読する、診断するのは大変なことでございます。また、専門医の数も少なくてございまして、心電図の診断ができるお医者さんもそれほど多くないわけでございます。そういう関係から、五十二年度の新たな計画では各県で三カ所、一地区は約三万五千人から四万人ぐらゐの地区を考えておりますが、各県で三つの問題地区をまず選んでいただいて、全国で百四十一になります。そこでは心電図の測定もまた眼底の撮影もやるということとを始めたわけでございますが、ただいま申し上げましたようなマンパワー等の問題もございまして、またあるいはコンピュータ等を使えば

もっと簡単にできるのかもしれないから、そちらの方をさらに研究開発するというような努力もしながら、できるだけ早く全国の全市町村でできるだけの多くの方に初めから高次の健康診断をしたものと考えております。

○柴田(睦)委員 いまの見解も大臣の見解だというふうに理解して、次に腎臓病の人工透析治療について伺いますが、国立病院においてこの人工透析治療をやる場合の看護婦の配置はどうなっているのか、これをちょっと伺います。

○石丸政府委員 われわれが各国立病院に人員を配置いたしております基準でございますが、人工透析装置四台に対して看護婦一名、そのほかには医師一名が加わりますが、看護婦で申し上げますと四台に対して一名の看護婦を配置いたしております。

○柴田(睦)委員 文部省来ていると思いますが、この文部省管轄下の大学病院における看護婦の配置、これはどうなっておりますか。

○五十嵐説明員 お答え申し上げます。文部省所管の国立大学付属病院におきましての看護婦の定員措置につきましては、個々のその実情に応じて積み上げていくものではございませんで、教育研究とあわせて高度の診療を行うという観点から、病院として基本的に必要な看護婦のほか、医学部学生の臨床実習や医学研究に必要な看護婦の定員を措置しております。そういう全体の枠の中で具体的な配置計画を個々の病院の実情に応じてやっているとございしております。

○柴田(睦)委員 それに関連するわけですが、私も、私のところに来ております要望をみますと、これは国立千葉大学医学部付属病院のことですが、「昭和四十四年以来、七年以上、千葉大学で透析をうけている腎臓病患者は、透析中、看護婦がいなくて、万一の事故を考えると不安な毎日をおくっています。加えて透析中、週三回、家族が六時間つきそわざるを得ず、家族にも負担が増大しています。厚生省の所管下の他の国立病院の

透析については、看護婦が配置され、透析中、家族ではなく、看護婦がつきそっています。大学病院が文部省下にあることによって、国立でも看護婦の配置に相違があつては不均等です。ですから「国立千葉大学医学部付属病院の透析医療について、国の負担による看護婦を派遣して下さい。」という要望であるわけですが、ここに書いてあるような実情では、確かに安心した医療を受けられないのではないかと。そこから見ますと、医師の配置ということになるとむしろ難しい問題があると思えますけれども、看護婦の配置は大学内で十分対処できるのではないかと申すのであります。その点は配置するように指導しているのか、そういう考えがあるのかどうか、文部省にお伺いします。

○五十嵐説明員 お答え申し上げます。先ほど申しましたように、私どもは大学の付属病院というものの性格上、看護婦の配置につきましては一般の病院に比べてかなり手厚く配置しているというふうな考えでございます。ただいまの先生の御指摘の実態につきましては、私ども直接まだ聞いてございません。けれども、人間の命に非常に関係のあることでございまして、大学の病院当局と十分相談をしまして、先生の御趣旨を徹底するようにしたいというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 これは千葉大だけではなくて、全国的にも共通してくる問題だと思ふのです。それで、同じ国立でありながら厚生省下と文部省下、これが現実には不均等になっているというところであればこれはおかしいことであると思ふわけで、そういう意味では医療審議会などで十分論議して、やはり同じように扱うべきである。文部省の大学局長、それから厚生省の医務局長もこの医療審議会に入つておられるわけですが、その医療審議会などで均衡がとれるように進めるべきだと思ふのですが、この点厚生大臣いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 医療審議会にそういう趣旨で十分検討させたい、かように存じます。

○柴田(睦)委員 次に、やはり要望ですが、歯科

医療の問題についての要望が来ております。読んでみますと「現在、重度障害児者は、歯科医療を思うように受けられず、歯の痛みをがまんしての毎日をおくっている者も少なくありません。治療を受けられないでいる者は、痛みで一層の情緒不安定におちいりあるいは食事を拒絶、なだめて食事をさせても丸のみするなど、更生、健康管理に大きな障害となっています。」「だから国立病院で、積極的に障害児者の歯科医療をひきうけて下さい。また、その為の体制（麻酔医の配置、看護婦の増員）を確保して下さい。」「こういう内容であるわけです。

千葉県で実態調査をしたのを見てみますと、公立法人施設入所者のうち治療を必要とする者が六三・六％ある、そのうち七一・一％が未治療者である。東京都では五十一年度と今年度で都立病院の三カ所で障害者の歯科医療を実施しているというところであります。国立病院でも早急にこれらが実施できるようにすべきであると思うのですけれども、この点はどうのようなお考えか、お伺いします。

○石丸政府委員 この身障者あるいは身障児の歯科医療については、先生御指摘のように、これは国立病院のみでなく、あらゆる歯科医療機関においてそういう取り扱いがなされるのが望ましいというふうに考えておるところです。国立病院の歯科部門というものは全体の歯科医療の中ではわりとウエートが小さいものでございますので、すべての医療機関で身障者あるいは身障児に対する歯科医療というものが十分行われるよう今後努力してまいりたいと思っておりますが、特に国立病院について申し上げますと、これは従来から一般患者と同じような取り扱いをしておるところでございますが、なお今後の問題といたしましては、あらかじめ収容施設等との連絡を密にいたしまして、特別の医療というものの、この個別のケースとして今後配慮してまいりたいと考えております。

○柴田(睦)委員 それでは次に、水道問題についてお伺いいたします。

現在、水道問題は全国的に重要な問題になってくることは言うまでもありませんが、水源の確保を初め水道料金などで特に問題が生じているわけですね。特に現在水道の普及率が八七％に達しているという現状の中で、安い水を安定的に供給する、今後ともそれを続けていくということが重要になっていると考えるのですが、水道問題に対する大臣の基本的な考え方を伺います。

○渡辺国務大臣 御指摘のように水道は大変普及をいたしまして結構なことでございますが、水道から供給される水については、正常な水であるということ、それから十分に水が供給されるということ、それから低価格であるということ、これは水道法でも規定をしておるところでございます。したがって、法律に書いてあることですから、この目的が達せられるように今後ともいろいろな工夫をこらしていききたい、かように考えております。

○柴田(睦)委員 「水道の未来像とそのアプローチ方策について」という生活環境審議会の答申があるわけですね。その中に「水道は国民生活上不可欠の施設であるという認識のもとに、国および地方公共団体は、国民に等しく、均衡のとれた負担で、同質のサービスを受けられる状態を目標に、その生活に必要な水道水を確保供給するという方向を定め、これをナショナルミニマムとして確立すべきである。」という指摘があるわけですが、これも、この点について厚生省はどういう努力をしてきているのかというのを伺います。

○国川政府委員 お答えいたします。

ただいま先生が申されましたように生活環境審議会から水道の未来像というものが答申されておるわけでありまして、考えてみますれば、水道がこのような普及してまいりましたのは特に昭和三十年代の後半に入ってからでございます。それまではともすれば水道事業というものは、一部の地域の人たちの特定の需要者を対象とした事業ということで歴史的に発展してきたわけでございます。ところが三十年代以降いわゆる都市化と申しますか都市への人口集中、増加等、あるいは水道用水

の急激な需要増がございます。しかも生活水準も向上しておりますので、その答申にもございまして、たように、少なくとも生活に必要な水は必ず確保される、そういう状態で、なおかつただいま大臣から申し上げましたように正常な水を必要十分なだけ供給するという姿勢を貫き通すべきもの、こういうふうな考えでおるわけでございます。普及率も九〇％に近い状態になっております。なお未普及の地域が残されているわけでございますが、今後水道行政の第一の目標といたしまして、そういう未普及地域の解消あるいは必要な水は必ず確保していくという姿勢を貫き通していききたい、このように考えておる次第でございます。

○柴田(睦)委員 安い水をどう供給するのか、また水源を生活優先、飲み水に優先的に確保することということは、これはいまの差し迫った重要な問題になっているわけですね。

この点で具体例を挙げてお尋ねするのでございます。それは北千葉広域水道の実例です。まずこの北千葉広域水道は千葉県と七市二町に水を供給するということになっているのですけれども、これは四十八年の三月と五十一年の四月にそれぞれ認可の申請が出ておりますけれども、当初の計画が変更された理由、これをまずお伺いします。

○国川政府委員 北千葉広域水道企業団は千葉県を含めました一県八市一町の水道事業が集まりました。これはいわゆる一部事務組合でございます。これは四十八年の三月からいわゆる創設事業ということで設立されました認可が行われたわけでございますが、取水地点が変更になりました。四十九年にその計画の変更の申請が出てまいりました。やむを得ないと考えまして計画の変更が行われております。その内容は取水地点の変更でございます。

○柴田(睦)委員 取水地点が変更するということがすけれども、取水量や給水量は変わりませんし、北千葉導水路からの水をもらうことは従前から決まっておりますから、取水口を変更するということには必要じゃないんじゃないかというように

考えるのですけれども、どういふ変更しなければならぬ理由があったのですか。

○国川政府委員 水源は利根川水系の江戸川でございます。当初計画の地点につきましては、浄水場からできるだけ近い地点から取水したいということで、これは具体的に流山市でございますが、そこで予定したわけでございます。その後利根川と江戸川を結びます流況調整河川工事として北千葉導水路等の計画が並行して進められておりました。その取水計画につきまして細部を河川管理者と当該企業団と協議検討いたしました結果、当初の予定地点よりも下流で取水することが取水の安定上はなほ好ましいというところになりました。下流に変更されたものと承知しております。

○柴田(睦)委員 そうしますと、四十八年四月の段階では厚生省側と河川管理者である建設省側の間での十分な調整がなされていなかったということになるのか、そのように考えられるのですが、いかがでしょうか。

○国川政府委員 通例、水道事業の認可の申請が行われました場合に私も最も関心を持って検討いたしましたのは、いわゆる取水が確実であるかどうかという意味での水利権の取得の見通しの問題でございます。通例水利権の取得の見通しにつきましては建設省とは十分協議いたすわけでございますが、個々の取水地点につきましては建設省とは協議いたしております。もっぱらこれは申請者のサイドの要望を尊重いたしたわけでございます。

○柴田(睦)委員 そうしますと、水道法の二十八条には認可の基準が書いてあるわけですが、その中の「当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること」このことから見ますと、その取水地点についても十分な協議がなされなければならぬものであり、これをしておらなければ認可が、言って悪いけれども、いいかげんになされる、あいまいであるということになってしまふのじゃないかと思うのですけれども、この法

律の關係ではどうでしょうか。

○国川政府委員 その計画の確定ということがどこまで具体的な個々の時点についての話になるかということでございますけれども、用水供給事業の場合特に重要な点は、計画給水量、給水対象、あるいは浄水方法、水源の種類、もちろんその中に取水地点も入っておりますけれども、水道法で計画を検討いたします場合はいわゆる基本的な事項だと考えているわけでございます。具体的に工事を施行いたします場合には、一級河川でありましたならば当然建設省との工事に関する細部協議が必要になってくるわけでございまして、実施の段階は別途に細目の協議をいたすことになるわけでございます。そういう意味で、かつ事業そのものがかなり長期にわたっての事業になりますので、全体的な運営の見通し等を基準に基いて診断いたすわけでございます。そういう意味で、この江戸川の下流といえますか中流以下で取水するということについての見通しは、これは関係省庁の間で従来から、かねてから承知している段階でございまして、具体的な地点と申しますか、細目まではこの基準に反するということにはならないというように理解しているわけでございます。

○柴田(睦)委員 私がこの問題を取り上げますのは、結局取水口の変更によって給水原価がえらくはね上がるという問題があるからです。これは最初のとときは一立方メートル四十四円であったのが結局百十五円に上がるといふことがあるわけですね。北千葉広域水道企業団の資料によりますと、それは時期が違いますが、全体計画として二・六倍になるわけですが、取水口の変更に伴って上がる事業費の上昇は、その分を見ると百九十九倍になるわけで、全体の計画の中でこの取水口の変更によって占める割合が三〇％になっているわけですね。それで、こうはね上がったのは給水原価がまた上がるということになるわけで、取水口と浄水場の分離によって導水管工事がむずかしくなると、またそこでも原価がはね上がるということになるわけですね。だから認可のときに取水口の

問題まできちんとしておかないと、後で高い水を飲まされるようになってしまふということになるのですけれども、こういう点はどうか考えておられますか。

○国川政府委員 ただいまの御指摘の点につきましては、当初の全体総事業費は約四百五十億とくらんでスタートしたわけでございます。四十八年度でございまして、その事業費の単価は四十七年度単価で試算したわけでございまして、その後、御承知のようにいわゆる石油ショックの問題を受けました物価の値上がりというものが、これが実は大変大きく響いたわけでございまして、御承知のとおり四十七年と今日比較いたしますと、約二倍近い物価の上昇がございまして、そういったこともございまして大幅に事業費がふえたわけでござい

ます。なお、そのほか実施設計に入りました段階でパイプの、送水管の路線を変更した方がよりベターだというような場合等もございましたし、あるいは浄水施設の方法等についても若干検討を加えたというようにございまして、導水路の延長が長くなったということももちろんございまして、全体といたしまして給水原価が二倍以上になったわけでございまして、それで私も、基本計画の段階でも事業費そのものはできるだけ正確なものを積算して、そうして計画を進めたい、事業着手に当たってそういうことを遺憾のないようにいたしたいというように考えております。

○柴田(睦)委員 結局高い水を飲まされるということが問題であるわけですが、給水原価の上昇を抑えて安い水を供給するというためには、結局はいまの制度から言えば、国庫補助を大幅にふやさなければならぬということが基本だと思ふのです。北千葉広域水道の例をとっても、五十一年度は事業費二百三十三億に対して認可申請書の予定額、これは四十億円になるわけですが、実際に国庫補助はこの事業費の一〇％にしかなら

ない二十三億円しか出ていないわけですね。こういうことですから、安い水の供給は不可能になるわけで、地方公共団体や関係団体では、水道用水は下水道や工業用水に比べ補助率が法定化されていないためにこういうことになるのだと言っているのですけれども、政府としては、水道法に法定補助を組み入れる必要があると私は考えるのです。政府、厚生大臣としてはどうお考えですか。

○国川政府委員 水道に対しまして国庫の助成の問題でございまして、特に、私どもとしましては、上水道関係に対する国庫補助につきましては実は毎年予算の額の増額を図っているところでござい

ます。特に、上水道に対する補助の中では、こういう広域水道と同時に、水源、ダム、建設費に対する助成というものをやっているわけでござい

ます。五十二年度、本年度の予算におきましても、対前年度比三〇％増しの約四百億近い国庫補助を予定いたしているわけでございまして、なお、北千葉広域水道につきましては、五十二年度からいわゆる特定事業ということで、広域水道全体の補助率が一般的に四分の一でございまして、これに特例的にこれは三分の一に引き上げる。これは事業全体が大変大規模であるし、コストも非常に高いという観点からそういう措置をとる予定にいたしているわけでござい

ます。私も、私どもとしましては、いわゆるできるだけ低廉なと申しますか、異常に高くなりますコストをできるだけ抑えていきたいという観点から、そのような補助を行っているわけでございまして、予算上の措置といたしまして今日進めているわけでござい

ます。今後とも、その施策につきましても十分に進めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 私は法定補助を取り入れなければならぬか前進しないかということをおきたいと思ひます。

補助が少くない実情の中で、結局、財源は起債に頼らざるを得ないというのが現状であるわけですね。自治省の方にお伺いするのですが、水道事業

に係る起債のうちで、政府債、公庫債それから縁故債、この比率は五十二年度は一体、おおよそどういう率になっているのか、お伺いします。

○田井説明員 五十二年度の地方債計画における上水道事業債の資金区分で申し上げますと、総額は七百五十億でございます。このうち政府資金が二千三百億で、二八・四％でございます。公営企業金融公庫資金が三千二百三十六億でございます。四三・三％でございます。そのほか共済資金、市場公債券、縁故債等でございます。共済資金は百二億で、一・四％、市場公債券の方は七百四十億で、一〇・三％、縁故資金が千四十二億の一四・六％、このようになっております。

○柴田(睦)委員 そうしますと、大まかに言うると三対五対二というふうな、これが五十二年度の内容であるわけですが、振り返ってみますと、四十八年、四十九年、五十年、このころは政府債の方が五になつてゐるわけですね。利率からいっても政府債が一番低いわけで、そういうことから見ますと、政府債の割合がだんだん低くなつてきて、縁故債との利率の差あるいは公庫債との利率の差そのものが事業の上のしかつて一層高い水になつてしまふという現状にあるわけですね。この起債措置については、四十八年、四十九年当時やっていたように政府債の比率を高める、こういうことが必要であり、そのための努力をする必要がある、それによって安い水の供給ができる、そのために役立つと思うのですけれども、そういう政府債の率を高めるということについて大臣はどういう考えでいらっしゃるか、どういふ対策をとられるか、お伺いして終わります。

○渡辺国務大臣 御指摘のとおり、政府債の比率を高めていった方がやや有利になることは事実でございます。償還期限の問題でも二年ぐらいい、それから約〇・五％ぐらいい、それから、われわれとしてもできるだけ政府債をふやそうに側面からやっておりますわけでござい

反映をして政府債が減って私債がふえたというのが結果論だろうと思います。今後とも政府債を少しでもふやしてもらうように努力をしてみたい、かように考えております。

○柴田(陸)委員 事人間の水の問題ですから、大いにがんばってもらいたいと思います。終わります。

○正委員長 続いて、中川秀直君。

○中川(秀)委員 なるべく簡潔に御質問いたします。

まず、厚生省設置法の一部改正案、当委員会でいま審議をしているところでございますが、この循環器病センター、国民の健康を守る措置として大いに歓迎をするものであります。しかし、ここでひとつお伺いをしたいのは、この提案理由説明にもございますが、循環器病というのは死亡率の一位を占めるといふ大変な、国民にとって一番こわい病気でございますけれども、その循環器病と同じように、現在成人病のもう一つの大きな病気として腎臓病というものがございまして、大臣、これはよく御存じだろうと思っております。腎臓病については、今回これから設置をしようとするような循環器病センターのような施設が現在わが国にあるのか、どのような措置をとっておられるのか、簡単にお伺いをしたいと思います。

○石丸政府委員 ただいま先生御質問の腎臓病のうち、特に腎不全対策としていろいろなことを従来から行っておるわけでございまして、現在、国立病院医療センターにおきまして腎疾患の病床を整備するとともに、その原因の解明、治療方法の確立に努めておるところでございます。

それで、今後の問題でございますが、腎疾患に對しましては、治療の方向として二つの方向があるわけでございます。一つは人工透析の問題、一つは腎移植の問題でございます。この二つの方向が非常に大きく分類できるものでございまして、われわれといたしましては、総合的な腎センターを設置するというよりは、むしろそれぞれの分野に応じて専門の施設をつくった方がいいという

うふうに考えておるところでございます。たとえば人工透析についての研修センター的なもの、いたしましては国立の王子病院、腎移植のセンターといたしましては国立佐倉病院というふうな方向でやっておるわけでございまして、研究は国立病院の医療センターで行う、こういうふうな国立の医療機関の連携を保ちながら総合的に今後その対策を立ててまいりたいと考えております。

○中川(秀)委員 いまの御答弁だとかなりやっているという印象になるのですが、私もさきやかに厚生省で記者活動したので経験があるのですけれども、この循環器病だつて、国立病院の医療センターあたりでは分類していろいろなことをおやりになっていたのです。今回これだけの、全部で幾らお金がかかっているのか、五十六億ですか五十二年度予算、これだけのことを循環器病についてはやるということになった。それだけの社会的ニーズがあるからおやりになるに決まっています。腎臓病だつて同じなんです。この程度でやっていると言っているのですか。この循環器病センターと同じぐらいやっていると言っているのですか、いまの御答弁で。

○石丸政府委員 金額的には、ただいま御質問のように、循環器疾患に対する研究対策費とそれから腎疾患に対する対策費、大分研究費の面では違ふわけでございますが、先生御承知のように、特に人工透析等につきましてはすでに実行段階に入っておるわけでございまして、その人工透析の施設整備というようなことでは、むしろ患者さんの問題としては全国的にこれを整備することが必要だというふうに考えておるところでございます。て、一カ所に集めてということになりますと、先生御指摘のように非常に格差があらうかと考えております。

○中川(秀)委員 行政は公平でなければなりません。とりわけ人間の健康に関することです。から、そういう措置は当然公平でなければいけないのであります。いま局長の御答弁にもございまして、人工透析は確かにもう身近なところ

でやらなければならないことでございますから、一カ所にとすることはそれは無理だろうと思ひます。

しかし、わが国において大変おくれいているのは腎移植の方の研究あるいはそういった施設でございます。特に、全国の腎臓病患者等でつくっている協議会は、腎臓バンクというものを大変強く要求しておられる。腎臓病患者は全国に三十万から五十万と言われているけれども、欧米なんかの腎移植に比べると日本はまだ三十分の一だ、こう言われているわけでございまして、こうした大変な数に上る腎臓病患者に対して、腎移植の腎臓バンクですか、こういったことについてこれからのような方向で、どのような御決意で臨まれるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

大臣にもひとつ、私がなぜこんな御質問を申し上げたかといいますと、先般、提案理由説明をなさっておりますときに、私もかなり国なまりがございまして、大臣は栃木なまりが非常にあって、循環器病というのがみんな「じんかんき」病に聞こえるのです。そこで私は、腎臓病の人たち、これはもう大臣の言葉どおりそのまゝ聞いたら大変喜ぶんじゃないかと思つて聞いたわけでございまして、ひとつ大いに、やや悪乗りをした言い方になりますけれども、腎臓病についてもこのようにことについて御努力をお願いしたい、こう思うのであります。ひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 中川さん御承知のとおり、昭和十年ごろは、一番死因で多いのは結核ですね。その次は肺炎、それから胃腸炎、脳卒中、老衰という順序だったそうですが、最近では変わつてきて、一番多いのが脳卒中、その次はがん、それから心臓病、肺炎、それから事故というのが大体五つぐらゐに入ります。

そこで、がんは世界一のがんセンター——私は厚生省の持っている中で一番の宝物はがんセンターだと思つております。これは大体世界一のレベルに研究所なんかなつておるといふので、こういうふうなことをつくつて、西の方には「じんかん

き」ではなくて循環器センターをこしらえて、これを西の方でやはり日本一のものにつくり上げていこうと始まつたところなんです。

したがって、今後、やはり病気で一番多い死因になつておるといふものから手がけたわけでありまして、これはこれで軌道に乗せる。腎臓の問題もこれは大変なことでございますので、せつかくの御指摘でもございまして、さらにこれは研究等を進めていくように努力をしてみたい、かように考えております。

○石丸政府委員 方針につきましては、ただいま大臣が御答弁申し上げたような点でございますが、具体的に来年度どういふ計画を持っていますかというところにつきましては事務的に御答へ申し上げますと、先ほど申し上げましたように、国立佐倉病院を中心としてこの計画を進めたいというふうに考えておるところでございます。先生御指摘のように、腎移植はわが国では非常に例数が少ないわけでございまして、外国に比しますと非常に少ないのでございまして、その主な原因として考えられることは、やはり提供者が少ないということでございます。わが国の腎移植の大部分は生体腎、すなわち生きた人から取つて、大体が親子関係でございますが、やはり今後これを進めるためには死体腎、死者の腎臓を利用するという、こういう方向に進まざるを得ないわけで、その際一つの大きな問題になりますのが拒絶反応というものでございまして、そういう検査体制を整えておく必要があるかと思ひます。それで、あらかじめ腎提供希望者を登録いたしておきまして、生前にいろいろ検査をし、またその受け取ることを希望する患者さんの側の検査も同時に行つておきまして、生前すでにこの患者さんとこの提供者とがやれば拒絶反応が起きないというような検査を従前からやつて、それを登録しておくといいことが必要かと思つてございまして、そういう登録業務並びに検査業務を国立佐倉病院で行いたいというふうに考えております。

○中川(秀)委員 ひとつ大臣の御決意のとおり、

御努力をお願いしたいと思います。

次に移りますが、やはり国民の健康を守るといふ観点から、私もそう予備知識があるわけではありませぬけれども、検疫のことについてひとつお伺いをしたいと思います。

わが国の検疫、ともすれば新聞等で拝見するのは、国内に帰られて、あるいは日本に入ってきてから発病した、コレラの患者が出た、大あわてで入国の経路を調べたりしているということが往々にして見られるのでございますけれども、伝染病における潜伏期間、この潜伏期間で入ってくることに付いて、わが国の検疫体制はこれをチェックができるのかどうか。もしそれが不十分だとするならば、それについてどのような手だてをこれから講じていったらいいのか、ひとつこの点だけお伺いをしたいと思います。

○佐分利政府委員 結論から申しますと、世界一流の水準でチェックをいたしております。

具体的なやり方でございますが、伝染病の蔓延地区から帰ってまいりまして、実際にかかったおそれはあるけれどもまだ症状が出ていないという方については、ここにございます指示書、ハワイトカードを差し上げるわけでございます。十四日以内にもしも症状が出れば、症状が具体的に書いてありますが、最寄りの保健所とか医療機関にかかってくる、また一方、そのような指示を、その入国者が参ります都道府県知事に連絡をいたしております。

またもう一つは、実際に病毒に汚染したという疑いはないけれども、非常に蔓延している地域から帰ってきた、したがって、もしかすると感染しているかもしれないという場合には、このようなイエローカードをお渡しするわけでございまして、これにはやはり、あなたは危険な地区から帰ってきたのだから、症状が出たらすぐ最寄りの保健所とか医療機関に連絡するように、これは「あなたの健康のために」というイエローカードでございますが、こういうものをお渡しいたしております。一方、検疫所の方は、空港検疫も海港検疫

も、そういう患者さんが一体国内でどこに行くか、どういふふうな行動をとるかというようなことを別のカードで持っております。これは日本とかアメリカがやっております世界最高の水準のチェック方式でございます。

○中川(秀)委員 それは汚染地域から帰ってきた人には全員にその黄色のカードは渡すわけですか。

○佐分利政府委員 汚染地域というのは、たとえばインドネシアの全域ではないわけでございますが、インドネシアの一部の地域だということになりますので、そういった地域を通過した、停泊した、あるいは泊まったというような方々にはお渡しをするということでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。

次に移ります。これまで若干細かい問題になりましたけれども、食品衛生法のことについてひとつお伺いをしたいと思います。

食品衛生法の食品衛生監視員制度というものがございまして、これによりまして、たとえばレストラン、飲食店あるいはその他魚肉練り製品製造業とか魚介類販売業とかあるいは牛乳屋さんだとかそういったところは年間十二回同じ店を監視し、指導しなければいけない、あるいは喫茶店、最近はやりのスナック等は年間六回あるいは清涼飲料水の製造業になりますと年間四回、氷雪製造業年間二回、おもちや年間一回、こういうふうになっている。ところが、どうなんでしょう、大変件数もふえている。そして製造業自体も大変大型化しているわけですから、この基準がつくられてから相当年数がたっているはずですが、一方で自治体からは、第一こんなに食品衛生監視員がないではないか、同じ店を毎月一回なんというのとはとてもできないではないか、現実にはこの十分の一もようやれぬという声が大変強く出ている。法の方はこういう決まりがあつて実態は全くできないという大変なギャップがここにはあるのでございまして、これについて厚生省のお考え方と今後

の対処をひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

○松浦政府委員 ただいま先生御指摘のように、法律に基づきまして監視する回数というのは、レストラン等十二回というのは非常に多いわけでございます。これは一つの基準として示しておるわけでございますが、政令にもそのような書き方がしてあるわけでございますが、これを基準としてやるように、こういうことでございます。それが、平均しますと相当低いというのはおっしゃるとおりでございますが、私どもの指導としまして重点的にやるというのが一つと、それから、これはあくまでも一種の目標みたいな考え方であるわけでございます。そういう意味で、たとえば特別牛乳の搾取処理業なんというのに対しては十二回やれというのを十・五回やっていると、乳処理業は九・三回やっていると、こういうふうなそれぞれ必要なものに実際には重点的にやっております。しかし、平均すれば、おっしゃるやうに非常に少ないということでございます。

それで、今後どうするかということでございますが、いまのところ、これは努力目標ということですが、やはり政令はそのまま残しておきまして、それで実際にやっているやり方としましては、食品衛生指導員という自主的な組織を現在各都道府県につくつてもらつておるわけでございます。こういうところにも補助金を現在出してあります。昭和五十二年度におきましては約七千五百万の予算を計上してあるわけでございますが、この人数が全国で大体五万人でございます。こういう方々の活躍にうんと力を注ぎまして、そして自主的にやることに主力を注いでいく。もちろん食品衛生監視員の定員をふやすということも努力はするわけでございますが、これはおっしゃるとおり非常に常にかね離れておるわけでございますので、そういった自主的な活動ということに大いに期待していきたい、こういうふうな考え方をしております。

○中川(秀)委員 一つは基準であり目標であるとおっしゃいますけれども、その基準であり目標が、実態的にはともかく、数字はあえて求めませんが、かなりかけ離れていることは事実なんです。かけ離れているのが当然のような感覚になって、やつてもやらなくともいいのだという感じになっていくことが実はこわい。政令を一つ直すということはある意味では勇気の要することかもしれないが、しかし実態に即して、かつこれだけは少なくともやれというふうなものをびちつとお出しにならないうと、食中毒というのは時に少ない年もあるけれども、食中毒というのは時に少ない年もあるけれども、食中毒というものはそういうぐあいに最も低にこれだけはやれという一つのきちつとしたものを持つていかないと、大分時代もたつていく政令でもございまして、基本的な御検討を加えていただいた方がいいのではないかと感じいたします。そこで、いま一度御見解を聞きたいと思ひます。

○松浦政府委員 確かに先生御指摘のとおりでございます。ただ私ども非常に不安に思つておりますのは、この政令ができた当時と現在と食中毒の数はどうかといふこととやはり変わつていない。食中毒がうんと減つたという効果も上がつておりません。そこで政令を変えることによつて逆にもっとルーズでもないのじやないかというふうな気が起きているのではないかと一方にはあるわけでございます。もう少し指導員の活躍をうんとやつてもらふということをやりますと、その成果を見ながら検討したい、こういうふうな考え方をいたします。

○中川(秀)委員 一度大臣に御提案をしたいのですが、この環境はどの程度調査ができておつて、その効果のほどはどのくらいで、最低これだけはやらなければいけないだろう、あるうちはこういうケースの場合は特に重点的にやらなければいけないだろうというふうなきちんとしたものをおつくりになつた方がいいのではないかと。めんどくさいことを言ひやがる、こう思つていただければ困るのでありますけれども、ひとつそろそろお考え

いただいた方がいいのではないかと、こう思います
が、大臣もしお考えがあったら、すぐやれという
ことではありません、しかしそういう方向に向け
ていただきたい、こうお願いを申し上げておるわ
けで、ひとつお考えがあったら御答弁願いたいと
思います。

○渡辺国務大臣 あなたの指摘するように年間十
二回と決めておいて三回ぐらいしか見ないのでは
何のために十二回決めておくのだという議論が当
然なんです。それでは四倍に監視員をふやせる
かと言われたらとても言うべくしてそう簡単なわ
けにはいかない。これは昭和二十年年の終戦直
後にできたものですから、いまとはかなり時代も
違う。しかしいま局長が言ったように、ともかく
十二回とうるさく言っているのに、食中毒がある
のに今度半分にして実態に合わせたらもつとたる
まればかなわぬということも心理的にあるかも
しらぬ。ですからそこらところをよく考えて実
態になるべく合ったような形で検討することも私
はいいいのではないかと気がしますが、余り専
門的なことなので私がここでしゃべり過ぎて引ッ
込みがつかなくなっても困りますから、これはあ
なたの趣旨を体して事務当局とも検討してみたい
い、かように思います。

○中川(秀)委員 御努力をお願い申し上げておき
ます。

厚生省の行政の仕組みの問題になりますが、年
金のことにちよっとお伺いをしたい。
十八日、昨日から社会保険庁業務課において年
金相談センターというものが開設されました。
いままで電話相談一日二千件処理していたのを三千
件処理するのだ、こういうことでコンピュータ
を増強したり電話を新たに二十四台でか設置を
されたりすることになったということでありま
すけれども、これは国会の質疑でも何回も出てい
ることだそうですが、相も変わらず昨日電話をし
たら話中である。いろいろお話を聞くと、一日に少
なくとも五千件ぐらいいは電話が入っているらしい。

それに対してまだ三千件である、そういう実態だ
これは正しいのか正しくないのかも含めてお伺い
をしたいと思います。年金のことについて後ほどま
たそうであります。年金のことについて後ほどま
た詳しくお伺いしますが、自分の年金が幾らか計算
ができる人はひょっとしたら厚生省の方にもい
らっしゃらないかもしれないぐらいい複雑な年金制
度でございます。その中で特に差し迫った問題と
して、なかなか裁定がおりてこないけれども一体
どうなんだろう、これが聞きたいのは当然のこと
とでありまして、私はこの相談センターをもつと
より拡充をしなければいけないと思うのと、それ
から大臣も私も田舎者でございますが、いまどき
は電話代がでらばうに高いのです。北海道や九州
から一々高井戸に電話をしなければいけないなん
というところは実に不親切な話なんです。全国に社
会保険事務所なんというのは二百数十カ所ある。
そういう社会保険事務所にもこういった相談セン
ターをぜひつくるべきだと御提案を申し上げたい
のですが、この点一括して大臣のお気持ちも年金
局のお立場もひとつお伺いをしておきたい、この
ように思います。

○大和田政府委員 昨日業務課におきまして年金
相談センターがオープンいたしました。これによ
りまして二十四台のビデオというものが備えられ
ましてそこで相談を受け付けておるわけでありま
すが、従来相談をいたしておりましたビデオ、こ
れを専門的に一カ所に集めまして集中いたしまし
た相談、これができるように相なったわけござ
います。先生五千件とおっしゃったわけでありま
すが、私どもの方としては三千件ぐらいいだろ
うと思っております。その電話の応対につきま
してはかなりの改善されたというふうに考
えておるわけでございます。

なお、後段の御質問、社会保険事務所にお
いてもそういうようにというお話でございますが、
現在それにつきましては調査研究、具体案がで
きたというような段階でございます。
○中川(秀)委員 最後のところをちよっとお伺い

いたしますが、具体案ができたということですか、
これからするということですか。
○大和田政府委員 お答えいたします。
この最後の問題につきましてこれはこういうこ
とでございます。業務課、これを発展いたしまし
たところのデータセンター、これと先ほど先生御
指摘ございました全国二百数十カ所の社会保険事
務所、これをオンラインで結びまして社会保険事
務所におきまして相談ができるあるいは裁定がで
きる、こういう構想を社会保険庁の案としていま
して私も発表して現在関係方面と協議中であ
る、こういう段階でございます。

○中川(秀)委員 発表して関係方面と相談中とい
う意味がよくわかりませんが、年間三千件あるのか五
千件あるのかだれにもわからないこととございま
す。かからないものまで何件かかってきたかとい
うのはわかるはずがないのでありまして、ひとつ
たまには御自分で相談センターへお電話してみ
たらよくおわかりになるのではないかと、こう思
いますが、発表していただくことについて、社会
保険事務所の年金の相談はかなり効率的に受けま
すよということを一般の国民の方にもおわかりに
なるように、きちんと計画を立て御宣伝を願って、
より身近なところでおわかりになるように御努力
をさせていただきたい、このように要望を申し上げ
ておきます。よろしくごさいますね。

それから、同じく年金の問題ですが、これは大
臣の御専門だからお伺いします。余り細かい問題
ではありません。大きな問題です。
大臣の私的諮問機関、年金制度基本構想懇談会、
もう一年前から発足をして、わが国の年金制度に
ついて抜本的な改革案を練っておられるというこ
とでございますが、ことしの秋ぐらいいは意見書
を出せるのではないかと、あるいは出したいだ
きたいという方向で進んでいるとございますけ
れども、大臣、一つお伺いをしたいのは、わが国
の年金制度八つございますけれども、支給開始年
齢もばらばら、内容もばらばら、あるいは掛金も

ばらばら、またその制度の意味づけもばらばら、
大変何かもばらばらであります。その一方で、
大変財政赤字がもう現実のものになりつつある年
金制度がある。いろいろな検討を加えなければい
けないわけですね。大臣としては、わが国の年金制
度はかくあるべしというビジョンがあったら、こ
ういふことで出てくるか。白紙の立場で御審議を願
うておるというところからそれはわかりませんが、
たとえば財政赤字という大変な問題、それからば
らばらのものを直さなければいけないという問
題、問題点は大きく言ってしまうと二つある。た
ちまちわが国のいまの政治が取り組むべき、大臣
として取り組むべき重点は、その二つある問題の
うちどちらにウェイトをお感じになっておられ
るか、その点も含めてひとつ御見解をお伺いをし
ておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 これはどちらかと言われま
しても、関係のあるやつですから、こちらだとい
うにはなかなか言い切れないのですよ。もう時間
がかりますから私長話いたしません、あなた
の指摘したところの状態で、一方赤字公債はい
つまでも発行できない、これはもう二、三年でや
めると総理大臣も予算委員会でも言明しているわ
けですから、国からどんだんども持ち出すとい
うわけにもいかない。したがって何らか工夫を
しなければならぬ。御承知のとおり、ヨーロッパは
六十五歳が大体年金の開始、ほとんどそうすな
わね。フランスが女性六十歳だそうだけれども。日
本では五十五歳のところもある、六十歳のところ
もある、六十五歳もあるというところで、みな
違うわけですよ。これはしかし雇用の問題とも
関係のある話でございます。雇用の問題なども
含めて大きな一つの政治問題ですから、私が突然
ここで思いつきをしゃべり出すということもいか
がなものであるか。これはそれぞれの専門家に
ま真剣に検討してもらっておるので、そういう中
において皆さんの意見を聞きながら厚生省として
は案をまとめてまいりたい、かように考えておる

あとわずかになってきた。この現時点で、大臣、私がいま御提案したような方向で抜本改革を急ぐ、それまでは抜本改革がらみの措置については今回は見送る、修正をする、こういうようなお考えがないかどうか、いま一度お尋ねをしたいと思ふ。

○渡辺国務大臣 健康保険法については、私は提案者でございまして、ともかくあらゆる手だてを講じて通過をさして成立をさしていただきた

い、こういうように考えておるわけでございます。医療制度の抜本改革の問題については、これもこのままおくわけにはまいりませんので、ぜひこれは与野党でも話し合いをして、私はコンセンサスが得られるのじゃないかという気がするのですがね。総論は賛成だが、各論になると意見が合わないようなことがいままで多かったのだけれども、いまやにちもさちもいかな、という状態になつてきておるので、野党の皆さん方とも私は極力話し合いをして、本当に国民のコンセンサスを得られるような医療制度の確立を図ってまいりたい、かように考えております。

○中川(秀)委員 終わりますが、終わる前にもう一言だけ申し上げておきたいのは、提案者からただひたすら成立を願っている、これは予算委員会の御答弁でもそうでした。よくお立場、わかります。しかし、提案者であっても、こういった伯仲国会の中で、いろいろな意見を聞いて、これは長期の問題にかかわることならば、当面措置すべき問題もある、われわれも全部反対だと言っているわけじゃないのです。その措置すべきものについて措置をして、抜本改革については早急に、五十三年度目途なんのんびりしたことを——そのくらい時間がかかると言えれば確かにそうだろうなすかなければならない点もありますけれども、しかし目途として、それじゃ五十三年度に、その目途に案までつくっちゃうのか、あるいは五十三年度を目途として議論を積み上げていくということなのか、その辺は非常に望洋としてあいまいであると思うのですが、大臣、御答弁は要りませ

んけれども、たちまち全部を流してしまうということになれば問題はまたより顕在化するので、ひとつそういう状況を踏まえてその辺は柔軟にお考えをいただきたい、お願いを申し上げて私の質問を終わります。

○正示委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前十時理事会、午前十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十六分散会

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置(第三条—第十五条)

第三章 土地の使用の特例(第十六条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(通旨)

第一条 この法律は、駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとともに、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「駐留軍用地等」とは、沖縄県における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四十六年法律第百三十二号。以下「公用地暫定使用法」という。)の施行の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ

合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土地が存する市町村の区域の町又は字(大字を除く。)の区域(以下「字等の区域」という。)内の土地で、これらの土地以外のもの(政令で定めるものを除く。)をいう。

2 この法律において「駐留軍」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置

(地図の作成)

第三条 那覇防衛施設局長は、駐留軍用地等の区域、駐留軍用地等に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町又は字の区域並びに駐留軍用地等に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、井戸その他の駐留軍用地等について字等の区域内の各筆の土地(その位置境界が、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第

二条第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査により、又は現地における調査の結果を記載した書面で、その内容について当該字等の区域内の土地の所有者の全員が同意したもの(以下「現地調査書」という。)により明らかとなつていない土地(以下「位置境界不明地」という。)を除く。)の位置境界を明らかにするため参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図を速やかに作成するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図の作成に当たつては、土地の調査その他の方法により、各筆の土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めるものとする。

3 那覇防衛施設局長は、第一項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖

縄県知事と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、それぞれ協議しなければならない。

(地図等の閲覧)

第四条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。

(地図等の交付の申請)

第五条 駐留軍用地等に係る字等の区域(政令で定めるところによりこれを区分したときは、その区分した区域)ごとに、当該区域内の各筆の土地(位置境界明確地を除く。)の所有者(以下「関係所有者」という。)の過半数の合意により関係所有者のうちからその代表者として定められた者は、那覇防衛施設局長に対し、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る第三項第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面の交付を申請することができる。

(地図等の交付)

第六条 那覇防衛施設局長は、前条の規定による申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、その申請があつた旨その他政令で定める事項を公告するとともに、前条の代表者に対しその申請に係る地図並びに写真及び書面を交付しなければならない。

(関係所有者による各筆の土地の位置境界の確認等)

第七条 関係所有者は、前条の規定により地図並びに写真及び書面が交付されたときは、速やかに、全員の協議により、第五条の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するように努めなければならない。

2 関係所有者は、前項の規定による確認前に、全員の協議により定めるところにより、第五条の区域内の土地に関して所有権以外の権利を有する者(以下「関係権利者」という。)の意見を求めなければならない。

3 那覇防衛施設局長は、第一項の協議が円滑に行われるために必要な援助を行うものとする。

第八條 関係所有者は、前条第一項の協議により第五條の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下この条において同じ。）が図上において確認されたときは、総理府令で定めるところにより、全員で、那覇防衛施設局長に対し、その旨及び協議の内容を通知するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る土地及びこれに隣接する土地で第五條の区域内にあるものの所有者に対し、その通知に係る土地の位置境界を現地にて確認するため立ち会ふべき場所及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、その通知に従ひ、その場所（立ち会つて、第一項の通知に係る土地の位置境界を現地にて確認しなければならない）に、この場合には、那覇防衛施設局長は、その所属の職員を立ち会わせなければならない。

4 那覇防衛施設局長は、前項の規定により土地の位置境界が現地にて確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会つた者に署名押印させなければならない。

（那覇防衛施設局長の参考意見）

第九條 関係所有者は、第七條第一項又は前条第三項の規定により土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときは、書面をもつて那覇防衛施設局長に対し、当該土地の位置境界について意見を求めることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による要求があつたときは、その要求に係る土地の位置境界について意見を述べることが出来る。

3 那覇防衛施設局長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、那覇防衛施設局長に置かれる防衛施設地方審議会の意見を聴かなければならない。

（地籍調査に準ずる調査）

第十條 那覇防衛施設局長は、第八條第四項の書面により第五條の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかとなつたときは、速やかに、当該土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しなければならない。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、国土調査法第二條第一項第三号の地籍調査に係る地図及び簿冊の例による。

3 国土調査法第七條及び第二十五條第一項の規定は第一項の規定による調査及び測量について、同法第十七條の規定は同項の規定により作成された地図及び簿冊について準用する。

（地図及び簿冊の認証の申請）

第十一條 那覇防衛施設局長は、前条第三項において準用する国土調査法第十七條第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に前条第三項において準用する同法同条第二項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めたとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めたとき、若しくは前条第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九條第五項の国土調査の成果としての認証を申請しなければならない。

（地図及び簿冊の保管等）

第十二條 那覇防衛施設局長は、国土調査法第九條第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図及び簿冊の写しを沖縄県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

（他人の土地への立入り）

第十三條 那覇防衛施設局長は、第三條第一項の地図の作成並びに第十條の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入りに伴う損失の補償）

第十四條 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定による立入りに伴う他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、那覇防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、那覇防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

（国の責務）

第十五條 政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 土地の使用の特例

（土地の使用の特例）

第十六條 公用地暫定使用法第二條第一項第一号に掲げる土地で、引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供しているものを昭和五十二年五月十五日以後引き続きそれぞれ駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適切かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができる。ただし、この法律の施行の際国土調査法第二條第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査又は現地調査書により次の各号に掲げる事項が明らかとなつていないときは、当該各号に定める土地については、この限りでない。

一 駐留軍の用に供している土地については、各筆の土地の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。次号において同じ。）当該各筆の土地

二 自衛隊の部隊の用に供している土地については、一体としてその用に供する土地の区域内のすべての筆の土地の位置境界 当該区域内の土地

三 国は、この章の規定により使用することができる土地については、この章の規定による使用の開始後であつても、当該土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めなければならない。

（認定の申請）

第十七條 那覇防衛施設局長は、この章の規定により土地を使用しようとするときは、駐留軍又は自衛隊の用に供する必要がある土地の区域（前条第一項各号に定める土地の区域を除く。）で使用しようとする土地に係るものその他総理府令で定める事項を記載した使用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書には、第十九條の規定により提出された意見書を添付しなければならない。

第十六條 公用地暫定使用法第二條第一項第一号に掲げる土地で、引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供しているものを昭和五十二年五月十五日以後引き続きそれぞれ駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適切かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができる。ただし、この法律の施行の際国土調査法第二條第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査又は現地調査書により次の各号に掲げる事項が明らかとなつていないときは、当該各号に定める土地については、この限りでない。

一 駐留軍の用に供している土地については、各筆の土地の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。次号において同じ。）当該各筆の土地

二 自衛隊の部隊の用に供している土地については、一体としてその用に供する土地の区域内のすべての筆の土地の位置境界 当該区域内の土地

三 国は、この章の規定により使用することができる土地については、この章の規定による使用の開始後であつても、当該土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めなければならない。

（認定の申請）

第十七條 那覇防衛施設局長は、この章の規定により土地を使用しようとするときは、駐留軍又は自衛隊の用に供する必要がある土地の区域（前条第一項各号に定める土地の区域を除く。）で使用しようとする土地に係るものその他総理府令で定める事項を記載した使用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書には、第十九條の規定により提出された意見書を添付しなければならない。

ない。

(使用の公告)

第十八条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の認定を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、同項の使用認定申請書に記載しようとする土地の区域を公告するとともに、その区域を表示した図面を公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しななければならない。

(意見の申出)

第十九条 前条の規定による公告に係る区域内の土地を駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供することについて利害関係を有する者は、その公告のあつた日から三十日以内に、那覇防衛施設局長に対し、意見書を提出することができる。

(使用の認定)

第二十条 内閣総理大臣は、第十七条第一項の規定による申請に係る区域内の土地の使用が第十六条第一項に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該区域内にある土地の使用の認定をしなければならない。

(防衛施設中央審議会への諮問)

第二十一条 内閣総理大臣は、前条の認定に関する処分を行うときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

(関係行政機関の意見聴取)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条の認定に関する処分を行うときは、関係行政機関の長の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、第二十条の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(使用の認定に関する処分の通知及び告示)

第二十三条 内閣総理大臣は、第二十条の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知するとともに、その認定に係る区域及びその区域内の土地の用途並びにその区域を表示した図面の縦覧場所を官報で告

示しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る区域及び用途を、この章の規定により使用しようとする土地の所有者及び関係権利者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第二十条の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知しなければならない。

(土地の使用)

第二十四条 昭和五十二年五月十五日前に前条第一項の規定による告示があつたときは、国は、その告示に係る区域内にある土地を、同日から当該土地について権原を取得するまでの間、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供するため使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 第八条第四項の書面により、その土地に関して、第十六条第一項各号に掲げる事項が明らかとなつた場合において、その明らかとなつた日から三月以内に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。)第四条の使用若しくは取用の認定の申請又は土地収用法第十六条の事業の認定の申請がされなかつたとき。

二 駐留軍用地特措法又は土地収用法の規定により、その土地に関して、使用若しくは取用の認定若しくは事業の認定が拒否され、事業認定申請書が却下され(前号の期間内に却下された場合を除く)、取用若しくは使用の裁決の申請が却下され、又は使用若しくは取用の認定、事業の認定若しくは権利取得裁決が失効したとき。

2 前項第一号の期間内に同号に規定する申請をすることが著しく困難であると認められる事情

がある場合において、内閣総理大臣が、その事情を考慮して別の期間を定め、同号の期間の満了前に、その別の期間を官報で告示したときは、その期間を同号の期間とみなす。

(損失の補償)

第二十五条 国は、前条第一項の規定により土地を使用することによつてその所有者及び関係権利者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る分をその年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償の額は、各年度に係る分について、その年度の開始する日(前条第一項の規定による使用を開始する日)における近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した価格によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について那覇防衛施設局長と前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者及び関係権利者とが協議して定めなければならない。ただし、協議することができないときは、この限りでない。

4 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者又は関係権利者の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、那覇防衛施設局長又は前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者若しくは関係権利者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(原状回復の義務)

第二十六条 国は、第二十四条第一項の規定によ

り使用する土地を駐留軍若しくは自衛隊の部隊の用に供する必要がなくなつたとき、又は同項ただし書の規定により当該土地を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、その土地をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、その土地を原状(公用地暫定使用法第二条第一項の規定による使用の開始の時の原状をいう。以下この条において同じ。)に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前の行為についての経過措置)

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長又は駐留軍用地等の所有者がした行為で、第三条、第五条、第六条、第七條第一項若しくは第二項又は第八条第一項から第三項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律の施行前に第八条第一項の規定による通知に相当する通知があつたときは、第四条又は第六条の規定による公告は、することを要しない。

(この法律の施行の際位置境界が明らかな土地についての措置)

3 この法律の施行の際駐留軍用地等の区域内の土地で、現地調査書によりその位置境界が明らかとなつていないものについては、第十条から第十四条までの規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

(防衛庁設置法の一部改正)

4 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第四十四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 自衛隊の部隊又は駐留軍の用に供する土地の使用等の認定等に関する事。

第四十五条第一号及び第二号中「関すること」の下に「(前条第二十四号に掲げる事務を除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法(昭和五十二年法律 号)の規定による各筆の土地の位置境界の明確化に関する事。

第五十五条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

三 那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会は、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法第九条第三項の規定による那覇防衛施設局長の諮問に応じ、意見を述べることが出来る。

附則中第十五項を第十八項とし、第四項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の三項を加える。

四 防衛施設中央審議会は、昭和五十二年五月十四日までの間、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法第二十一条の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることが出来る。

五 防衛施設庁長官は、沖縄県の区域内の土地の事情について学識経験を有する者三人を防衛施設中央審議会の委員として任命しなければならぬ。

六 前項の規定により任命される委員の任期は、昭和五十二年五月十四日までとする。

理由

沖縄県の区域内の駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとし

もに、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 位置境界明確化作業計画等(第五条—第八条)

第三章 位置境界不明地域内の土地に係る行為の規制(第九条—第十八条)

第四章 沖縄位置境界不明土地審査調整会議(第十九条—第二十二条)

第五章 位置境界明確化作業の実施(第二十三条—第四十一条)

第六章 土地の位置境界の明確化を促進するための措置

第一節 補償等(第四十二条—第四十五条)

第二節 権利の調整(第四十六条—第五十二条)

第三節 その他の措置(第五十三条—第五十五条)

第七章 位置境界明確化作業の成果の取扱い(第五十六条—第五十七条)

第八章 雑則(第五十八条—第六十二条)

第九章 罰則(第六十三条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沖縄県の区域内において位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関

係所有者等の社会的経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、その位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する措置を緊急かつ計画的に実施することにより、沖縄県の住民の生活の安定と向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「位置境界不明地域」とは、第四条の規定により指定された地域をいう。

2 この法律において「位置境界明確化作業」とは、第五章で定めるところにより、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界を明らかにした上、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)による地籍調査に準ずる調査を行うことをいう。

3 この法律において「駐留軍用地等」とは、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの(位置境界不明地域内に所在するものに限る。)をいう。

4 この法律において「所有者不明土地」とは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十九号)第六十二条に規定する所有者不明土地及び位置境界明確化作業によつて位置境界が明らかになつた土地でその所有者が明らかでないものをいう。

(実施主体等)

第三条 位置境界明確化作業は、この法律で定めるところにより、国が実施するものとし、これ

に要する経費の全部を国が負担するものとする。

2 沖縄県及び関係市町村は、位置境界明確化作業の実施について協力しなければならない。

(位置境界不明地域の指定等)

第四条 沖縄開発庁長官は、太平洋戦争による破壊又はアメリカ合衆国の軍隊の行為によつて、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、各筆の土地の位置境界が明らかでないこととなつた地域(各筆の土地の位置境界が、国土調査法第二十一条第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査により、又は現地における調査の結果を記載した書面で、その内容についてこれらの土地が存する市町村の区域内の町又は字(大字を除く。)の区域(以下「字等の区域」という。)内の土地の所有者の全員が同意したもの(以下「現地調査書」という。))により明らかとなつていない地域を除く。)を位置境界不明地域として指定するものとする。

2 沖縄開発庁長官は、位置境界不明地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該位置境界不明地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。

3 沖縄開発庁長官は、位置境界不明地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、沖縄位置境界不明土地審査調整会議の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議しなければならない。位置境界不明地域の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

4 沖縄開発庁長官は、位置境界不明地域の指定又は指定の解除をしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところによりその旨及びその指定又は指定の解除に係る地域その他総理府令で定める事項を公示するとともに、これを沖縄県知事、関係市町村長及び那覇地方事務局長に通知しなければならない。

第二章 位置境界明確化作業計画等

(位置境界明確化作業計画)

第五條 沖繩開発庁長官は、位置境界不明地域の指定をしたときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、沖繩位置境界不明土地審査調整会議の意見を聴いて、位置境界明確化作業に関する計画(以下「位置境界明確化作業計画」という。)を策定しなければならない。

2 位置境界明確化作業計画は、昭和五十二年度からおおむね五箇年の間に達成されることを目的とした内容のもでなければならない。

3 位置境界明確化作業計画には、位置境界明確化作業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 作業地域

二 作業面積

三 作業期間

4 前項に掲げる作業地域及び作業面積については、同項に掲げる作業期間中の各年度(国の会計年度をいう。)に係る分ごとに区分して示さなければならない。

5 沖繩開発庁長官は、その策定した位置境界明確化作業計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、沖繩位置境界不明土地審査調整会議の議を経るとともに、沖繩県知事及び関係市町村長の意見を聴いて、これを変更することができる。

(年度計画)

第六條 沖繩開発庁長官は、位置境界明確化作業計画に基づき、関係行政機関の長と協議し、かつ、沖繩県知事及び関係市町村長の意見を聴いて、毎年度、総理府令で定めるところにより、当該年度における位置境界明確化作業計画(以下「年度計画」という。)を策定しなければならない。

(計画の公示及び通知)

第七條 沖繩開発庁長官は、位置境界明確化作業計画及び年度計画を策定したときは、遅滞なく、総理府令で定めるところによりこれを公示するとともに、沖繩県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

(年度計画の周知)

第八條 沖繩県知事及び関係市町村長は、年度計画について前条の規定による通知を受けたときは、位置境界不明地域内の各筆の土地で当該年度計画に係るものの所有者及び位置境界不明地域内の土地で当該年度計画に係るものに関して所有権以外の権利を有する者にこれを周知させなければならない。

第三章 位置境界不明地域内の土地に係る行為の規制

(土地の表示の変更の許可)

第九條 位置境界不明地域の指定の公示があつた日の翌日から国土調査法第二十条第一項の規定により内閣総理大臣から登記所に当該位置境界不明地域に係る国土調査の成果の写しが送附された日(以下「登記所に成果の写しが送附された日」という。)までの間は、当該位置境界不明地域内の土地について、地目若しくは地積の変更若しくは更正、分筆若しくは合筆又は滅失の登記の申請をしようとする者は、沖繩開発庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の登記の申請をしようとする者は、その申請書に沖繩開発庁長官の許可があつたことを証する書面を添付しなければならない。この場合において、登記官は、当該書面が添付されていないときは、当該登記をしてはならない。

(土地の表示の変更の許可の申請)

第十條 前条第一項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を沖繩開発庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登記の目的

三 登記の申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積

(土地の表示の変更の許可の基準)

第十一條 沖繩開発庁長官は、第九條第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る登記が位置境界明確化作業の実施を著しく困難にするものであるときは、同項の許可をしてはならない。

(許可又は不許可の処分)

第十二條 沖繩開発庁長官は、第九條第一項の許可の申請があつたときは、その申請があつた日から起算して三週間以内、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の期間内に同項の処分がされなかつたときは、当該期間の満了の日の翌日において第九條第一項の許可があつたものとみなす。

(土地所有権等の移転等の許可)

第十三條 位置境界不明地域について年度計画の公示があつた日の翌日から登記所に成果の写しが送附された日までの間は、当該位置境界不明地域内の土地について、土地に関する所有権又は所有権の取得を目的とする権利(以下「土地所有権等」という。)の移転又は設定(対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。)をする契約(予約を含む。以下同じ。)を締結しようとする場合には、当事者は、沖繩開発庁長官の許可を受けなければならない。

(土地所有権等の移転等の許可の申請)

第十四條 前条の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を沖繩開発庁長官に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地所有権等の移転又は設定に係る土地の所在、地番、地目及び地積

三 土地所有権等の移転又は設定の内容(土地所有権等の移転等の許可の基準等)

第十五條 第十一條及び第十二條の規定は、第十

三条の許可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第十二條第一項中「三週間以内」とあるのは、「六週間以内」と読み替えるものとする。

2 第十三條の許可を受けないで土地所有権等の移転又は設定は、その効力を生じない。

(土地の形質の変更の許可)

第十六條 位置境界不明地域の指定の公示があつた日の翌日から登記所に成果の写しが送附された日までの間は、当該位置境界不明地域内の土地の形質の変更をしようとする者は、沖繩開発庁長官の許可を受けなければならない。

(土地の形質の変更の許可の申請)

第十七條 前条の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を沖繩開発庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 形質の変更に係る土地の所在、地番、地目及び地積

三 形質の変更の内容

(土地の形質の変更の許可の基準等)

第十八條 第十一條及び第十二條の規定は、第十六条の許可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第十二條第一項中「三週間以内」とあるのは、「六週間以内」と読み替えるものとする。

第四章 沖繩位置境界不明土地審査調整会議

(沖繩位置境界不明土地審査調整会議)

第十九條 沖繩開発庁に、附属機関として、沖繩位置境界不明土地審査調整会議(以下「審査調整会議」という。)を置く。

2 審査調整会議は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するほか、沖繩開発庁長官の諮問に応じ、位置境界不明地域に係る土地に関する問題について調査審議する。

3 審査調整会議は、位置境界不明地域に係る土地に関する問題について、自ら調査審議して沖繩開発庁長官に意見を申し出ることができる。

4 審査調整会議は、那覇市に置く。

(組織)

第二十条 審査調整会議は、委員十五人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者について、沖繩開発庁長官が任命する。

- 一 関係行政機関の職員 四人以内
- 二 沖繩県の職員 二人以内
- 三 沖繩県の市町村の職員 二人以内
- 四 土地に関する問題について学識経験のある者 七人以上

4 特別委員は、位置境界不明地域内の土地の所有者のうちから、沖繩開発庁長官が任命する。

5 特別委員は、自己の所有する土地の位置境界に利害がある事項については、その調査審議に加わることができる。

6 前項の規定は、委員について準用する。

7 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 委員及び特別委員は、非常勤となる。

10 審査調整会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

11 会長は、会務を総理する。

12 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第二十一条 審査調整会議は、必要があるときは、沖繩県知事、関係市町村長又は関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第二十二條 前三条に定めるもののほか、審査調整会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 位置境界明確化作業の実施

(地図の作成)

第二十三條 沖繩開発庁長官は、年度計画を策定したときは、当該年度計画に従い、位置境界不明地域に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町又は字の区域並びに位置境界不明地域に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、井戸その他の位置境界不明地域について字等の区域内の各筆の土地の位置境界を明らかにするため参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図を速やかに作成しなければならない。

2 沖繩開発庁長官は、前項の地図の作成に当たつては、関係人から土地について事情を聴取するとともに、土地の調査その他の方法により、各筆の土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めなければならない。

3 沖繩開発庁長官は、第一項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖繩県知事及び関係市町村長と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、位置境界不明地域に係る駐留軍用地等にあつては防衛施設庁長官と、それぞれ協議しなければならない。

(地図の作成への協力)

第二十四條 位置境界不明地域内の土地の所有者は、前条第一項の地図の作成について、資料の提供その他の方法により協力しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前条第一項の地図の作成について協力しなければならない。

(地図等の閲覧)

第二十五條 沖繩開発庁長官は、第二十三條第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに關する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。

(関係所有者の代表者の選出)

第二十六條 位置境界不明地域内の土地の所有者は、前条の公告があつたときは、当該公告のあつた位置境界不明地域に係る字等の区域(政令で定めるところによりこれを区分したときは、その区分した区域)ごとに、当該区域内の各筆の土地の所有者(以下「関係所有者」という。)の過半数の合意により関係所有者のうちから代表者を定めなければならない。

2 前項の規定により代表者として定められた者は、総理府令で定めるところにより、その住所及び氏名その他総理府令で定める事項を沖繩開発庁長官に届け出なければならない。

(地図等の交付)

第二十七條 沖繩開発庁長官は、前条第二項の届出があつたときは、総理府で定めるところにより、同条第一項の代表者に対して第二十三條第一項の地図並びにこれに關する写真及び書面を交付するとともに、その交付した旨その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(関係所有者による位置境界の確認の協議等)

第二十八條 沖繩開発庁長官は、第二十三條第一項の地図並びにこれに關する写真及び書面を第二十六條第一項の代表者に交付したときは、関係所有者に対し、総理府令で定めるところにより、全員の協議により、同条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

2 関係所有者は、前項の確認を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、当該確認のための協議をしなければならない。

3 関係所有者は、前項の場合においては、全員の協議により、第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

4 関係所有者は、前項の規定による確認前に、政令で定めるところにより、第二十六條第一項の区域内の土地に關して所有権以外の權利を有する者(以下「関係権利者」という。)の意見を求めなければならない。

(協議に対する援助)

第二十九條 沖繩開発庁長官は、前条第二項の協議が行われる場合においては、第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を明らかにするための資料の提供、その所属の職員の手配その他当該協議が円滑に行われるために必要な援助を行わなければならない。

(沖繩開発庁長官の参考意見)

第三十條 関係所有者は、第二十八條第三項又は次条の規定により土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときは、書面をもつて沖繩開発庁長官に対し、当該土地の位置境界について意見を求めることができる。

2 沖繩開発庁長官は、前項の規定による要求があつたときは、その要求に係る土地の位置境界について意見を述べることができる。

3 沖繩開発庁長官は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、審査調整会議の意見を聴かなければならない。

(位置境界の確認等)

第三十一條 関係所有者は、第二十八條第三項の協議により第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界(隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下同じ。)が確認されたときは、総理府令で定めるところにより、全員で、沖繩開発庁長官に対し、その旨及び協議の内容を通知しなければならない。

2 沖繩開発庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る土地の所有者に対し、その通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認するため立ち会ふべき場所及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、その通知に従い、その場所に立ち会つて、第一項の通知に係る土地の

位置境界を現地に即して確認しなければならない。この場合には、沖繩開発庁長官は、その所属の職員を立ち会わせなければならない。

4 沖繩開発庁長官は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会った者に署名押印させなければならない。

(位置境界の確認の協議の不成立の通知)

第三十二条 第二十六條第一項の代表者は、第二十八條第三項の協議によつても、第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が確認できなかったときは、総理府令で定めるところにより、その旨及びその理由を沖繩開発庁長官に通知しなければならない。

(位置境界の確認の再協議)

第三十三条 沖繩開発庁長官は、前条の通知があつたときは、当該通知に係る関係所有者に対し、期限を定めて、全員の協議により、同条の通知に係る土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。この場合においては、第二十八條第二項から第四項まで、第二十九條、第三十一条及び前条の規定を準用する。

2 前項の場合においては、沖繩開発庁長官は、その通知に係る土地の位置境界について意見を述べなければならない。この場合においては、第三十條第三項の規定を準用する。

3 沖繩開発庁長官は、第二十六條第一項の代表者から第一項の期限について延長の申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

(位置境界の決定の申請)

第三十四条 関係所有者は、前条第一項の協議によつても、第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が確認できなかったときは、関係所有者の三分の二以上の同意を得て、総理府令で定めるところにより、沖繩開発庁長官に対し、同項の区域内の各筆の土地

の全部又は一部の位置境界を決定すべきことを申請することができる。

2 沖繩開発庁長官は、前項の規定による申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、その申請があつた旨を公告しなければならない。

(沖繩開発庁長官による位置境界の決定等)

第三十五条 沖繩開発庁長官は、前条第一項の規定による申請があつたときは、審査調整会議の議を経て、同項の申請に係る土地の全部又は一部の位置境界を決定することができる。

2 前項の決定は、書面で行い、かつ、理由を付し、沖繩開発庁長官がこれに記名押印しなければならない。

3 沖繩開発庁長官は、第一項の決定をしたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

4 第一項の決定は、当該決定に係る関係所有者に送達することによつて、その効力を生ずる。

5 第一項の決定の送達後、送達を受けるべき者に決定書の謄本を送付することによつて行ふ。この場合には、第三項の書面も併せて送付しなければならない。

6 前項の場合において、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつて送付することができる。この場合における公示の方法は、政令で定める。

7 沖繩開発庁長官は、第一項の決定をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(聴聞)

第三十六条 沖繩開発庁長官は、前条第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ、第三十四條第一項の申請に係る関係所有者に対し、相当の期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所その他必要な事項を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、第三十四條第一項の申請に係る関係所有者及びその関係権利者に対し、当該関係所有者に係る土地の位置境界について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議申立て)

第三十七条 第三十五條第一項の決定についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五條の期間は、当該決定の効力が生じた日の翌日から起算して三十日以内とする。

2 沖繩開発庁長官は、第三十五條第一項の決定についての異議申立てがあつたときは、審査調整会議の議を経て、これを決定しなければならない。

3 前項の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ、第三十五條第一項の決定については、裁判所に出訴することができない。

(訴訟との関係)

第三十八条 位置境界不明地域内の各筆の土地の境界の確定について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、この法律の規定により当該土地に係る第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかになるまで訴訟手続を中止することができる。

(地籍調査に準ずる調査)

第三十九条 沖繩開発庁長官は、第三十一条第四項(第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の書面又は第三十五條第三項の書面により第二十六條第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかとなつたときは、速やかに、当該土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しなければならない。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、国土調査法第二條第一項第三号の地籍調査に係る地図及び簿

冊の例による。

3 国土調査法第七條及び第二十五條第一項の規定は第一項の規定による調査及び測量について、同法第十七條の規定は同項の規定により作成された地図及び簿冊について準用する。

(他人の土地への立入り)

第四十条 沖繩開発庁長官は、第二十三條第一項の地図の作成、第三十五條第一項の決定及び同条第三項の書面の作成並びに前条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 沖繩開発庁長官は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第四十一条 沖繩開発庁長官は、前条第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、沖繩開発庁長官と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、沖繩開発庁長官又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第六章 土地の位置境界の明確化を促進するための措置

第一節 補償等

(損失の補償)

第四十二条 国又は地方公共団体は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかになつた場合において、当該土地の全部又は一部が次の各号の一に該当することにより当該土地の所有者に損失を与えたことが明らかとなつたときは、当該土地の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路の用に供されたこと。

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設（国又は地方公共団体により設置された港湾施設に限る。）の用に供されたこと。

三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川管理施設の用に供されたこと。

四 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場その他公共の用に供する施設の用に供されたこと。

五 国又は地方公共団体が設置する施設で政令で定めるものの用に供されたこと。

六 同一の土地の所有者に属する一団の土地の一部が前各号の一に該当することにより当該土地に係る残地の価格が減じていること。

2 前項第一号から第三号までに規定する法令には、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の施行前に同法第二条第一項に規定する沖繩に適用されていた法令でこれらの号に規定する法令に相当するものを含むものとし、前項第二号、第四号又は第五号の国又は地方公共団体には、琉球政府又は同法第二条第一項に規定する沖繩の市町村を含むものとする。

3 第一項の土地の所有者の損失は、当該土地が同項各号に規定する施設の用に供された時から国又は地方公共団体が当該土地について権原を取得するまでの間に生じた損失とする。

4 第一項の規定による損失の補償額は、近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した価格

によつて算定しなければならない。

5 第一項の規定による損失の補償は、沖繩開発庁長官又は地方公共団体の長と土地の所有者とが協議して定めなければならない。この場合において、前条第三項の規定を準用する。

(国の負担)

第四十三条 国は、地方公共団体が前条の規定により土地の所有者に対して、損失の補償を行つた場合には、国は、政令で定めるところにより、当該損失の補償に要した経費の全部を負担する。

(補償を行つた土地の権原の取得)

第四十四条 国又は地方公共団体は、第四十二条の規定により土地の所有者に対して損失の補償を行ふべきこととなつた場合には、速やかに、当該損失の補償を行ふべきこととなつた土地について権原を取得するように努めなければならない。

(損失補給金)

第四十五条 国は、第四十二条の規定の適用がある場合を除き、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、当該土地の全部又は一部が次の各号の一に該当することが明らかとなつたときは、当該土地の所有者に対して、政令で定めるところにより、損失補給金を支給する。

一 道として一般交通の用に供されていること。

二 河川、海面又は用排水路として一般公共の用に供されていること。

三 前各号に規定する事項に類するものとして政令で定めるもの。

四 同一の土地の所有者に属する一団の土地の一部が前各号の一に該当することにより当該土地に係る残地の利用が著しく困難となつて

いること。

2 第一項の損失補給金の支給基準は、当該土地の地目、面積、価格、その利用状況その他の事情を考慮して、政令で定める。

3 第一項の損失補給金の額は、総理府で定めるところにより、沖繩開発庁長官が審査調整会議の議を経て決定する。この場合においては、沖繩開発庁長官は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第二節 権利の調整

(賃借権の優先的取得)

第四十六条 位置境界不明地域内の各筆の土地を建物その他の工作物の所有又は耕作若しくは養畜の目的をもつて使用している者が、当該各筆の土地の位置境界が明らかになつたことに伴い、当該使用の権原を有しないこととなつたときは、当該土地の位置境界が明らかになつた時において、その者は、他の法令の規定にかかわらず、他の者に優先して、相当な借地条件で、当該土地の賃借権をしたものとみなす。

2 前項の規定は、当該土地が一時使用に係るもの又は駐留軍若しくは自衛隊の部隊の用に供されているものである場合には、適用しない。

(賃借権の存続期間)

第四十七条 前条の規定により設定された賃借権の存続期間は、次の各号に定めるところによる。

一 借地法（大正十年法律第四十九号）の適用を受ける場合にあつては、同法第二条の規定にかかわらず、これを二十年とする。ただし、建物がこの期間満了前に朽腐したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

二 借地法の適用を受けない場合にあつては、これを五年とする。

2 当事者は、前項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定めをすることができ。ただし、借地法の適用を受ける場合にあつては存続期間を二十年未満、同法の適用を受けない場合にあつては存続期間を五年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

(賃借権の対抗力)

第四十八条 第四十六条第一項の規定により設定された賃借権を有する者は、その賃借権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、こ

れをもつて当該賃借権が設定された日から一年以内に当該土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(借地条件についての裁判による解決)

第四十九条 第四十六条第一項の規定による賃借権の借賃その他の借地条件について、当事者間の協議が成立しないときは、申立てにより、裁判所は、近傍類地の借賃その他の借地条件、土地又は建物の状況その他一切の事情を考慮して、これを定めることができる。

(裁判の管轄及び手続)

第五十条 前条の規定による裁判は、第四十六条第一項の規定により設定された賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、これを行う。

(民事調停法の準用)

第五十一条 第四十九条の規定による申立てがあつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条の規定を準用する。この場合には、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)

第五十二条 第四十九条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ。その期間は、これを二週間とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第三節 その他の措置

(土地の買取りの申出)

第五十三条 この法律の規定により位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかになつた場合において、当該土地に所有者以外の者が建物その他の工作物を設置しているときは、当該土地の所有者は、建物その他の工作物を設置している者に対して、総理府令で定めるところにより、当該土地の時価による買取りを申し出ることができる。

2 前項の買取りの申出に係る土地の価格は、建物その他の工作物を設置している者と土地の所

有者とが協議して定める。

3 第四十六條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(土地の買取請求)

第五十四條 前條の規定による土地の所有者の買取りの申出があつた場合において、建物その他の工作物を設置している者がその買取りの申出に応じないときは、当該土地の所有者は、沖繩開発庁長官に対して、総理府令で定めるところにより、当該土地を時価で買取り取るべきことを請求することができる。

2 前項の規定により買取り取るべき土地の価格は、沖繩開発庁長官と土地の所有者とが協議して定める。この場合においては、第四十一條第三項の規定を準用する。

(資金の融通等)

第五十五條 国は、第五十三條第一項の規定による土地の買取りの申出を受けた者に対して、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

第七章 位置境界明確化作業の成果の取扱

(地図及び簿冊の認証の申請)

第五十六條 沖繩開発庁長官は、第三十九條第三項において準用する国土調査法第十七條第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に第三十九條第三項において準用する同法同条第二項の規定による申出があつたとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めるとき、若しくは第三十九條第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九條第五項の国土調査の成果としての認証を申請しななければならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第五十七條 沖繩開発庁長官は、国土調査法第十九條第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の

閲覧に供しなければならない。

2 沖繩開発庁長官は、前項の地図及び簿冊の写しを沖繩県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

第八章 雑則

(土地管理人)

第五十八條 位置境界不明地域内の土地の所有者は、沖繩県の区域内に住所、居所又は事務所を有しない場合においては、この法律における当該土地に係る当該所有者に関する一切の事項を処理させるため、沖繩県の区域内に住所、居所又は事務所を有する者のうちから土地管理人を定め、これを沖繩開発庁長官に届け出なければならない。

2 沖繩開発庁長官は、前項の規定により土地管理人の届出がされないことにより位置境界不明地域内の土地の位置境界明確化作業に支障を生ずるときは、当該土地の所在地を管轄する簡易裁判所に対して、土地の所有者のために土地管理人の選任を請求しなければならない。

(所有者不明土地管理者等)

第五十九條 所有者不明土地のうち、位置境界明確化作業によつて位置境界が明らかになつた土地でその所有者が明らかでないものは、その位置境界が明らかとなつた日から当該土地についてその所有者が明らかになるまでの間、沖繩県が管理するものとする。

2 沖繩県知事(市町村が当該所有者不明土地を管理する場合には、当該市町村の長)は、この法律における所有者不明土地に係る所有者に関する一切の事項を処理させるため、その所属の職員のうちから、所有者不明土地管理者を定め、これを沖繩開発庁長官に届け出なければならない。

(標識等の設置等)

第六十條 沖繩開発庁長官は、位置境界明確化作業の実施のために必要な標識又は調査設備(以下「標識等」という。)を設置することができる。

2 国土調査法第三十條第二項から第四項まで及

び第三十一條の規定は、前項の規定により標識等を設置した場合について準用する。

(防衛施設庁長官の協力)

第六十一條 防衛施設庁長官は、沖繩開発庁長官が駐留軍用地等の区域内の土地についてこの法律の規定に基づきその権限を行使する場合に、これに協力しなければならない。

(政令への委任)

第六十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

(罰則)

第六十三條 第六十條第二項において準用する国土調査法第三十一條第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十四條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反して、許可を受けな

い土地に関する権利の移転又は設定をする

契約を締結した者

二 第六六條の規定に違反して、許可を受けな

い土地の形質の変更をした者

第六十五條 第四十條の規定による立入りを拒

み、又は妨げた者は、一万円以下の罰金に処す

る。

第六十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長、沖繩

県知事又は位置境界不明地域内の土地の所有者

がした行為で、第二十三條、第二十七條、第二

十八條第一項から第三項まで又は第三十一條第

一項から第三項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律

の施行前に第三十一條第一項の規定による通知に相当する通知があつたときは、第二十五條又は第二十七條の規定による公告は、することを要しない。

(この法律の施行の際位置境界が明らかでない土地についての措置)

3 この法律の施行の際沖繩県の区域内の土地で、現地調査書によりその位置境界が明らかとなつていないものについては、第三十九條から第四十一條まで、第五十六條、第五十七條、第六十五條及び第六十六條の規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

4 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十

九號)の一部を次のように改正する。

第四十條中第八號を第九號とし、第七號を第八

號とし、第六號を第七號とし、第五號の次に次

の一号を加える。

六 沖繩県の区域内における位置境界不明地

域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に

関する特別措置法(昭和五十二年法律第

三號)の規定による各筆の土地の位置境

界及び地籍の明確化に関すること。

第五十條第二項中「第六號及び第七號」を「第

七號及び第八號」に改め、同条第三項中「及び

同条第五號」を「同条第五號」に改め、「(限る。)」

の下に「及び同条第六號に掲げる事務」を加え

る。

第七條の次に次の一条を加える。

(沖繩位置境界不明土地審査調整会議)

第七條の二 沖繩開発庁に、附属機関として、

沖繩位置境界不明土地審査調整会議を置く。

2 沖繩位置境界不明土地審査調整会議の組

織、所掌事務、委員の任命その他の事項につ

いては、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法の定めるところによる。

第九条第一項第一号中「及び第八号」を「第六号及び第九号」に改める。

理由

沖縄県の区域内において位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関係所有者等の社会的経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、沖縄県の住民の生活の安定と向上に資するため、その位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する措置を緊急かつ計画的に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約六十億円の見込みである。

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年七月一日」を「昭和五十二年七月一日」に改める。